

印旛沼・流域再生 恵みの沼をふたたび
印旛沼流域水循環健全化計画

**第1期（2009～2015年）
行動計画（案）**



2010年1月

印旛沼流域水循環健全化会議

印旛沼・流域の諸元

◆ 諸元

(2009 (平成21) 年4月1日現在)

区分	天然湖
湖面積	11.55km ² (北沼6.26km ² 西沼5.29km ²)
貯水量	1,970万m ³
周囲	26.4km
水深	最大2.5m、平均1.7m
管理水位	かんがい期Y.P.+2.5m 非かんがい期Y.P.+2.3m
滞留時間	約22日
流域面積	541.1km ²
流域人口 ^{※1}	75.8万人
下水道普及率 ^{※1}	79.2%

※1 千葉県データ

(流域人口、下水道普及率の他、本計画で示す汚濁負荷量は、湖沼水質保全特別措置法で定められた指定湖沼地域内での統計値であるため、栄町は含まれていません。)

◆ 環境基準

項目	類型	環境基準	湖沼水質保全計画目標値 ^{※2}	平成20年度年平均値
COD	湖沼・A	3.0mg/L (75%値)	7.5mg/L 8.9mg/L ^{※3}	8.5mg/L 9.6mg/L ^{※3}
T-N	湖沼・III	0.4mg/L	2.7mg/L	2.6mg/L
T-P	湖沼・III	0.03mg/L	0.10mg/L	0.11mg/L

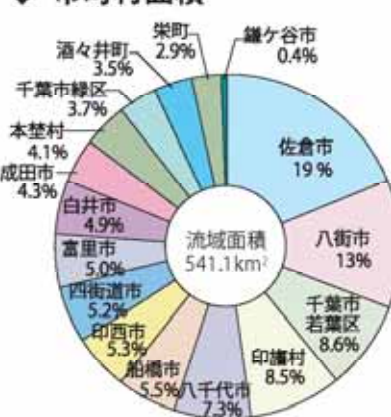
※2 第5期の目標値で、施策を講じた場合の平成22年度の年平均値

※3 COD75%値

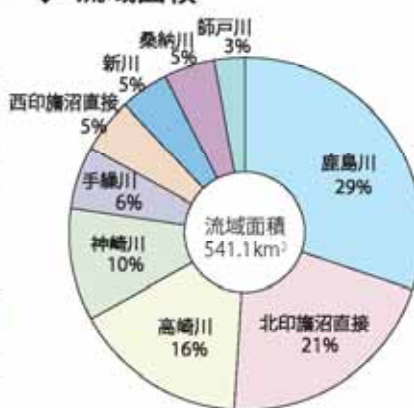
◆ 利水状況

項目	状況
上水	2,906万m ³ /年(2008年度)
工業用水	6,519万m ³ /年(2008年度)
農業用水	7,399万m ³ /年(2008年度)
内水面漁業	155t/年(2007年、手賀沼を含む)

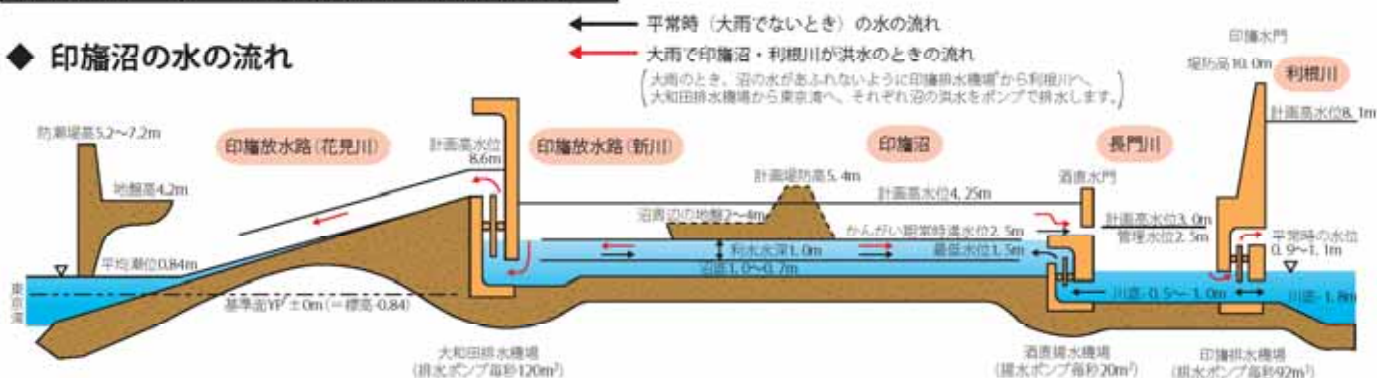
◆ 市町村面積



◆ 流域面積



◆ 印旛沼の水の流れ



印旛沼流域概要図



印旛沼流域水循環健全化計画 第1期行動計画（案）

目次

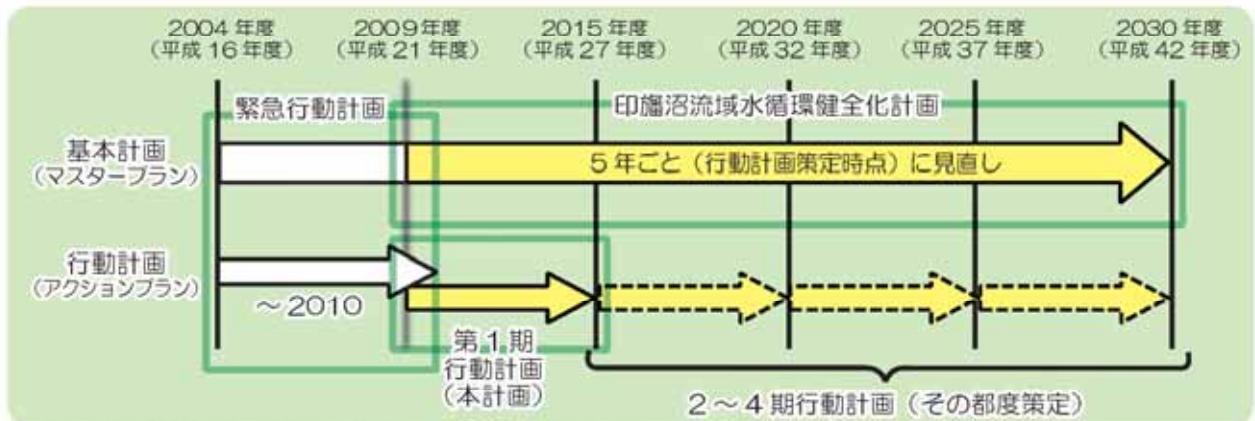
1. はじめに	1
2. 印旛沼・流域の再生目標	2
2.1 再生目標	2
2.2 目標達成状況を評価する指標	3
3. 印旛沼再生に向けた取り組み	7
3.1 取り組みの方針	7
3.2 重点的に進める対策	8
3.3 第1期行動計画での取り組み内容と役割分担	9
3.4 取り組み指標と目標	16
3.5 取り組みによる効果	18
4. 各河川流域での取り組み	20
5. 計画の推進	31
5.1 計画推進の方法	31
5.2 印旛沼の6者連携	32
5.3 モニタリング	33
5.4 情報の発信	35
第1期行動計画 101の対策の取り組み個票	36

1. はじめに

1.1 計画の位置づけ

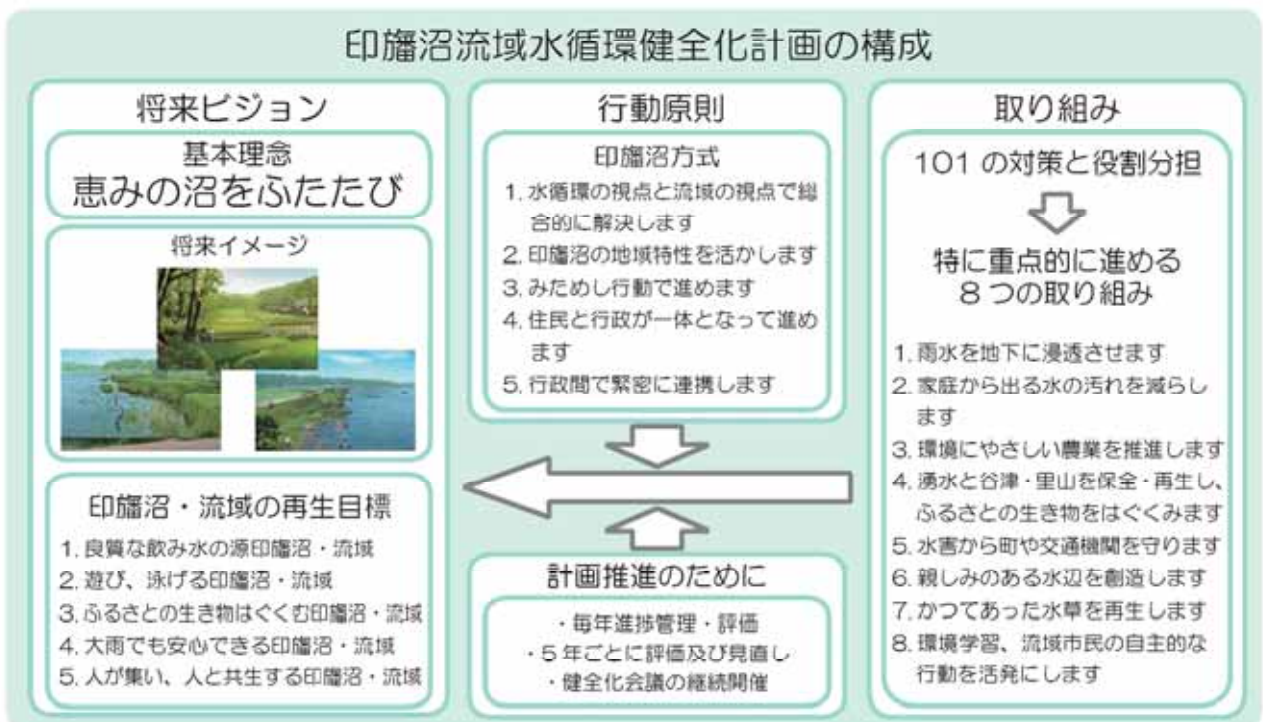
本計画書「印旛沼流域水循環健全化計画 第1期行動計画（案）」は、印旛沼・流域の再生に向けて策定された基本計画である「印旛沼流域水循環健全化計画」において、第1期の行動計画期間として定めている2009（平成21）年度～2015（平成27）年度に、各実施主体が実施すべき取り組みをとりまとめた行動計画（アクションプラン）です。

また、本計画に記載している健全化に向けた各種の取り組みは、印旛沼方式（P6参照）の1つとして掲げている「みためし」の考えにもとづいて、実施しながら、より効果的な取り組みに見直していくものとしています。このため、本計画も常に更新していくため、「案」を付した形で策定しています。



※第1期行動計画は、緊急行動計画の一部対策を継続するものとして策定します。

なお、「印旛沼流域水循環健全化計画」では次のような内容を記しています。詳細は、「印旛沼・流域再生 恵みの沼をふたたび（印旛沼流域水循環健全化計画）」を参照ください。



2. 印旛沼・流域の再生目標

2.1 再生目標

恵み豊かな印旛沼・流域を再生するため、次の5つの目標を設定します。

5つの目標

目標1
良質な飲み水の源
印旛沼・流域

印旛沼は、多くの千葉県民の水道水源です。
命の源である水源が良好に保たれる印旛沼・流域を目指します。

目標2
遊び、泳げる
印旛沼・流域

かつて、印旛沼や河川は、子どもたちの遊び場でした。
人々が水にふれあい、遊ぶことのできる、水が清らかな印旛沼・流域を目指します。

目標3
ふるさとの
生き物はぐくむ
印旛沼・流域

かつて、印旛沼や流域では、多様な生き物がはぐくまれていました。印旛沼の水質悪化や流域の都市化、外来種の侵入等により、沼本来の生き物が減少しています。
多様な生き物を呼び戻し、ふるさとの生き物が生息・生育できるような印旛沼・流域を目指します。

目標4
大雨でも
安心できる
印旛沼・流域

かつて、印旛沼・流域は、洪水による大きな被害を受けてきました。今でも大雨の時には、浸水被害等が生じています。
大雨でも水害のない、安全で安心して生活できる印旛沼・流域を目指します。

目標5
人が集い、
人と共生する
印旛沼・流域

印旛沼・流域は、私たちに様々な恵みを与えてくれます。それを再認識し、地域の宝としてはぐくんでいきます。
人々が集まり、人々とともに生きていく、活力と誇りにあふれる印旛沼・流域を目指します。

2.2 目標達成状況を評価する指標

5つの目標について、それぞれに関連する9項目の評価指標と目標を設定し、これらの目標を指標にして、目標達成状況を評価します。

評価指標	現状 2008（平成20）年度	2015（平成27）年度 における目標	2030（平成42）年度 における目標
①水質	★クロロフィルa ^{※1} ：年平均85 μg/L ★COD ^{※1} ：年平均8.5mg/L	★クロロフィルa ：年平均75 μg/L 以下 ★COD ：年平均7.5mg/L 以下	★クロロフィルa ：年平均40 μg/L 以下 ★COD ：年平均5mg/L 以下
②アオコ	★ところどころにアオコが発生している	★アオコの発生が目立たなくなる	★アオコが発生しない
③清澄性	★透明度 ^{※2} ：0.2m程度	★透明度が改善する ：0.5m程度	★岸辺に立って沼底が見える （透明度1.0 m程度）
④におい	★季節や場所によって臭気の発生がある	★臭気が少なくなる	★臭気がしない
⑤水道に適した水質	★2-MIB ^{※3} ：0.003～1.9 μg/L ★トリハロメタン生成能 ^{※3} ：0.068～0.102mg/L	★2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する	★2-MIB ：年最大0.1 μg/L 以下 ★トリハロメタン生成能 ：年最大0.1mg/L以下
⑥利用者数	★水辺に近付ける場所や、そこを利用する人数が限られている	★増加する	★増加する
⑦湧水	★流域の湧水で涸渇する所がある ★「硝酸性窒素および亜硝酸性窒素」が10mg/Lを超える所がある	★印籠沼底や水源の谷津で豊かな清水が湧く	★印籠沼底や水源の谷津で豊かな清水が湧く ★湧水水質 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 ：10mg/L 以下
⑧生き物 ^{※4}	★外来生物（特に特定外来生物）が侵入・拡大している ★在来生物が減少している	★かつて生育していた沈水植物が再生する ★特定外来生物を侵入・拡大させない	★在来生物種が保全される ★かつて生息・生育していた生物種（特に沈水植物）が復活する ★外来種（特に特定外来生物）が駆除される
⑨水害	★鹿島川や高崎川の下流部などで浸水被害が発生している	★治水安全度が向上する	★概ね30年に一度の大雨でも安心が保たれる ^{※5}

※1 西印籠沼「上水道取水口下」地点の値を記載しています。

※2 佐倉ふるさと広場近くでの見透視度調査による値です。

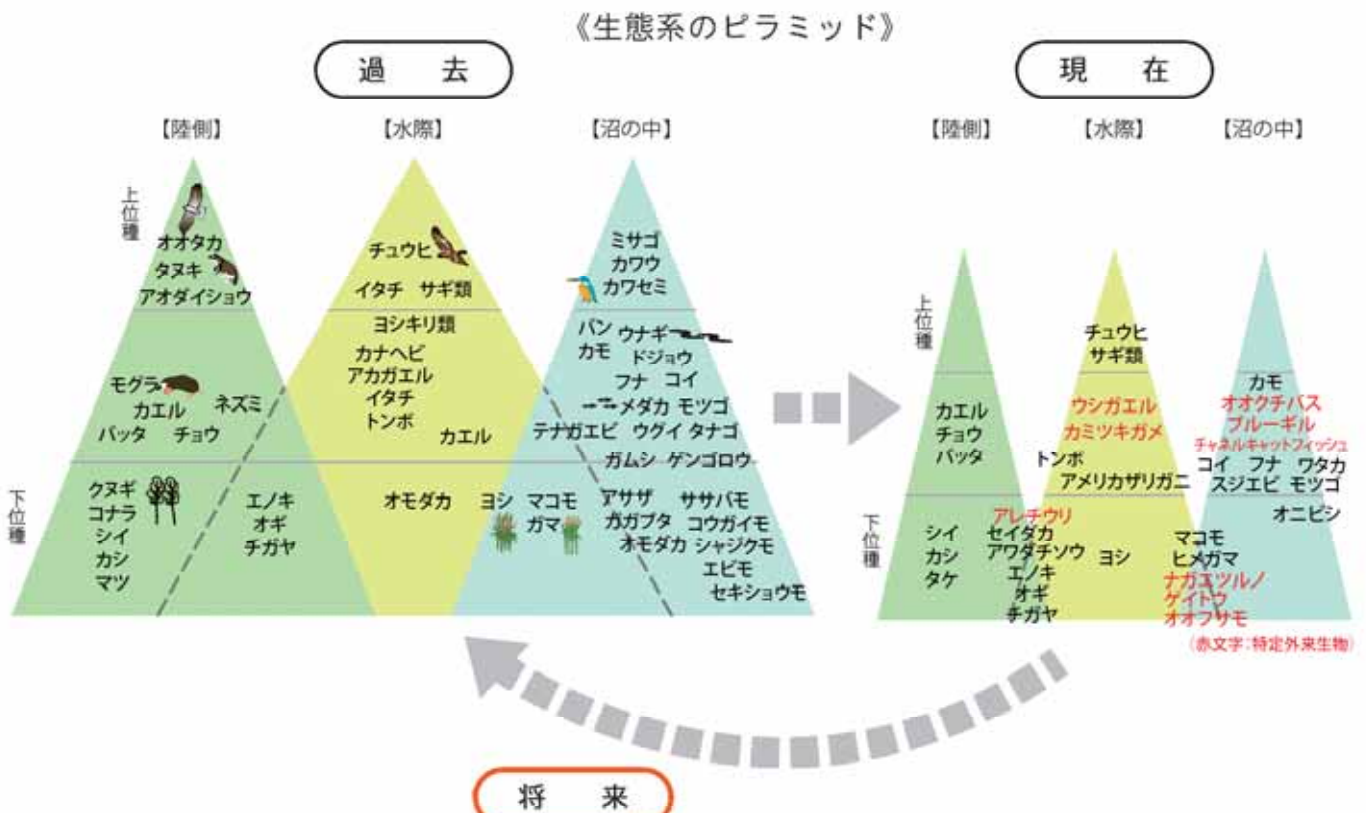
※3 2-MIB、トリハロメタン生成能は、「柏井浄水場原水」の値を記載しています。

※4 次ページに詳細を記載しています。

※5 印籠沼における目標で、「手賀沼・印籠沼・根名名川圏域 河川整備計画」（2007年7月策定）の目標年次は2037年度です。

※ 4 評価指標「⑧生き物」(P3)に関する目標について

過去(昭和30年代)の印旛沼・流域では、陸～水際～沼において様々な生物が生息・生育し、豊かな生態系が維持されていました。しかし、現在では在来の生物種は減少し、特定外来生物をはじめとする外来種が多く見られる等、生態系は劣化しています。将来においては、過去に代表されるように、陸～水際～沼において様々な生物が生息・生育する豊かな生態系となることを目指します。



在来生物を保全・再生するとともに
外来生物を抑制し、過去の姿に近い、
多様で豊かな生態系を目指します。

(生態系ピラミッドはイメージ図です)

参考 行動原則 ～印旛沼方式～

目標達成のための行動原則「印旛沼方式」として5つを定めています。

1 水循環の視点、流域の視点で総合的に解決します

印旛沼とその流域全体での視点、治水・水質・生態系・親水利用等の総合的な水循環の視点から、恵みの沼の再生を目指します。

2 印旛沼の地域特性を活かします

印旛沼流域内の都市域や農村域等、それぞれの地域の特徴を踏まえて取り組みを進めます。

都市域：生活雑排水による水質悪化、コンクリート・アスファルト等地表被覆面の拡大による雨水の地下浸透の減少、降雨に伴う地表流出水による汚濁物質流出の増大

農村域：開発等による水源の涵養域である山林や谷津の減少、担い手の不足

3 みためし行動を進めます

作成した計画の実行状況や目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進めていきます。つくったら終わりの計画ではなく、必要に応じて計画を点検し、見直します。

4 住民と行政が一体となって進めます

住民・市民団体・企業・行政等がともに手を携えて計画を実践します。流域住民は様々な取り組みやモニタリング調査等で、幅広く計画の実施に参加します。行政は、住民の意識啓発や、住民・企業・行政連携の対策を進めます。さらに、水循環健全化に向けたアイデア・提案を広く住民から募集する仕組みをつくります。

住民による取り組みの例：貯留・浸透施設の設置、台所等の生活雑排水対策、谷津や湧水の保全活動への参加等

5 行政間の緊密な連携を確保します

流域市町村・千葉県・国が、また、河川・環境・農林水産・上下水道・都市・教育等の各担当部局が、水循環健全化のために横断的に協力して計画を実践していきます。

3. 印旛沼再生に向けた取り組み

3.1 取り組みの方針

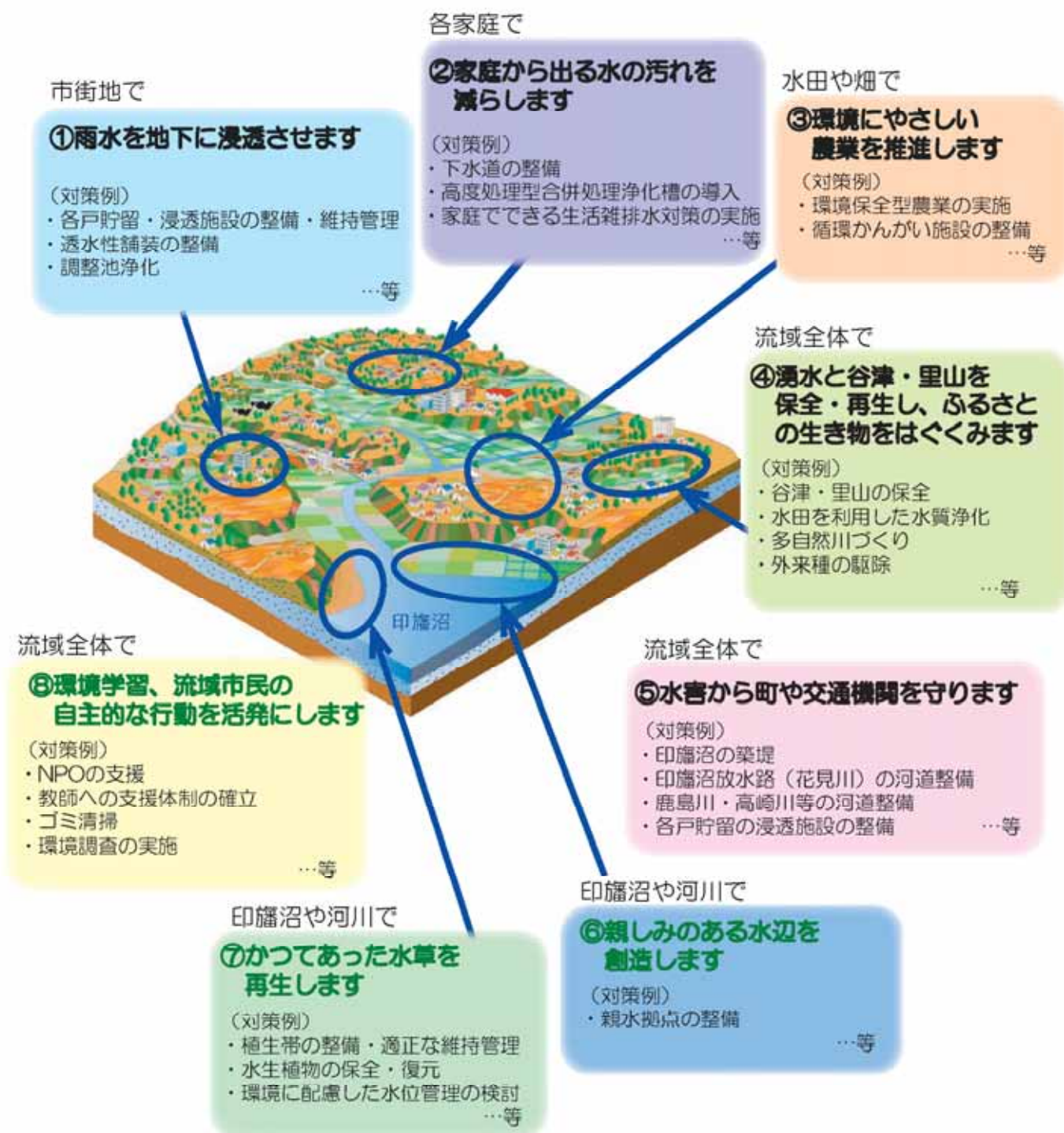
健全化計画では、5つの目標達成のためにⅠ～Ⅷの取り組みの観点のもと、101の対策に取り組むこととしています。

5つの目標	取り組みの観点	対 策	
目標1 良質な飲み水の源 印旛沼・流域	Ⅰ 平常時の水量を回復させる 取り組み	A) 地下水涵養量の確保 各戸貯留・浸透施設の整備・維持管理①⑤ 透水性舗装の整備①⑤	
		B) 自然地の保全 土地利用の適正化 森林・斜面林の保全① 谷津・里山の保全④	
		C) 地下水の保全 地下水の適正な使用	
目標2 遊び、泳げる 印旛沼・流域	Ⅱ 水質を改善する 取り組み	D) 点源負荷の削減 下水道の整備② 高度処理型合併処理浄化槽の導入② 家庭でできる生活雑排水対策の実施②	
		E) 河川等における浄化 水田を利用した水質浄化④ 多自然川づくり④、ゴミ清掃⑧	
		F) 面源負荷の削減 調整池浄化①、環境保全型農業の実施③ 循環かんがい施設の整備③	
		G) 印旛沼の流動化 大和田機場流動化運転の見直し	
目標3 ふるさとの 生き物はぐくむ 印旛沼・流域	Ⅲ 健全な生態系を 保全・復元する 取り組み	H) 印旛沼の浄化 植生帯の整備⑦、水生植物の保全・復元⑦ 環境に配慮した水位管理の検討⑦	
		I) 流域における生態系の保全・復元 森林・斜面林の保全① 耕作放棄地の解消④、谷津・里山の保全④	
目標4 大雨でも 安心できる 印旛沼・流域	Ⅳ 水辺の親水性を 向上させる取り組み	J) 印旛沼・流入河川における生態系の保全・復元 植生帯の整備・適正な維持管理⑦ 水生植物の保全・復元⑦ 外来種の調査・駆除④	
		K) 親水性の向上 親水拠点の整備⑥ 親水性に配慮した植生帯の整備⑥	
目標5 人が集い、 人と共生する 印旛沼・流域	Ⅴ 人と水との関わりを 強化する取り組み	L) 人と水の関わり強化 パンフレット等による啓発資料の作成・配布⑧ NPOの支援⑧、教師への支援体制の確立⑧ 交流拠点・支援センターの設立⑧	
		Ⅵ 水害被害を軽減する 取り組み	M) 印旛沼の治水安全度の上昇 印旛沼の築堤⑤ 印旛沼放水路（花見川）の河道整備⑤
			N) 流入河川の治水安全度の上昇 鹿島川・高崎川等の河道整備⑤
			O) 流域の流出抑制 各戸貯留・浸透施設の整備⑤
Ⅶ 水循環の実態解明 に向けた取り組み	P) 内水排除 沼・河川周辺排水機場の整備・改修⑤		
	Q) 水循環の現状把握 環境調査の実施⑧		
Ⅷ 財源を確保する 取り組み	R) 研究、技術開発の促進 研究の促進 新技術の開発促進		
	S) 経済的措置 取り組みの財源確保するためのしくみ検討		

※丸数字は、重点的に進める8つの対策群（P8）に対応しています。
 ※ここに記した対策例は代表的なもののみです。詳しくは、P9以降に記載しています。
 ※緑字の対策は、緊急行動計画（63の対策）から追加した対策です。

3.2 重点的に進める対策

101 の対策のうち、特に重要と考えられる対策について「8 つの重点対策群」として位置づけ、重点的に進めていきます。



※緑字の対策群は緊急行動計画「重点的に進める5つの対策群」から追加したものです。

3.3 第1期行動計画での取り組み内容と役割分担

8つの重点的に取り組む対策群ごとに、本計画の期間内（2009～2015年度）において実施する取り組みと役割分担を以下に整理します。なお、ここでは主な取り組みの方向性を示しており、具体的な対策の実施内容は、「4. 河川流域ごとの取り組み」、および巻末の取り組み個票に示します。

①「雨水を地下に浸透させる」ための取り組み

既存市街地や住宅地、道路に対して、雨水浸透マスや透水性舗装の設置を進めます。また、森林や斜面林や農地の保全に努め、雨水の地下浸透・地下水涵養を確保します。

さらに、浸透対策は地下水涵養を確保するだけでなく、降雨時の流出を抑制し、洪水や浸水被害低減にも効果があることから、雨水浸透マス設置をより普及させるための制度等に関する検討を行います。

《主な取り組みの役割分担》

<p>■住民は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を新築・改築する際は、雨水浸透マスや天水桶（貯留槽）を設置します。 ・市町村の設置補助制度を活用して、住宅の雨水浸透マスを浸透性にします。 ・定期的に雨水浸透マスの清掃を行います。（年1回程度） ・住宅の敷地内の緑化に努めます。 ・森林・農地の保全・維持管理を行います。
<p>■企業は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の敷地に雨水貯留浸透施設を設置し、駐車場には透水性舗装を整備します。 ・定期的に雨水浸透マスの清掃を行います。（年1回程度） ・住宅メーカー、排水工業者は、住民など施主に浸透マス設置を促します。 ・敷地内の緑化に努めます。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱等に基づいて、住民や企業に対し、浸透・貯留施設設置を指導します。 ・公共施設、道路（歩道）での雨水浸透マスや透水性舗装の整備、維持管理を行います。 ・設置補助制度や啓発等により住民の浸透・貯留施設の設置を推進します。 ・生産緑地制度や農業振興地域整備計画に基づいて農地の保全に努めます。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、道路（歩道）での雨水浸透マスや透水性舗装の整備、維持管理を行います。 ・浸透施設設置を推進するための仕組み・制度を検討します。 ・浸透・浄化機能を持った調整池の改良方法を検討します。 ・森林・農地の保全・維持管理を推進します。



泥やゴミで詰まってしまった雨水浸透マス

↓ 年1回程度の清掃



きれいになった雨水浸透マス



天水桶（雨水貯留槽）

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～	2030年	実施主体
住宅や事業所、公共施設への雨水浸透マス設置・清掃	→			→		住民、企業、市町村、県
歩道・駐車場等への透水性舗装の整備	→			→		企業、市町村、県
浸透施設の設置指導	住民・企業への指導 →			→		市町村、県
浸透施設の普及を推進するための制度検討	方向性検討 →	→		制度化検討 →	→	県等
調整池による面源負荷低減のための改良検討	指針検討 →	→		改良実施 →	→	県等
森林・農地の保全・維持管理	保全・管理 →			→		住民、市町村、県



学校留置（平常時）

↓



学校留置（降雨時）

（出典：流域貯留浸透施設のご紹介、雨水貯留浸透技術協会）

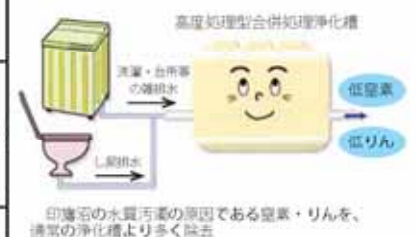
②「家庭から出る水の汚れを減らす」ための取り組み

下水道の整備を進め、未接続の家庭や事業所は下水道へ接続します。農業集落排水処理区域では、処理施設の適正な維持管理を継続して行います。それ以外の区域では、印旛沼の富栄養化の原因物質となっている窒素やりんを処理できる高度処理型合併処理浄化槽の導入を進めます。また、高度処理型合併処理浄化槽をさらに普及させるための補助制度や新たな技術開発を進めます。

また、印旛沼の流域全体の生活排水処理（下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽）のあり方に対し、地域の状況に合った生活排水処理を進めていくための検討を行います。

《主な取り組みの役割分担》

<p>■住民は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備区域内における未接続の家庭は、下水道へ接続します。 くみ取り（し尿処理場利用）、単独処理浄化槽利用の家庭では、市町村の設置補助制度を活用する等により、高度処理型合併処理浄化槽に転換します。 住宅の新築、改築で新たに浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併処理浄化槽を設置します。 継続した浄化槽の維持管理、法定点検を実施します。 生活排水対策グッズ等を用いて家庭でできる生活排水対策を実施します。
<p>■企業は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備区域内における未接続の事業所は、下水道へ接続します。 事業所の新築、改築で新たに浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併処理浄化槽を設置します。 浄化槽メーカーは、りん除去型の高度処理型合併処理浄化槽の技術開発を進めます。
<p>■市民団体は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民に対して、高度処理型合併処理浄化槽導入や生活排水対策実施の啓発活動を行います。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備を行います。 家庭や事業所に戸別訪問等を行い、下水道への接続を促します。 農業集落排水処理施設を継続して管理します。 高度処理型合併処理浄化槽設置の補助を行います。 生活排水対策グッズの配付等を行い、生活排水対策の実施を推進します。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備を行います。 高度処理型合併処理浄化槽の設置補助制度の充実（補助基準の統一、補助額の見直し等）の検討を行い、高度処理型合併処理浄化槽の普及を進めます。 下水道や浄化槽での処理等、地域の状況に合った生活排水処理方式を検討します。
<p>■調査研究機関は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設の合併処理浄化槽においてりん除去機能向上させるための技術開発を行います。



印旛沼の水質汚濁の原因である窒素・りんを、通常の浄化槽より多く除去

高度処理型合併処理浄化槽のしくみ



浄化槽の維持管理（清掃、点検）

各種生活排水対策



洗剤の適正利用



《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～2030年	実施主体
下水道の整備、家庭・事業所への接続	整備・接続			→	住民、企業、市町村、県
農業集落排水処理施設の適正管理	維持管理			→	市町村
高度処理型合併処理浄化槽の導入・転換	→			→	住民、企業、市町村、県
浄化槽からの窒素・りん除去の技術開発	調査	試験導入		→	調査研究機関
高度処理型合併処理浄化槽普及の検討や地域に合った生活排水処理の検討	関係機関との調整・実践			→	県等

③「環境にやさしい農業を推進する」ための取り組み

環境保全型農業を進め、また、公的な認証である、ちばエコ農産物の認証やエコファーマーの認定取得を進めることで、印旛沼流域の農業や化学肥料の使用量の減量化に取り組みます。また、環境保全型農業の推進にあたっては、農家（生産者）の取り組みと合わせて、市町村、関係機関、流通関係者、消費者との連携を進め、印旛沼流域の基盤である農業の活性化に繋げていきます

《主な取り組みの役割分担》

<p>■農業従事者（農家、企業）は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の取り組みを進めます。 ・土壌診断の活用等により適正施肥を行います。 ・ちばエコ農産物、エコファーマーの認証取得に努めます。
<p>■消費者（住民、流通・販売業者）は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちばエコ農産物等、環境保全型農業による県産農作物を購入します。
<p>■土地改良区は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環かんがい施設の整備を推進します。 ・環境に配慮した農業用排水路の整備や維持管理を行います。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥や農業の適正使用を推進します。 ・環境保全型農業に関する情報提供を行います。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちばエコ農業を推進します。 ・エコファーマーの認定取得を推進します。 ・適正施肥等環境保全型農業について農家への指導を行います。 ・環境保全型農業に関する情報提供を行います。 ・生産者と消費者が連携した環境保全型農業推進方策を検討します。
<p>■農林水産省は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環かんがい施設の整備を進めます。 ・環境に配慮した農業用排水路の整備を進めます。
<p>■調査研究機関は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷軽減のための農業新技術の開発を行います。



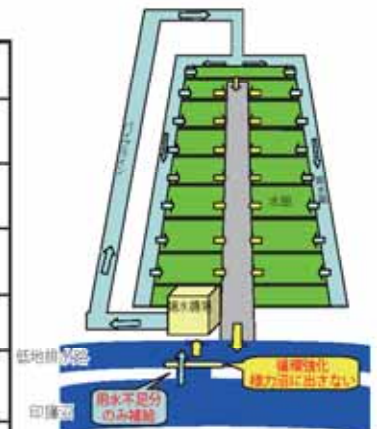
ちばエコ農産物の認証取得



地元農産物直売施設

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～	2030年	実施主体
環境保全型農業の実施	→				→	農業従事者、土地改良区
環境保全型農業の推進	→				→	市町村、県
環境保全型の農産物の購入	→				→	住民（消費者）、流通業者
新技術の開発	→				→	調査研究機関
環境保全型農業に関する情報提供	→				→	市町村、県
循環かんがい施設の整備・維持管理		整備	→		→	土地改良区、農林水産省
生産者と消費者が連携した環境保全型農業推進方策の検討	実践に向けた検討	→			→	県等



循環かんがいシステム (国営印旛沼二期事業)

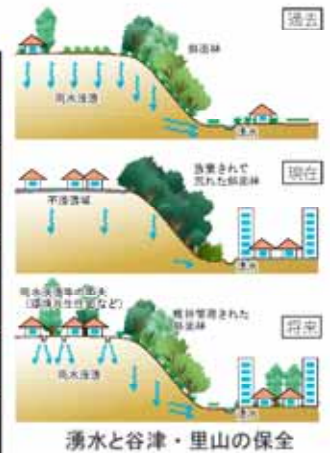
④「湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物をはぐくむ」ための取り組み

印旛沼の水源である湧水が湧く谷津や里山を保全するため、千葉県里山条例等に基づいて谷津・里山の保全活動を推進します。谷津田等での耕作放棄地の解消に取り組みます。また、監視カメラや巡視員等による監視を強化して、谷津や斜面林、河川等への不法投棄を減らします。

印旛沼や河川においては、多自然川づくりや環境に配慮した農業用排水路の整備を行い、河川・水路の水辺を自然豊かにします。印旛沼では植生帯整備を行い、かつて生育していた沈水植物等を再生させるとともに、特定外来生物であるカミツキガメやナガエツルノゲイトウ等を駆除します。

《主な取り組みの役割分担》

<p>■住民は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面林などの里山の保全や維持管理、ビオトープの維持管理等の活動に積極的に参加します。
<p>■市民団体は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津や里山の保全活動を行います。 ・斜面林などの里山の保全や維持管理、ビオトープの維持管理等の活動を行います。
<p>■土地改良区は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農業用排水路の維持管理を行います。 ・ナガエツルノゲイトウ等の駆除を行政と協働で実施します。
<p>■漁業協同組合は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カミツキガメ等の駆除を行政と協働で実施します。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域の良好な谷津・湧水や里山環境を整備する等により保全します。 ・里山保全活動の支援を行います。 ・条例等に基づき残土埋め立て地の適正処理、適正管理を行います。 ・監視カメラや巡視員等による不法投棄の監視を行います。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県里山保全条例等に基づき、谷津・里山保全活動の支援を行います。 ・耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援します。 ・多自然川づくりにより、河川の整備を行います。 ・印旛沼や流入河川でのナガエツルノゲイトウやカミツキガメ等の特定外来生物の駆除を行います。
<p>■調査研究機関は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種の生態と防除対策についての調査研究を行います。 ・豊かな水環境および生物多様性と健全な生態系の保全・再生のための調査研究を行います。



不法投棄の監視

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～2030年	実施主体
谷津・里山の保全活動	→				住民、企業 市民団体、 市町村、県
耕作放棄地解消に向けた活動	→				市民団体、 市町村、県
不法投棄の監視	→				市町村、県
多自然川づくり・環境に配慮した農業用排水路の整備・管理	→				土地改良区、県
特定外来生物の駆除	→				市民団体、 土地改良区、 漁業協同組合、県



特定外来生物の駆除

⑤「水害から町や交通機関を守る」ための取り組み

流域では、降雨時の流出を抑制し、床上・床下浸水や道路冠水を軽減するため、雨水浸透マス等による浸透対策や、調整池設置等による貯留対策を進めます。

印旛沼・河川では、治水安全度を向上させるため、鹿島川、高崎川等の河道改修や印旛沼の築堤等の他、印旛沼周辺の排水機場の整備、維持管理を行います。

《主な取り組みの役割分担》

<p>■住民は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に雨水浸透マスや貯留槽を設置します。
<p>■企業は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所、工場に雨水浸透マスを設置し、駐車場に透水性舗装を整備します。
<p>■土地改良区は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼周辺の排水機場の整備・維持管理を行います。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、企業へ浸透施設の設置・貯留施設の整備を指導します。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島川や高崎川、印旛放水路（花見川）等の河道改修、印旛沼の築堤を行います。 ・流域での浸透対策、貯留対策を推進します。 ・環境に配慮した水位管理の検討と合わせて、治水に配慮した水位管理の検討を行います。
<p>■農林水産省は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環かんがい施設の整備に合わせて、農業用揚排水機場の整備・改修を行います。
<p>■国土交通省は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼を調節池として活用した放水路の検討を行います。
<p>■水資源機構は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛排水機場、大和田排水機場の維持管理を行います。

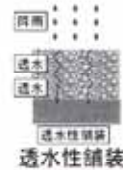
流域対策



雨水浸透マス



天水桶
(雨水貯留槽)



透水性舗装



学校貯留

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～	2030年	実施主体
浸透・貯留施設の設置、定期清掃	設置・清掃	→	→	→	→	住民、企業 市町村、県
河道改修・印旛沼築堤	工事の実施	→	→	→	→	県
治水に配慮した水位管理の検討		→	→	→	→	県（印旛沼水質改善技術検討会）
農業用排水機場の整備・維持管理		→	→	→	→	土地改良区、 農林水産省



河道改修

⑥「親しみのある水辺を創造する」ための取り組み

現在の印旛沼・河川では、一部を除いて水辺に近づくことが困難であることから、既存施設や植生帯整備に合わせて、人が水にふれあえる拠点を整備します。また、整備にあたっては、市民団体や関係機関と連携して検討します。

《主な取り組みの役割分担》

- 住民、市民団体、土地利用区、市町村は・・・
 - ・親水拠点の整備について県と協働で検討します。
 - ・親水拠点を積極的に利用し、また維持管理を行います。
- 県は・・・
 - ・関係者と協働しながら親水拠点整備の検討を進めます。
 - ・親水拠点の整備、維持管理を行います。



水辺の取策イメージ

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～2030年	実施主体
親水拠点整備の検討	[Timeline bar from 2009 to 2015]				市民団体、 土地改良区、 市町村、県
親水拠点の整備	[Timeline bar from 2009 to 2030]				県
親水拠点の維持管理	[Timeline bar from 2015 to 2030]				市民団体、 土地改良区、 市町村、県



将来の親水性イメージ

⑦「かつてあった水草を再生する」ための取り組み

かつて印旛沼内に広く分布していた水草を再生して、水質浄化機能を取り戻し、豊かな生態系を再生するため、沼岸に浅瀬の創出、一部水域を区切った水位低下等により水草の再生を促します。また、かつての水草の種を守るため、系統維持拠点により沼固有種子を保存します。

また、印旛沼の管理水位が水質や生物等へ与える影響を把握するため、環境に配慮した印旛沼水位管理の検討とそのモニタリングを実施します。

《主な取り組みの役割分担》

- 住民・市民団体・学校は・・・
 - ・ビオトープ等で、印旛沼の水草・種子の保存活動を行います。
- 県は・・・
 - ・印旛沼内の植生帯整備を行います。
 - ・系統維持拠点（漁業協同組合、県立中央博物館等）において印旛沼の水草・種子を保存します。
 - ・環境に配慮した水位管理検討とモニタリングを実施します。
- 調査研究機関は・・・
 - ・環境に配慮した水位管理について専門的視点から検討・評価します。



水草再生のイメージ

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～2030年	実施主体
水草・種子の保存活動	[Timeline bar from 2009 to 2030]				住民、市民団体、 学校、県
植生帯整備	[Timeline bar from 2009 to 2030]				県
環境に配慮した水位管理の検討	[Timeline bar from 2009 to 2030]				県、調査研究機関 (印旛沼水質改善技術検討会)



将来の水辺の生きもののイメージ

⑧「環境学習、流域市民の自主的な行動を活発にする」ための取り組み

印旛沼の再生には、流域全員の行動が不可欠です。印旛沼をテーマとした環境学習を積極的に行い、子どもたちの印旛沼・流域への関心を高めます。また、WEBサイト等を活用した印旛沼に関連する情報の発信や、様々な関連イベント、住民参加型の環境調査の開催により住民の印旛沼・流域への意識向上を図り、自主的な活動を促します。また、印旛沼や河川のゴミ清掃や道路や側溝等の清掃活動を行います。

さらに、印旛沼再生に向けて印旛沼・流域の関係者全員が健全化計画・行動計画を確実に実践し、また自主的な行動を支援する等の仕組みである、印旛沼サポートセンター（仮称）の設立に向けた検討を進め、実施可能な仕組みから実施していきます。

《主な取り組みの役割分担》

<p>■住民・企業は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼や環境関連のイベントや環境調査、清掃活動へ積極的に参加します。
<p>■市民団体は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや環境調査を開催します。 ・学校での環境学習への協力や講師として出前講座の実施を行います。
<p>■学校は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼をテーマとした環境学習を行います。
<p>■印旛沼環境基金は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEBサイトや啓発資料等により印旛沼に関連する情報の発信を行います。 ・環境保全に関する活動に対して助成を行います。 ・公開講座や船上見学会を開催します。
<p>■市町村は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEBサイトや広報等により、印旛沼に関連する情報の発信を行います。 ・住民と協働でイベントやゴミ清掃活動を行います。 ・道路や側溝等の清掃を行います。
<p>■県は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いんばぬま情報広場」WEBサイト等により印旛沼流域水循環健全化会議の取り組みや関連する情報の発信を行います。 ・印旛沼をテーマとした環境学習を支援する仕組みの検討を行います。 ・印旛沼サポートセンター（仮称）の立ち上げに向けた検討を行います。 ・道路や側溝等の清掃を行います。
<p>■調査研究機関は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の環境調査や講習会等を開催します。



環境学習



住民会議



生物調査



ゴミ清掃

《主な取り組みの実施工程》

対策内容	2009年	～	2015年	～2030年	実施主体
印旛沼環境学習の実施	試行	→	本格運用	→	学校、市民団体、県
情報の発信	WEBサイト更新・継続的な情報発信			→	印旛沼環境基金、市町村、県
イベント、講習会等の開催	→			→	市民団体、印旛沼環境基金、市町村、県
住民参加型環境調査の開始	→			→	市民団体、市町村、県、調査研究機関
ゴミ清掃、道路・側溝清掃	→			→	住民、企業、市民団体、市町村、県
サポートセンター立ち上げに向けた検討	準備会設立	→	可能な項目から実施、徐々に移管	→	県等

3.4 取り組み指標と目標値

特に数値化できる取り組みに対して次のように取り組み指標と目標値を設定し、第1期行動計画の目標年次（2015年度）、および健全化計画の目標年次（2030年度）に向けて、各対策を実施していきます。

取り組み指標と目標値

重点対策群	取り組み指標 ^{※1}	現状 (2008年度)	目標値	
			第1期行動計画 (2009～2015年度 ：7ヶ年)	目標年 (2009～2030年度 ：22ヶ年)
① 雨水を地下に浸透させます	1) 雨水浸透マスの設置基数	約1.2万基/年 ^{※2}	8.4万基増	26.4万基増
	2) 透水性舗装の整備面積	約5万m ² /年 ^{※2}	35万m ² 増	110万m ² 増
	3) 貯留施設の整備貯留量	約2万m ³ /年 ^{※2}	14万m ³ 増	44万m ³ 増
② 家庭から出る水の汚れを減らします	4) 下水道普及率	76% ^{※2}	84%	91%
	5) 高度処理型合併処理浄化槽利用人数 ^{※3}	対象人口の約3% (約5,000人) ^{※2}	同約17%	同約100%
③ 環境にやさしい農業を推進します	6) ちばエコ農業による耕作面積	644ha	増加	増加
	7) エコファーマー認定件数	407件	増加	増加
④ 湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物を育みます	8) 特定外来生物 ^{※4} の駆除	侵入・拡大	侵入・拡大させない	駆除
⑤ 水害から街や交通機関を守ります	9) 河道整備延長 ^{※5}	約4,800m	約11,450m (約6,650m増)	約12,800m
⑥ 親しみのある水辺を創造します	10) 親水拠点の整備箇所数	0箇所	1箇所以上	5箇所
⑦ かつてあった水草を再生します	11) 植生帯再生面積（延長）	約760m	8,000m	26,000m
⑧ 環境学習、流域市民の自主的な行動を活発にします	12) 水環境をテーマとした環境学習実施学校数	延べ8校 (モデル校として実施)	増加	増加
	13) WEB サイトいんばぬま情報広場のアクセス数	約800アクセス /月	2000アクセス /月	6000アクセス /月

※1: 取り組み指標のうち、「雨水浸透マスの設置基数」「透水性舗装の整備面積」「貯留施設の整備貯留量」「高度処理型合併処理浄化槽利用人数」の目標値については、P3に示す「水質(COD、クロロフィルa)」の目標値を達成するために必要な実施量(努力目標)を、シミュレーションによって設定しています。

※2: 緊急行動計画(2003～2008年度)での実績です。

※3: 現状は、主に窒素除去型の高度処理型合併処理浄化槽利用人数。また、目標値の割合は、対象人口(流域人口のうち、下水道整備区域以外の人口)に対する高度処理型合併処理浄化槽の導入人口の割合を表しています。

※4: ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、カミツキガメ等

※5: 第1期行動計画(施策番号94、P166)の施策として位置づけている河川改修事業を対象として記載しています。

また、各河川流域別の第1期行動計画の期間における目標を次のように設定します。

流域別目標値（第1期行動計画：2015年まで）※5

鹿島川	高崎川	手繰川	神崎川	新川	桑納川	師戸川	西印旛沼 直接	北印旛沼 直接	印旛沼
2.3万基増	1.4万基増	0.8万基増	1.1万基増	0.3万基増	0.6万基増	0.2万基増	0.3万基増	1.4万基増	—
9.2万m ² 増	5.3万m ² 増	2.8万m ² 増	5.0万m ² 増	1.5万m ² 増	1.8万m ² 増	0.9万m ² 増	1.4万m ² 増	7.2万m ² 増	—
3.7万m ³ 増	2.2万m ³ 増	1.3万m ³ 増	1.9万m ³ 増	0.6万m ³ 増	0.9万m ³ 増	0.3万m ³ 増	0.5万m ³ 増	2.6万m ³ 増	—
63% →68%	55% →69%	89% →93%	86% →92%	82% →89%	85% →95%	91% →93%	81% →89%	78% →84%	—
3% →14%	3% →16%	5% →29%	2% →18%	4% →22%	4% →18%	4% →25%	3% →16%	3% →14%	—
増 加									—
増 加									—
侵入・拡大させない									
950m増	500m増	—	—	—	3,600m増	—	—	1,600m増	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1箇所以上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,000m
増 加									—
2000アクセス/月									

※6 各数値は小数点以下を四捨五入しているため、合計が流域全体の目標値と合わない場合があります。

＜河川流域別目標の設定方法＞

- ・雨水浸透マス、貯留施設の整備貯留量については、流域全体の実施量を、市街地・住宅地の土地利用面積に応じて割り振って設定しました。
- ・透水性舗装については、流域全体の実施量を、道路の土地利用面積に応じて割り振って設定しました。
- ・下水道普及率については、利根川流域別下水道整備総合計画(策定中)を参考に設定しました。
- ・高度処理型合併処理浄化槽利用人口(率)については、流域全体の実施量を、現状の単独処理浄化槽人口、し尿処理場利用人口(水質保全課データ)に応じて割り振って設定しました。

3.5 取り組みによる効果

現在（2008年度）の印旛沼水質（西沼）は、COD年間平均値で8.5mg/Lです。人口の増加等により2015（平成27）年度は9.8mg/Lまで悪化しますが、第1期行動計画で位置づけられている、流域対策・沼内対策を進めることで、2015（平成27）年度は、7.5mg/Lまで改善すると予測されます。また、流域からの湧水量は上流域等で増加し、流入河川の水質も改善すると予測されます。

3.5.1 予測ケース

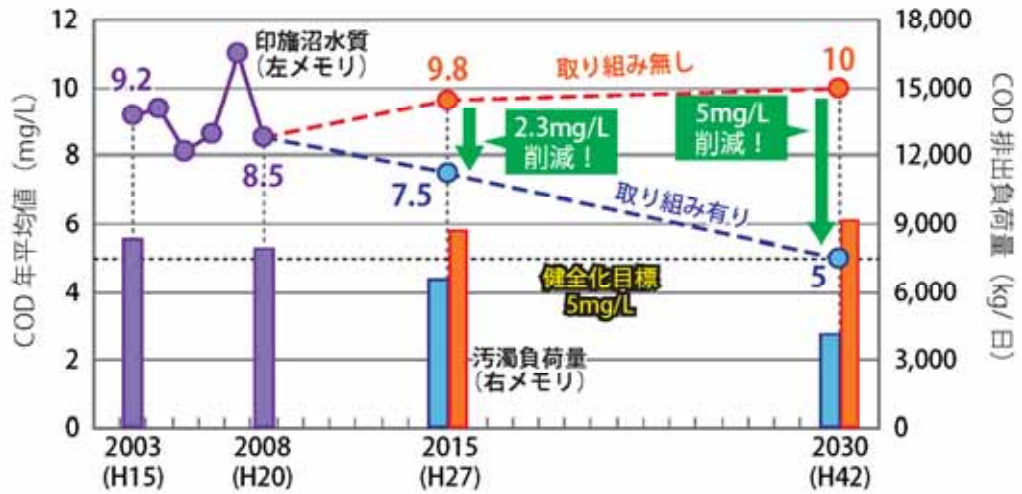
時期	No.	ケース名	取り組み内容
現在 (2008年度)	0	現況	現在の取り組み
第1期行動計画 目標年 (2015年度)	1-1	2015取り組み無し (現状維持)	現在の取り組みレベルで維持 (人口増加分の汚水処理は通常型合併処理浄化槽とした)
	1-2	2015取り組み有り (第1期行動計画での取り組み)	第1期行動計画での取り組み実施量(P16) 流域対策:浸透対策(雨水浸透マス・透水性舗装)、 下水道整備、高度処理型合併処理 浄化槽設置 等 沼内対策:植生帯整備
健全化計画 目標年 (2030年度)	2-1	2030取り組み無し (現状維持)	現在の取り組みレベルで維持 (人口増加分の汚水処理は通常型合併処理浄化槽とした)
	2-2	2030取り組み有り (健全化計画での取り組み)	健全化目標年までの取り組み実施量 (P16) 浸透対策:流域対策(雨水浸透マス・透水性舗装)、 下水道整備、高度処理型合併処理 浄化槽設置 等 沼内対策:植生帯整備

予測モデルは、千葉県と独立行政法人土木研究所が、連携して開発してきたモデルを使用。

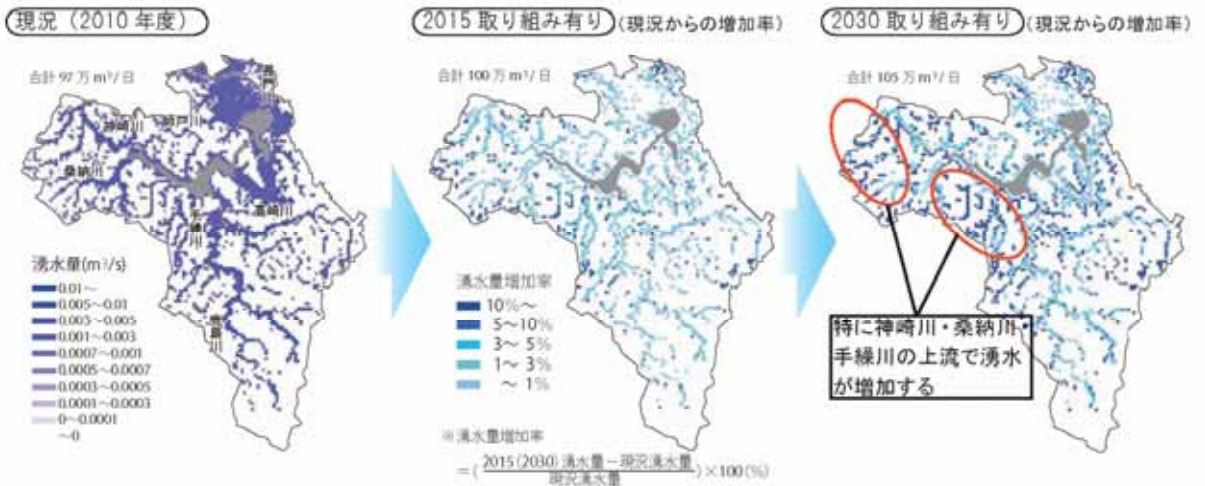
- ・流域の水量水質の解析モデル : 流域水物質循環モデル
- ・印旛沼の流動水質の解析モデル : 印旛沼生態系モデル

3.5.1 予測結果

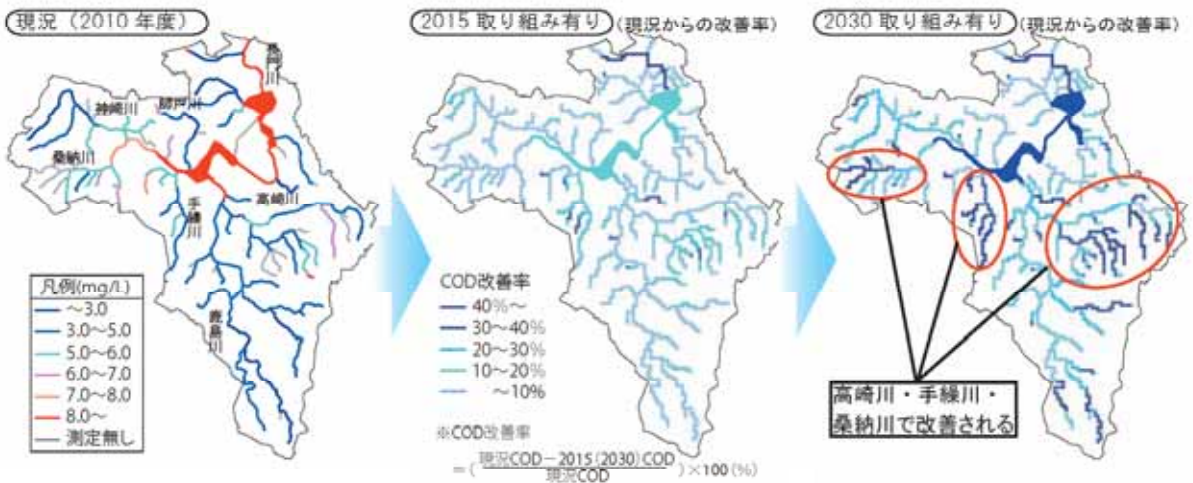
●印旛沼水質（西沼 上水道取水口下）



●流域の湧水量



●流域河川の水質

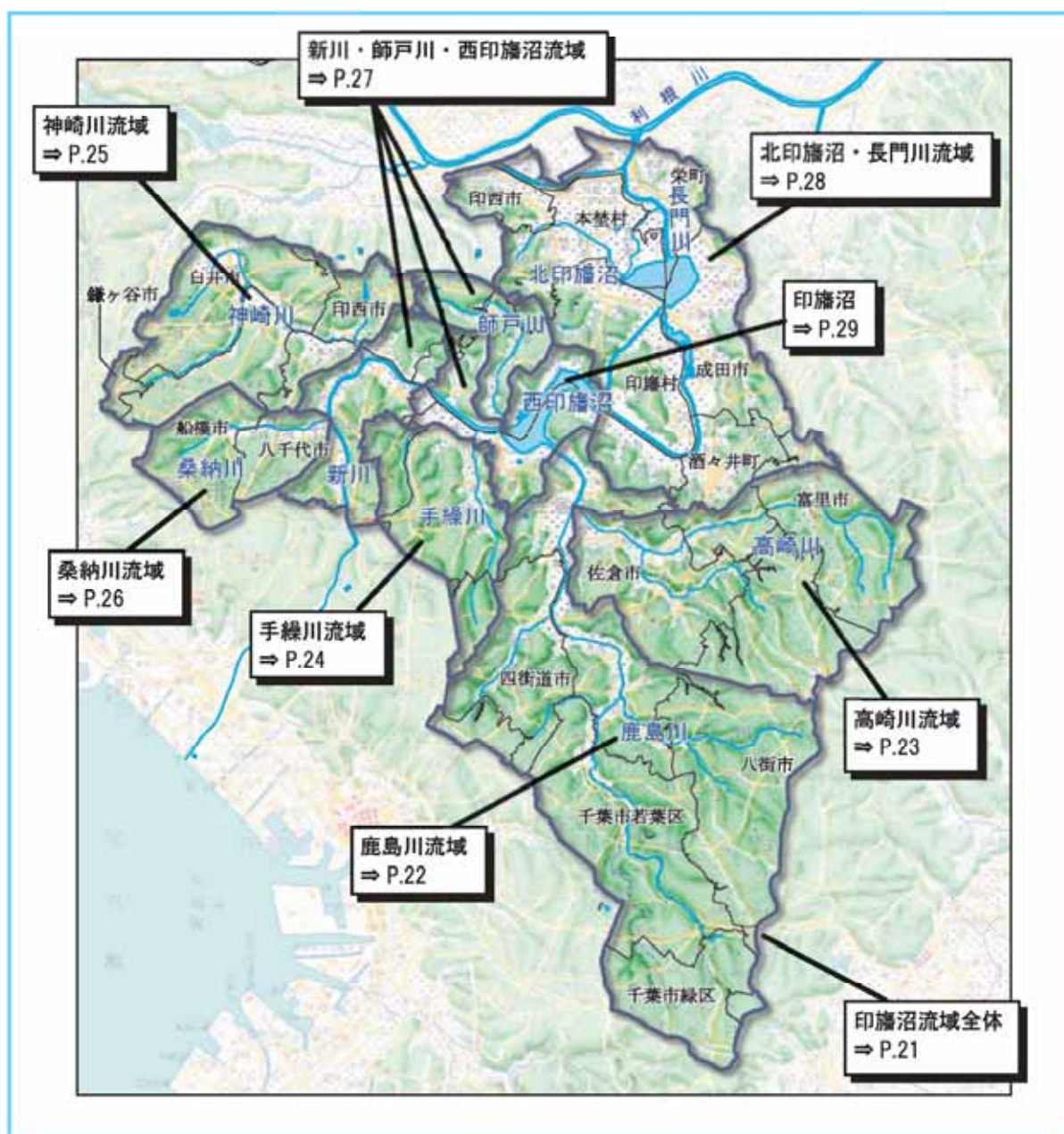


4. 各河川流域での取り組み

印旛沼流域全体について、人口や土地利用、排出負荷量等を次ページに示します。なお、ここから見てくる流域全体の課題や、解決のための取り組み方針については、「印旛沼流域水循環健全化計画書」で示しています。

さらに、各河川流域および印旛沼の現状、及び第1期行動計画の期間中（2009～2015年度）に各河川流域・印旛沼それぞれで取り組むべき主な対策について、次の通り示します。

なお、流域ごとの「重点的な取り組み」については、各流域の土地利用や排出汚濁負荷量の現状を踏まえ、8つの重要対策群（P8参照）のうち、より重要度の高い取り組みを示しています。



印旛沼流域

土地利用



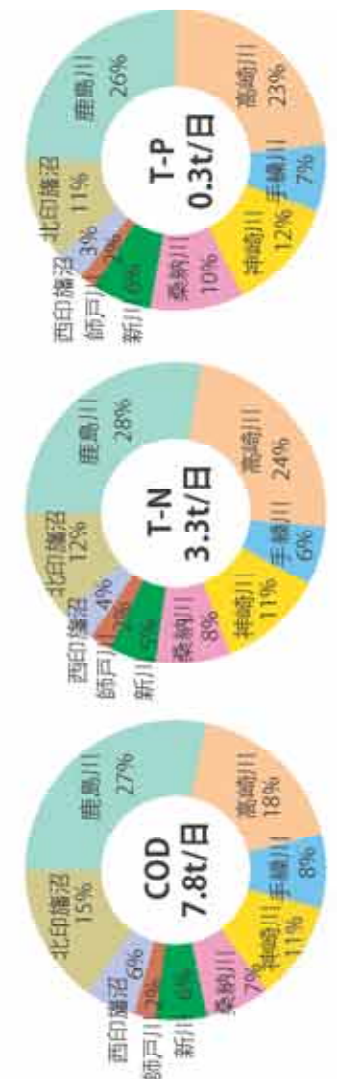
市町村別人口



生活排水処理形態



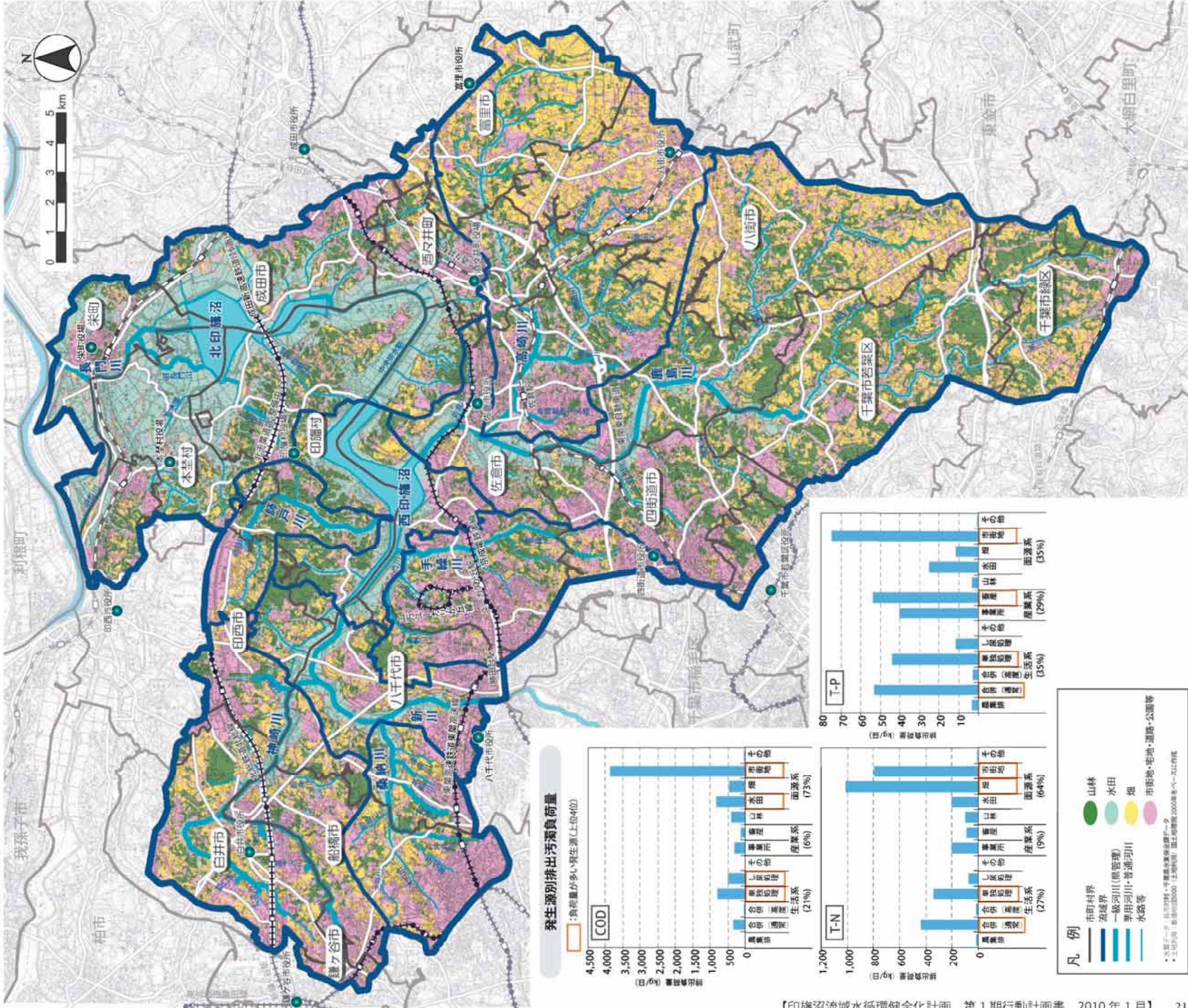
流域別排出汚濁負荷量



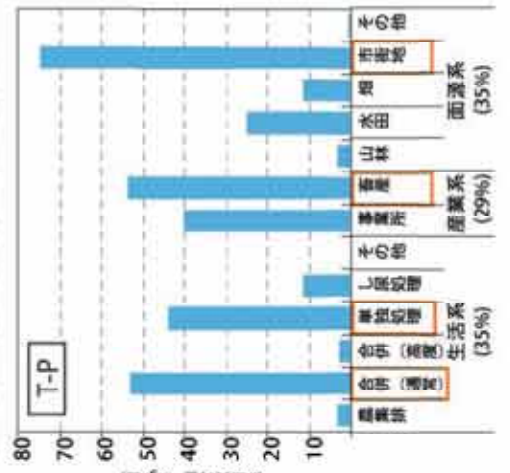
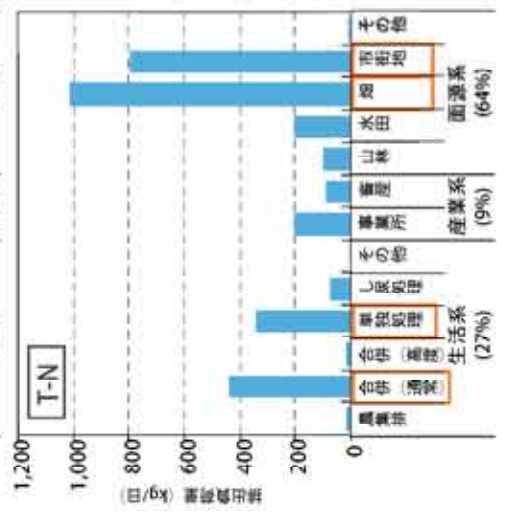
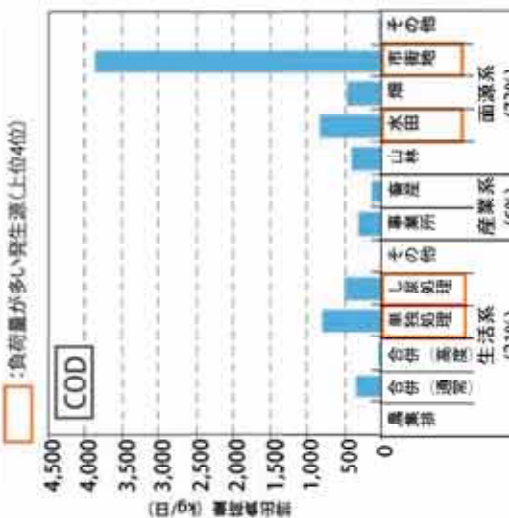
※「市町村別」は印旛沼・土曜地域中、農業排水が中心の中心市街地を除外した地域。
※「流域別」は同一市町村内でも異なる流域を指しています。

出典：千葉県水質検査センター(2009年度)

出典：千葉県水質検査センター(2009年度)



発生源別排出汚濁負荷量



鹿島川流域行動展開図

河川流域の特徴

印旛沼の流入河川で最大の流域面積を持ち、全体の約3割を占めています。下流に佐倉市街地、支川の小名木川上流に四街道市街地がありますが、中流から上流にかけて台地上には畑、山林が広がり流域の約6割を占めており、谷津や里山など比較的自然環境が多く残る流域です。

河川水質は、CODは比較的きれいですが、窒素（T-N）は濃度が高くなっています。また、下流の佐倉市街地では大雨時には浸水被害が生じることもあります。

重点的な取り組み

- 重点対策群 No.③ 上流域の農地で環境保全型農業等をすすめる、農地からの窒素負荷量を減らす取り組み
- 重点対策群 No.④ 谷津や里山、湧水を保全する取り組み
- 重点対策群 No.⑤ 雨水の流出を抑制し、治水安全度を向上させる取り組み

土地利用



市町村別人口

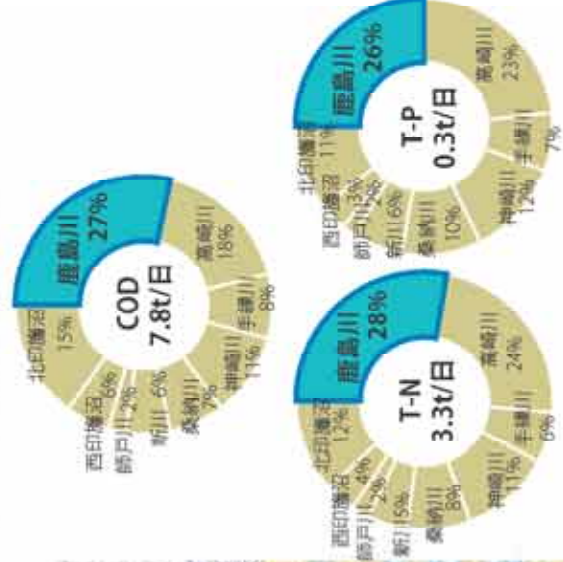


生活排水処理形態



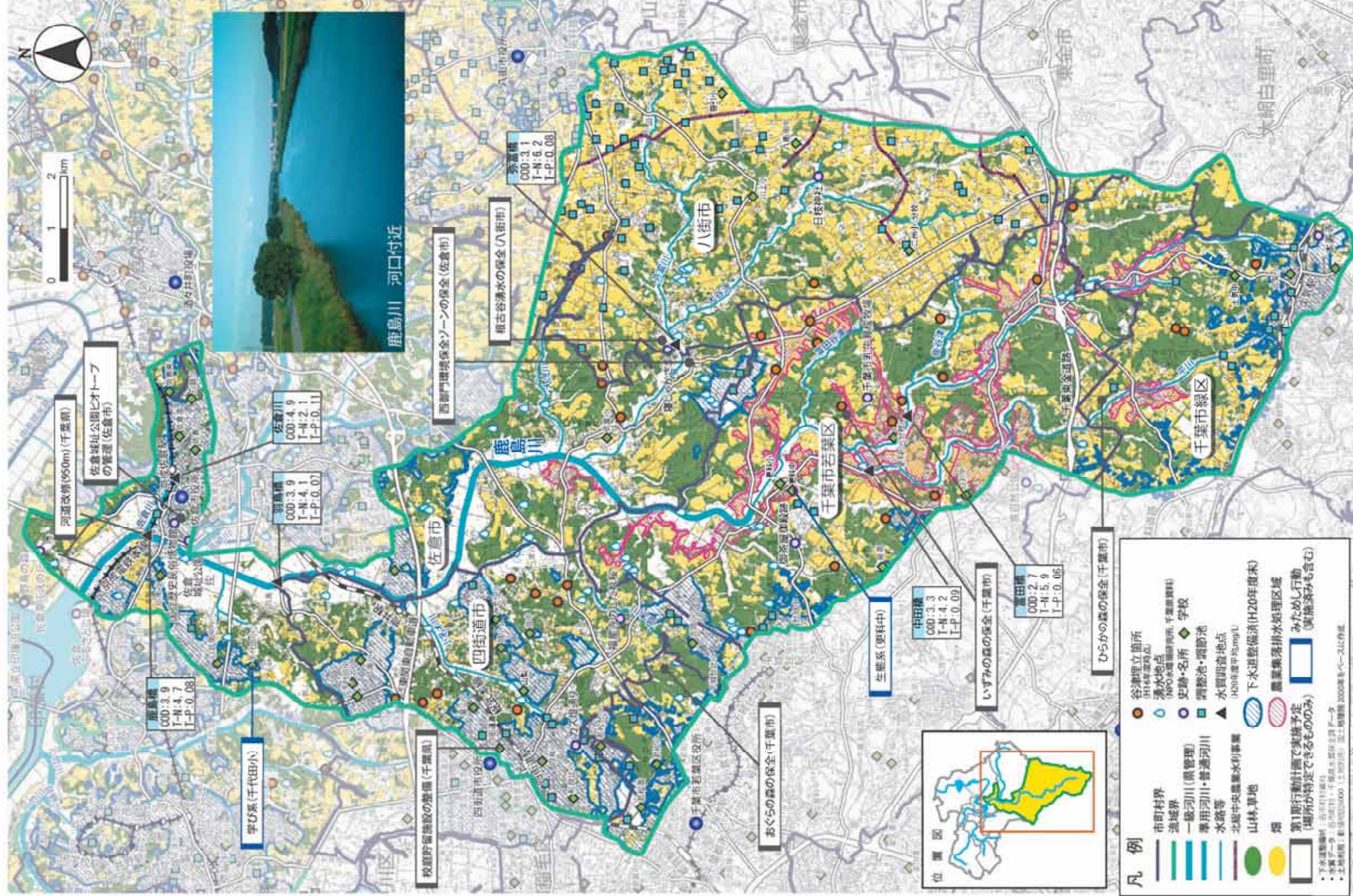
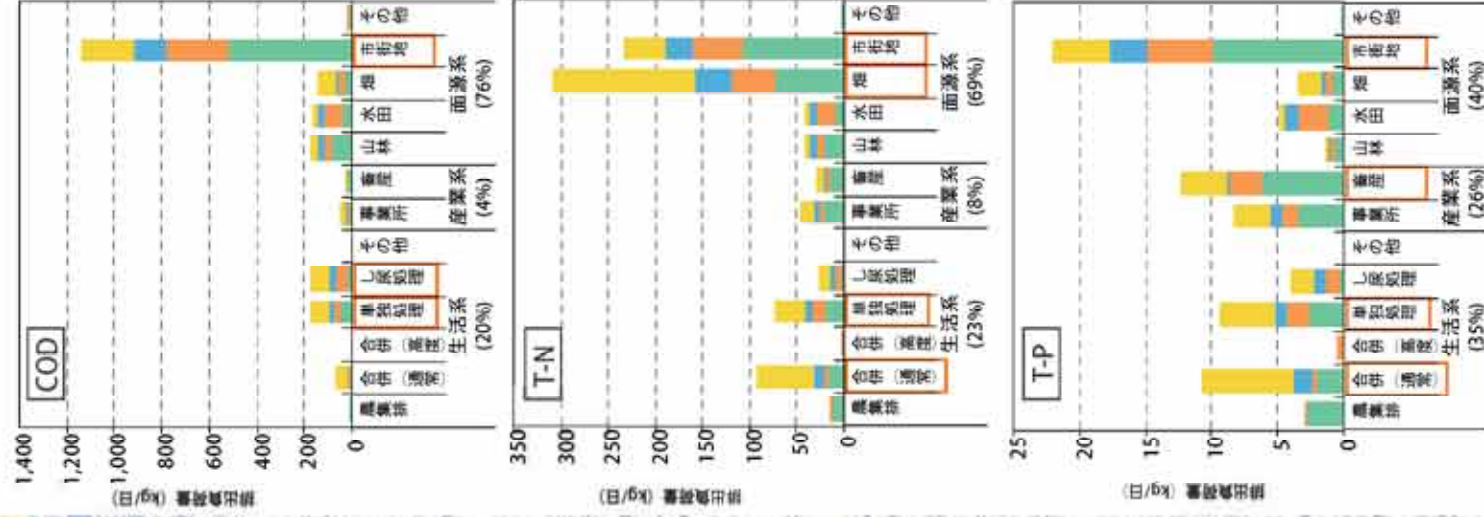
出典：千葉県水質保全課（H09年度）

流域別排出汚濁負荷量



出典：千葉県水質保全課（H09年度）

発生源別排出汚濁負荷量



高崎川流域行動展開図

河川流域の特徴

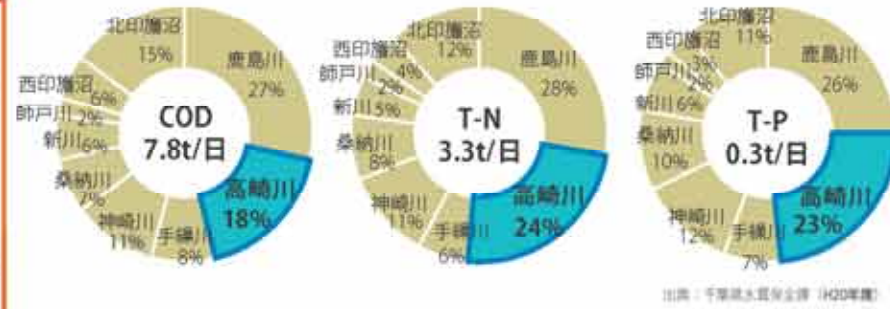
下流に佐倉市、上流に八街市や富里市の市街地・住宅地が広がりますが、谷津や森林、斜面林等の比較的自然が多く残る流域です。中流～上流の台地上には畑が広がり、特産の落花生やスイカ等の畑作が行われています。

谷津等での湧水が多く、河川流量は比較的豊富で、河川水質はCODでは比較的きれいです。しかし、全体的に窒素(T-N)の濃度は高く、さらに市街地・住宅地に近い上流域では水質汚濁している水路も見られます。また、下流の市街地では大雨時には浸水被害が生じることもあります。

重点的な取り組み

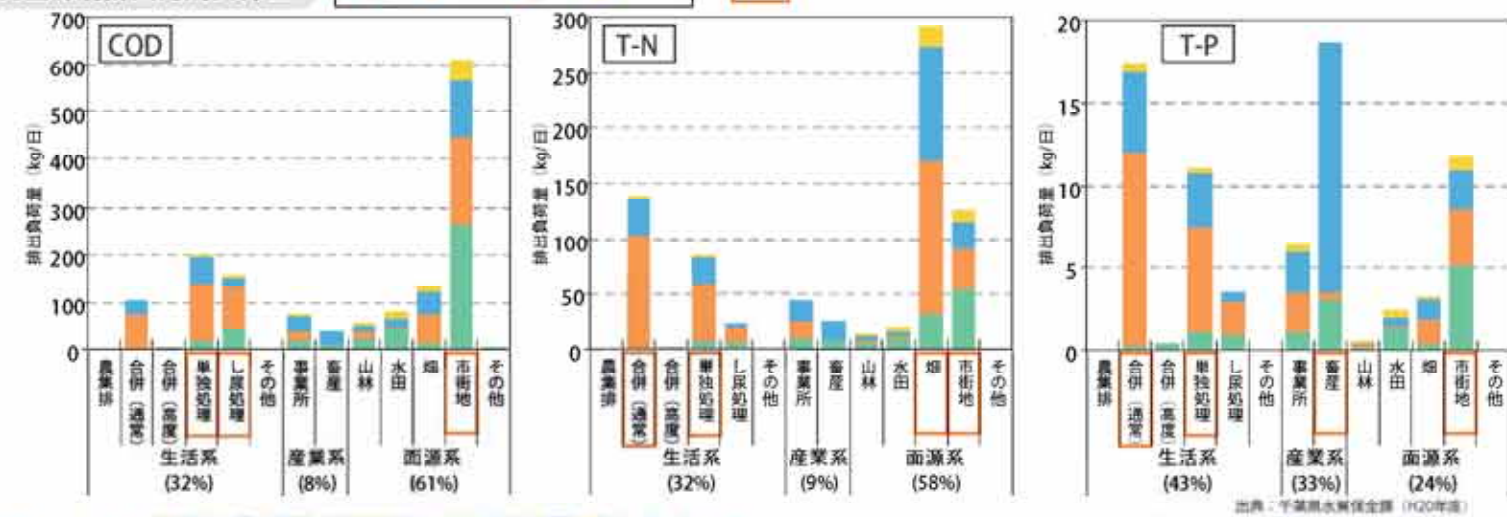
- 重点対策群 No.② 下水道未整備域の家庭からの排出負荷を削減し、特に窒素・リンを減らす取り組み
- 重点対策群 No.③ 上流域の農地で環境保全型農業等をすすめ、農地からの窒素負荷量を減らす取り組み
- 重点対策群 No.⑤ 雨水の流出を抑制し、治水安全度を向上させる取り組み

流域別排出汚濁負荷量

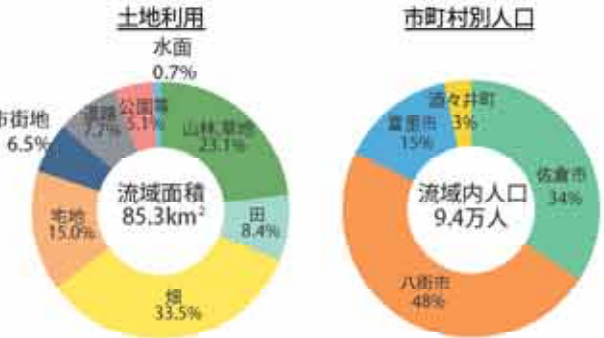
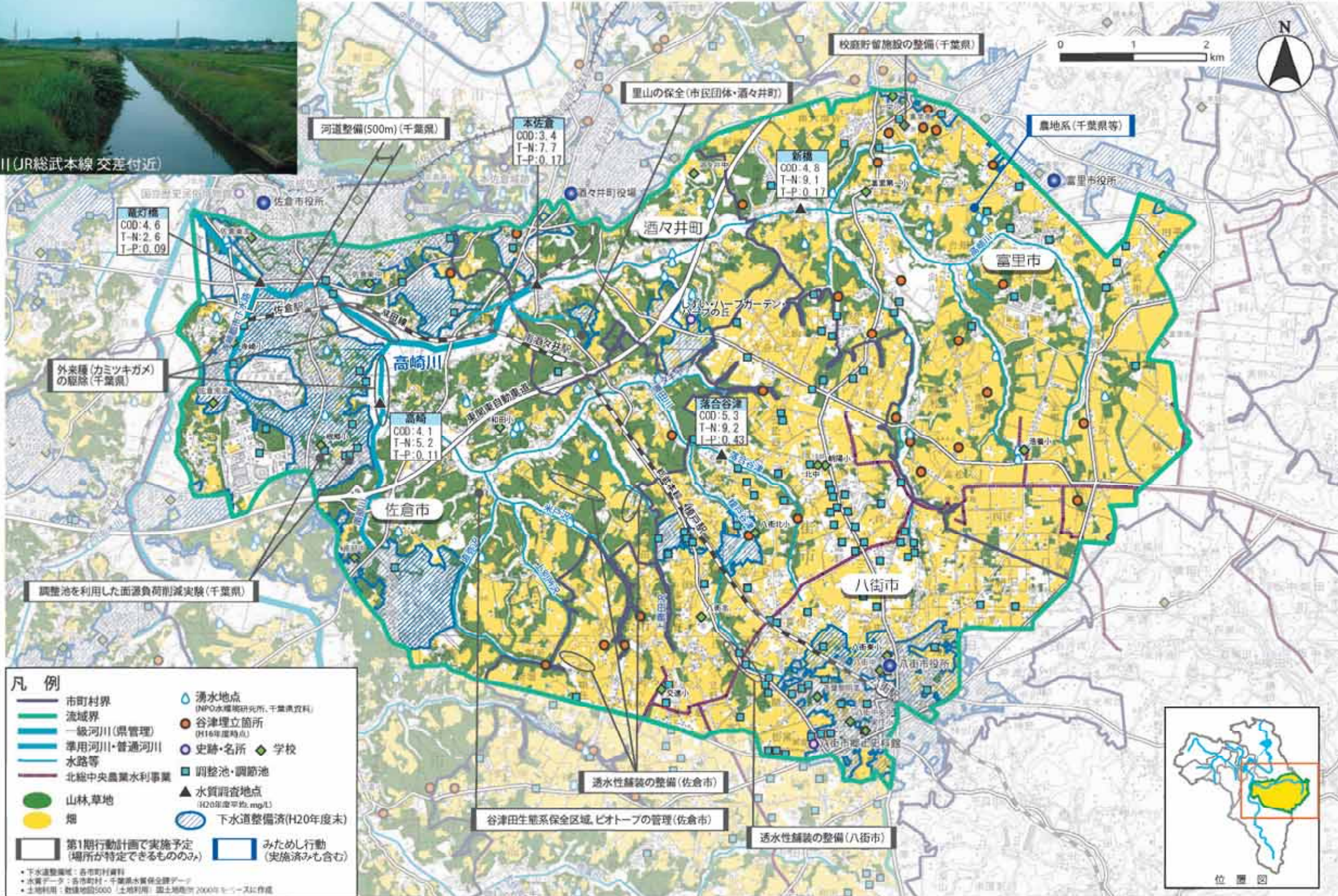


出典：千葉県水質保全課（H20年度）

発生源別排出汚濁負荷量



出典：千葉県水質保全課（H20年度）



出典：千葉県水質保全課（H20年度）

「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
②生活排水	下水道の整備・未接続家庭の接続 (普及率：55%⇒69%) 高度処理型合併処理浄化槽の導入 (対象人口に対する普及率：3%⇒16%) 単独処理浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換 浄化槽の清掃・点検
③農業	(ちばエコ農業など)環境保全型農業の推進 農薬・化学肥料の使用量低減 家畜排泄物の適正な処理
⑤治水	浸透マス・貯留槽の設置 (1.4万基増) 透水性舗装の整備 (5.3万㎡増) 河道整備 (500m増)



・下水道整備済：各市町村資料
・水質データ：各市町村・千葉県水質保全課データ
・土地利用：数値地図5000 (土地利用：国土院データ 2000年ベース)作成

手繰川流域行動展開図

河川流域の特徴

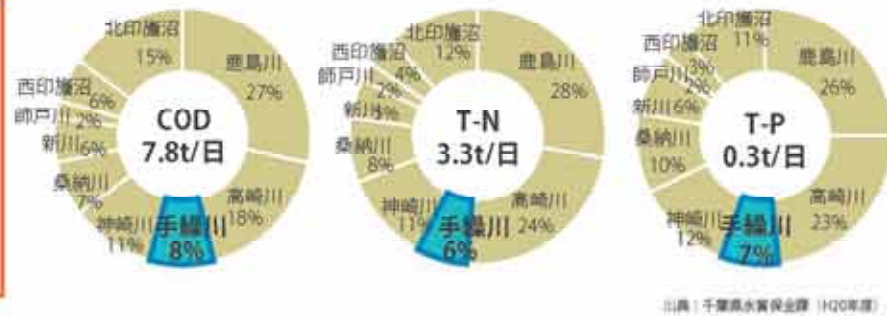
市街地・住宅地が流域の約半分を占め、印旛沼流域の中で市街化が最も進んだ河川です。上流に佐倉市の臼井・志津等の市街地や、四街道市街地が広がります。一方で、支川の上流域には自然豊かな谷津や、著名な湧水が残っています。

市街地や住宅地が多く、生活排水の汚濁負荷があるものの、河川水質は比較的きれいであり、印旛沼の流入河川の中で最もきれいな河川の1つです。

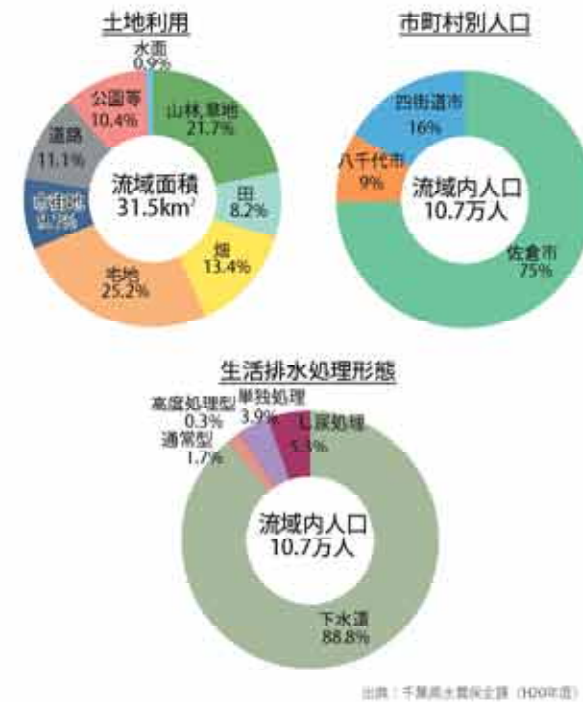
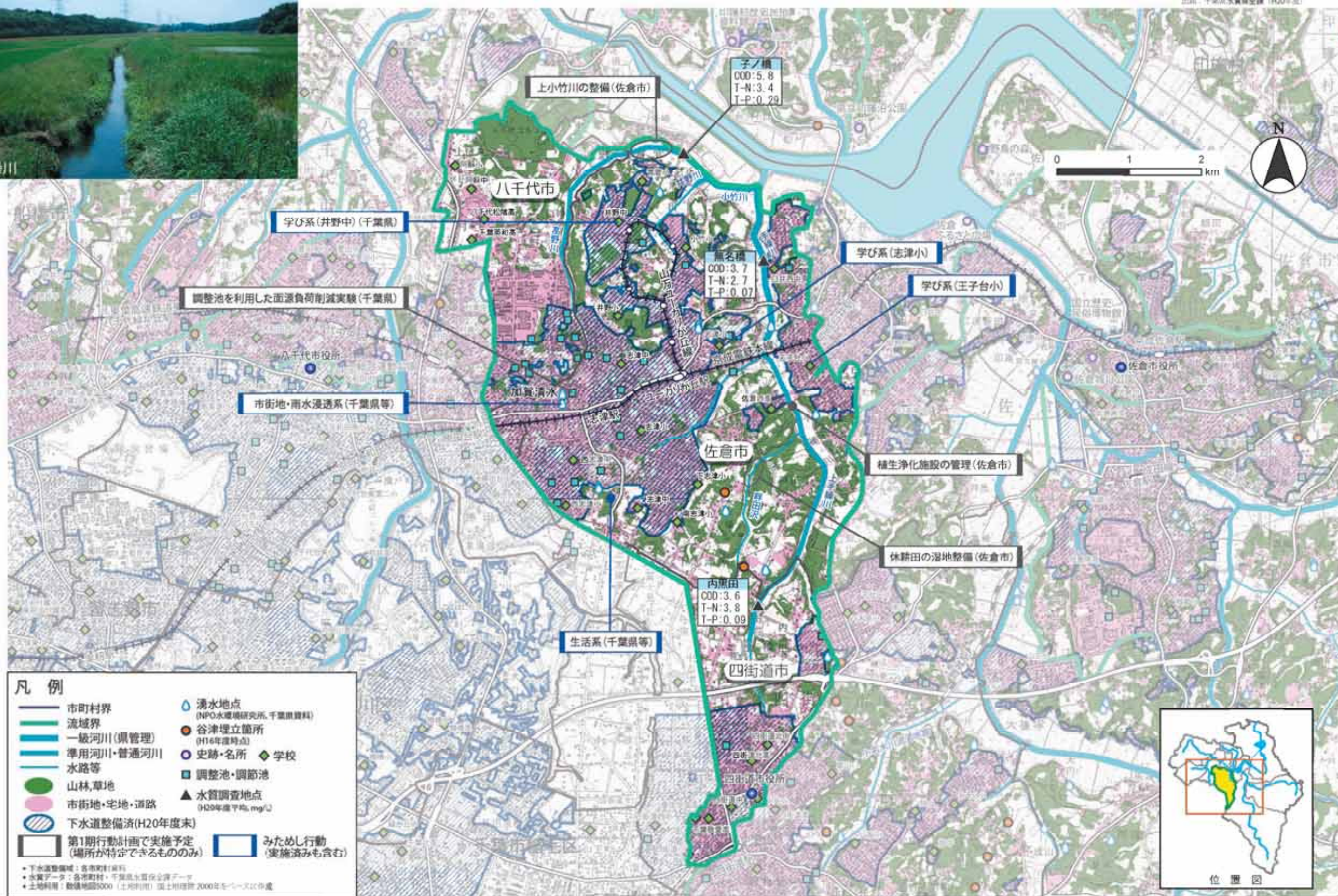
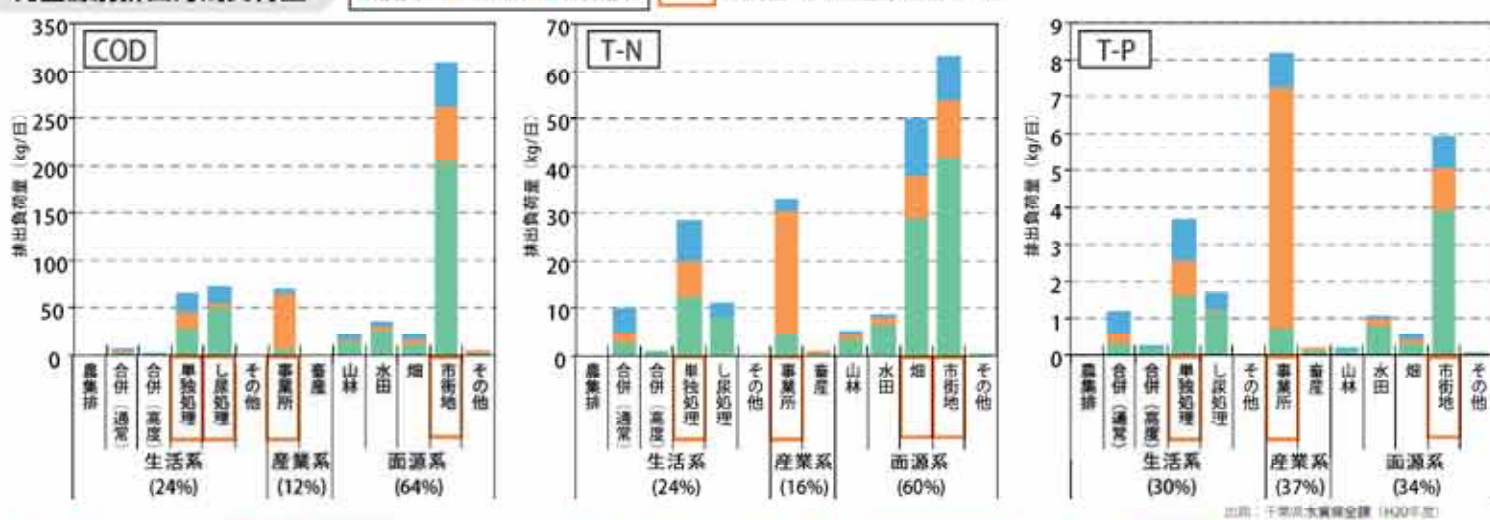
重点的な取り組み

- 重点対策群 No.① 浸透マスや透水性舗装など、市街地や住宅地で雨水を地下に浸透させる取り組み
- 重点対策群 No.② 下水道未整備域の家庭からの排出負荷を削減し、特に窒素・リンを減らす取り組み
- 重点対策群 No.④ 谷津や里山、湧水を保全する取り組み

流域別排出汚濁負荷量

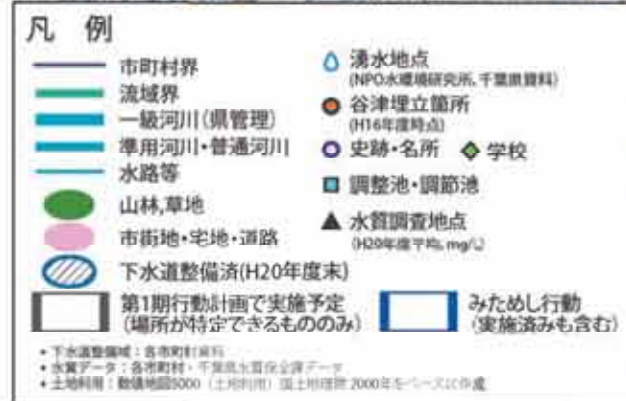


発生源別排出汚濁負荷量



「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
①雨水浸透	浸透マス・貯留槽の設置・定期的な清掃 (0.8万基増)
	透水性舗装の整備 (2.8万m ² 増)
	校庭貯留等浸透機能を持った貯留施設の設置 (1.3万m ³ 増)
②生活排水	下水道の整備・未接続家庭の接続 (普及率：89%⇒93%)
	高度処理型合併処理浄化槽の導入 (対象人口に対する普及率：5%⇒29%)
	単独処理浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換
	浄化槽の清掃・点検
④谷津・里山	谷津や里山の保全
	湧水箇所の保全



神崎川流域行動展開図

河川流域の特徴

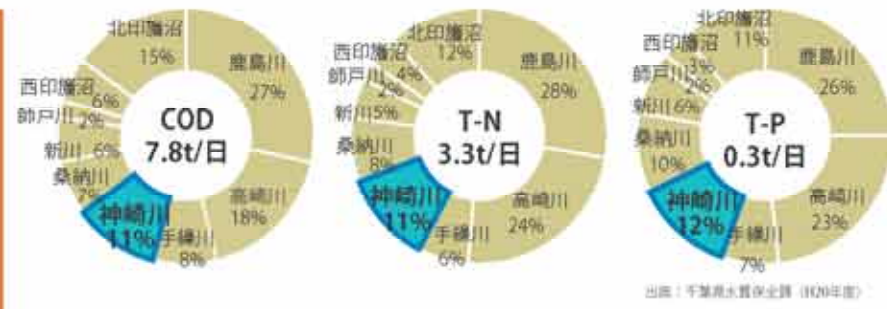
上流の台地上には船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市の市街地や、印西市、白井市の千葉ニュータウンが広がります。市街地が流域の3割以上を占めており、地下水の涵養域である台地の市街化が進み、雨水が地下にしみ込みにくくなっています。一方、下流では河川沿いに水田が広がり、谷津や斜面林も残っています。

河川水質は平成の初めの時期に比べるときれいになっていますが、まだ生活排水等の流入が多いことに加え、市街化の影響で湧水も減少しているため、河川水質は悪化した状態にあります。

重点的な取り組み

- 重点対策群 No.① 浸透マスや透水性舗装など、市街地や住宅地で雨水を地下に浸透させる取り組み
- 重点対策群 No.② 下水道未整備域の家庭からの排出負荷を削減し、特に窒素・りんを減らす取り組み
- 重点対策群 No.④ 谷津や里山、湧水を保全する取り組み

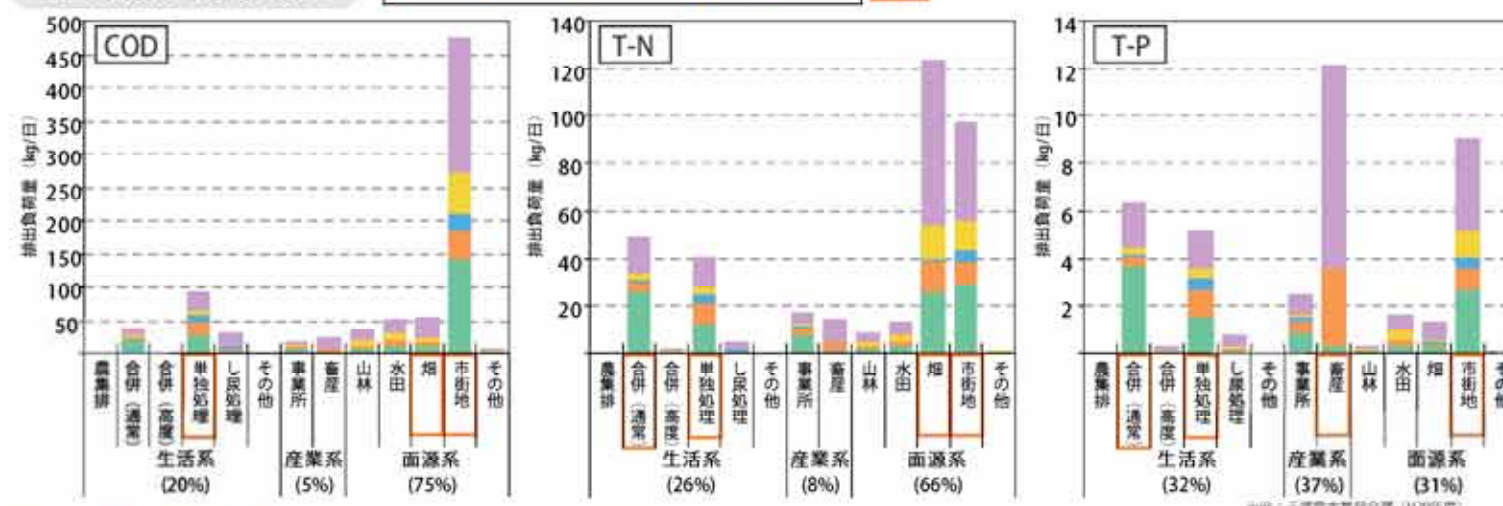
流域別排出汚濁負荷量



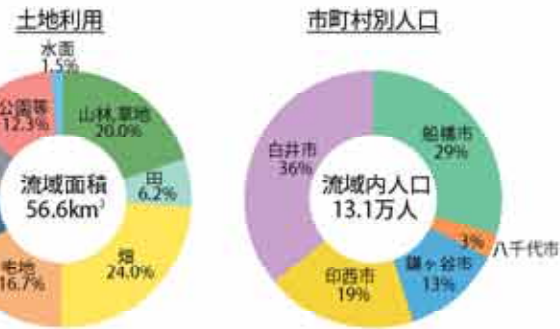
出典：千葉県水質保全課（H20年度）



発生源別排出汚濁負荷量



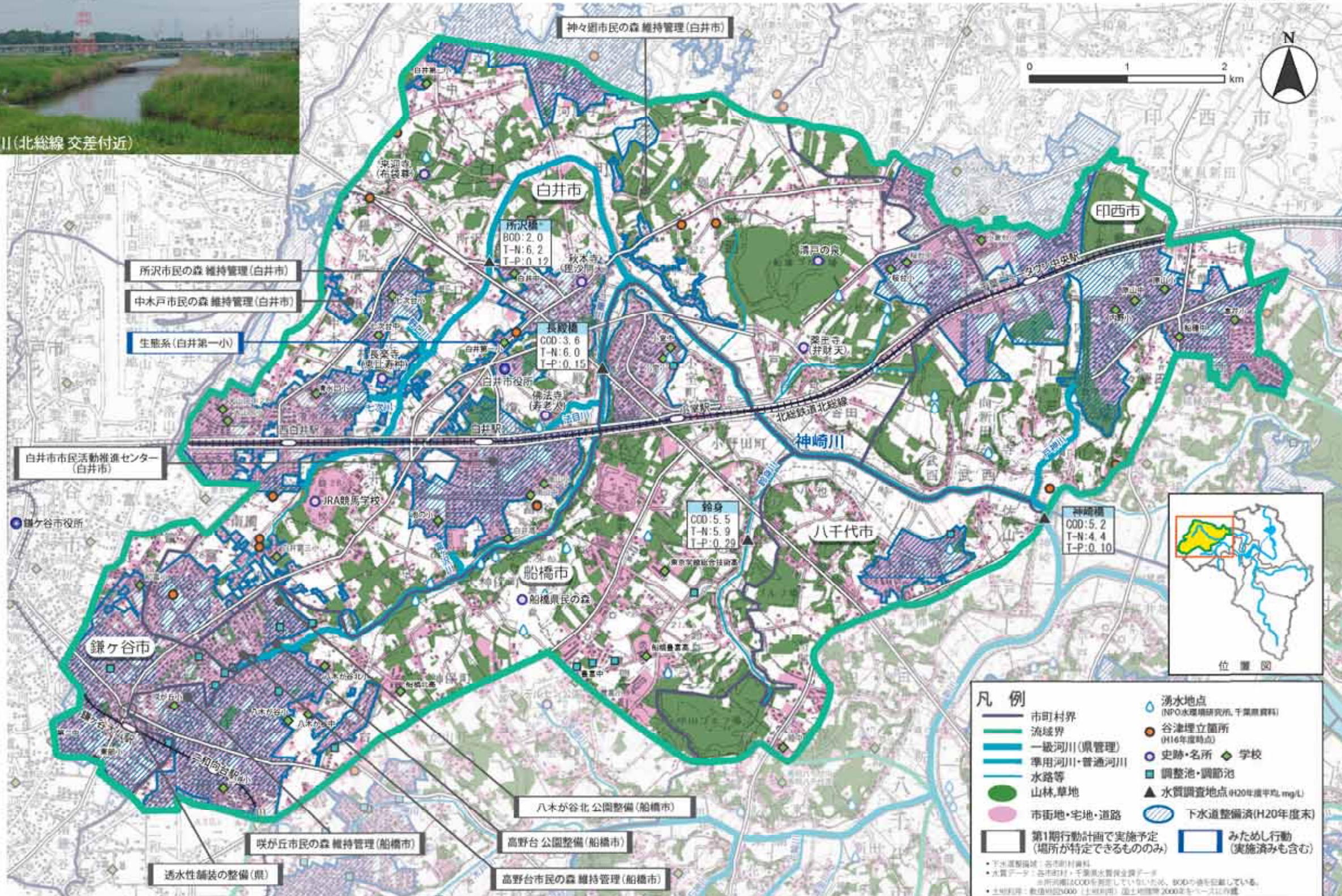
出典：千葉県水質保全課（H20年度）



出典：千葉県水質保全課（H20年度）

「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
①雨水浸透	浸透マス・貯留槽の設置・定期的な清掃 (1.1万基増)
	透水性舗装の整備 (5.0万m ² 増)
	校庭貯留等浸透機能を持った貯留施設の設置 (1.9万m ³ 増)
②生活排水	下水道の整備・未接続家庭・事業所の接続 (普及率：86%⇒92%)
	高度処理型合併処理浄化槽の導入 (対象人口に対する普及率：2%⇒18%)
	単独処理浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換
	浄化槽の清掃・点検
	谷津や里山の保全
④谷津・里山	湧水箇所の保全



凡例

- 市町村界
- 流域界
- 一級河川(県管理)
- 準用河川・普通河川
- 水路等
- 山林・草地
- 市街地・宅地・道路
- 湧水地点 (NPO水環境研究所 千葉県資料)
- 谷津埋立箇所 (H16年度時点)
- 史跡・名所
- 学校
- 調整池・調節池
- 水質調査地点 (H20年度平均 mg/L)
- 下水道整備済 (H20年度末)
- 第1期行動計画で実施予定 (場所が特定できるもののみ)
- みためし行動 (実施済みも含む)

* 下水道整備済：各市町村資料
 * 水質データ：各市町村・千葉県水質保全課データ
 ※ 所定河川はCODを測定しているが、BODや窒素も測定している。
 * 土地利用：数値は2000(土地利用) 国土利用2000年をベースに作成

桑納川流域行動展開図

河川流域の特徴

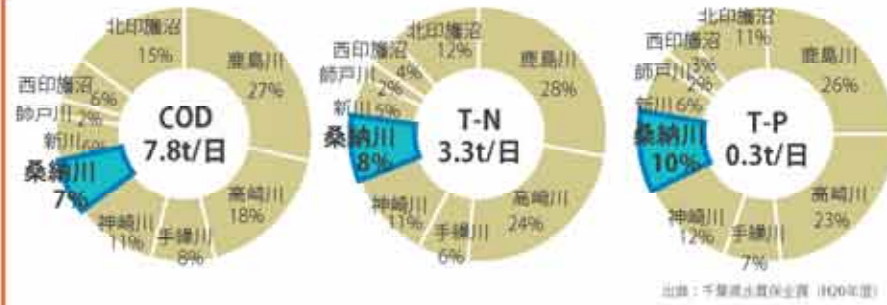
市街地・住宅地が流域の約半分を占め、そのほとんどは上流の台地上に広がっています。このため、雨水が地下にしみ込みにくくなって、台地下の湧水が減少しています。一方で、流域面積の約1/4は畑であり、斜面林などの山林も多く残っています。

上流域の市街地・住宅地の中を流れる水路はほとんどが三面張り、二面張りの水路になっており、植物等の生物はほとんど見られません。下水道整備が進んでいますが、まだ生活排水の流入も多く、印旛沼の主な流入河川の中では最も悪化している河川です。

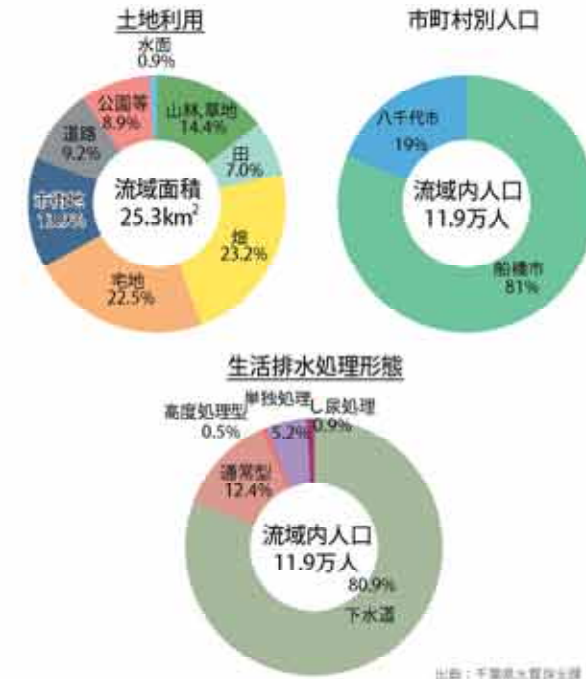
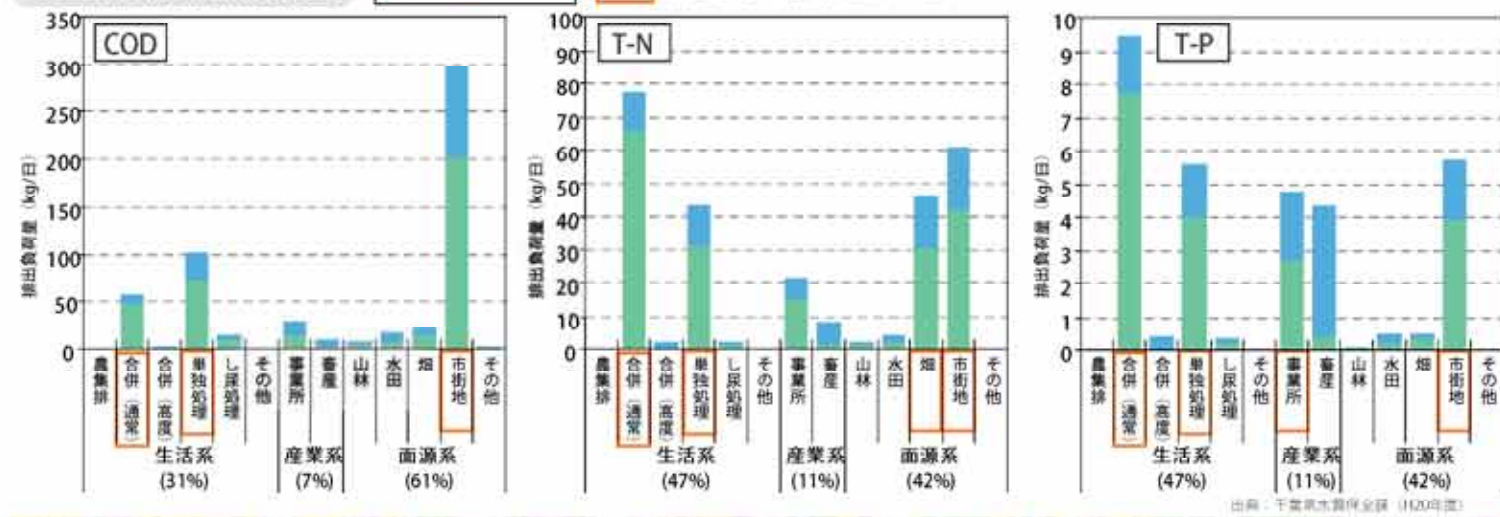
重点的な取り組み

- ・(重点対策群 No.①) 浸透マスや透水性舗装など、市街地や住宅地で雨水を地下に浸透させる取り組み
- ・(重点対策群 No.②) 下水道未整備域の家庭からの排出負荷を削減し、特に窒素・りんを減らす取り組み
- ・(重点対策群 No.③) 上流域の農地で環境保全型農業等をすすめ、農地からの窒素負荷量を減らす取り組み

流域別排出汚濁負荷量

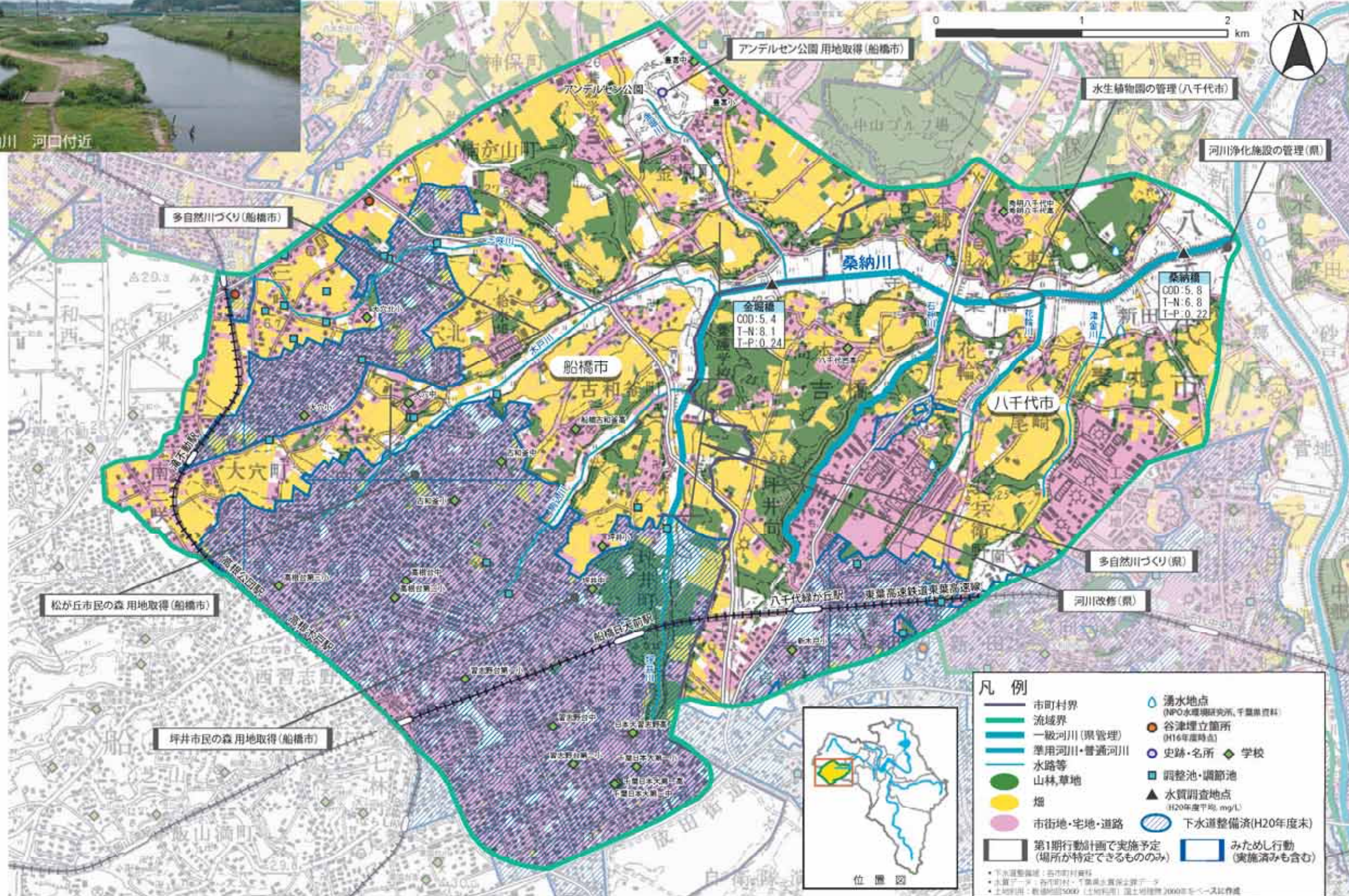


発生源別排出汚濁負荷量



「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
①雨水浸透	浸透マス・貯留槽の設置・定期的な清掃 (0.6万基増) 透水性舗装の整備 (1.8万m ² 増) 校庭貯留等浸透機能を持った貯留施設の設置 (0.9万m ³ 増)
②生活排水	下水道の整備・未接続家庭・事業所の接続 (普及率：85%⇒95%) 高度処理型合併処理浄化槽の導入 (対象人口に対する普及率：4%⇒18%) 単独処理浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換 浄化槽の清掃・点検
③農業	(ちばエコ農業など)環境保全型農業の推進 農業・化学肥料の使用量低減 家畜排泄物の適正な処理



師戸川・新川・西印旛沼流域行動展開図

河川流域の特徴

新川は大和田排水機場を最上流とし、印旛沼の西端の阿宗橋で印旛沼に接続しますが、平坦であり流れはほとんどありません。河川周辺には水田が広がり斜面林も残る一方で、台地上では市街地化が進んでいます。また、桑納川など、汚濁した流入支川の影響により水質は悪化しており、CODでは印旛沼と同程度の水質となっています。

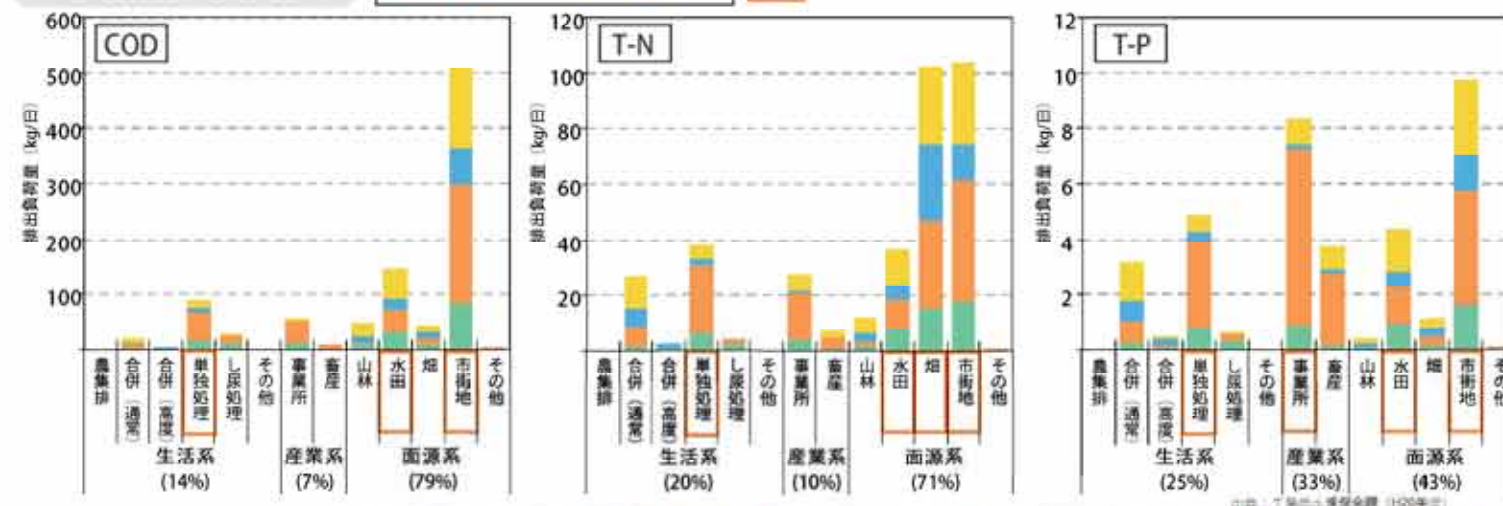
師戸川は上流に印西市や印旛村の千葉ニュータウンの開発が進んでいますが、中流から下流にかけては水田や斜面林が広がり、自然環境が多く残ります。市街地・住宅地のある上流では水質が悪化しています。

西印旛沼直接流域はほとんどが沼周辺の水田ですが、佐倉市白井など市街地も広がります。

流域別排出汚濁負荷量

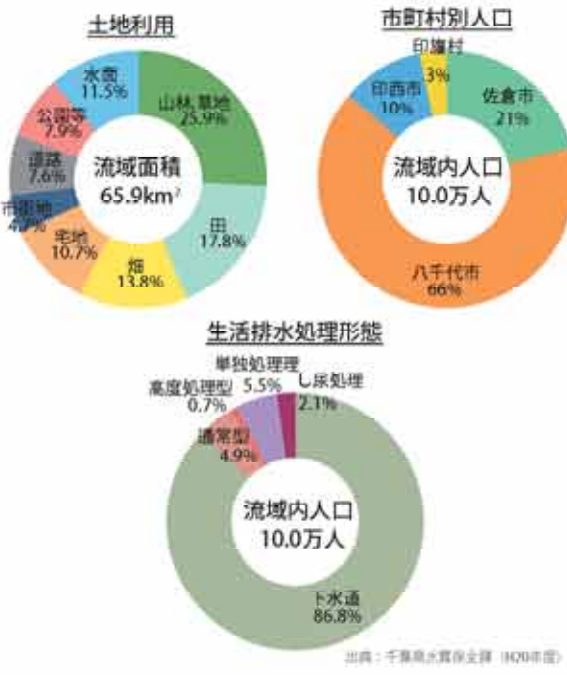


発生源別排出汚濁負荷量



重点的な取り組み

- 重点対策群 No.① 浸透マスや透水性舗装など、市街地や住宅地で雨水を地下に浸透させる取り組み
- 重点対策群 No.② 下水道未整備域の家庭や事業所からの排出負荷を削減し、特に窒素・リンを減らす取り組み
- 重点対策群 No.③ 沼周辺の水田でのちばエコ農業実施といった環境にやさしい農業を進め、農地からの負荷削減の取り組み



「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
①雨水浸透	浸透マス・貯留槽の設置・定期的な清掃 (0.8万基増)
	透水性舗装の整備 (3.8万m ² 増) 校庭貯留等浸透機能を持った貯留施設の設置 (1.4万m ² 増)
②生活排水	下水道の整備・未接続家庭・事業所の接続 (普及率：87%⇒92%)
	高度処理型合併処理浄化槽の導入 (対象人口に対する普及率：3%⇒20%) 単独処理浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換 浄化槽の清掃・点検
③農業	(ちばエコ農業など)環境保全型農業の推進

北印旛沼・長門川流域行動展開図

河川流域の特徴

北印旛沼の流入河川として江川や松田川、物水落等があり、また沼の干拓によって出来た中央排水路があります。流域は沼周辺に広がる水田が約4割を占めており、市街地や住宅地は主に江川の上流(成田市)、中川の上流(酒々井町)に広がります。また、北印旛沼・流域を横切るように成田新高速鉄道、北千葉道路が建設中です。

斜面林や谷津など自然環境が多く残っていますが、生活排水等の流入も多く、支川の水質は悪化している状態です。

また、長門川では台地上に栄町、印西市の市街地が広がりますが、流域の多くは水田となっています。長門川の水質は印旛沼の成流を受け汚濁した状況になっています。

重点的な取り組み

- ・(重点対策群 No.②)下水道未整備域の家庭からの排出負荷を削減し、特に窒素・リンを減らす取り組み
- ・(重点対策群 No.③)沼周辺での水田での環境保全型農業を進め、農地からの負荷削減の取り組み
- ・(重点対策群 No.④)谷津や里山、湧水を保全する取り組み

土地利用



市町村別人口



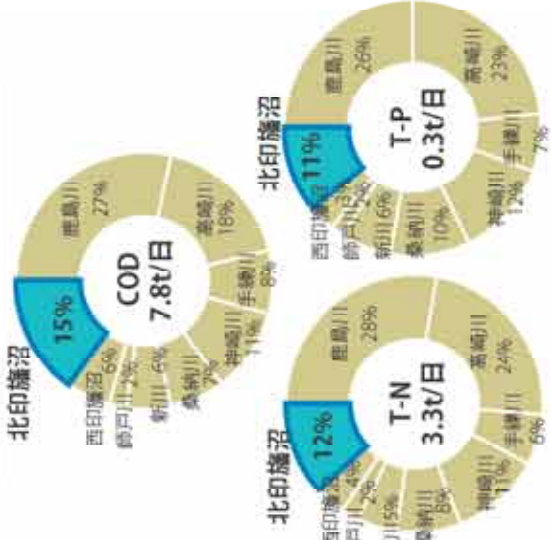
生活排水処理形態



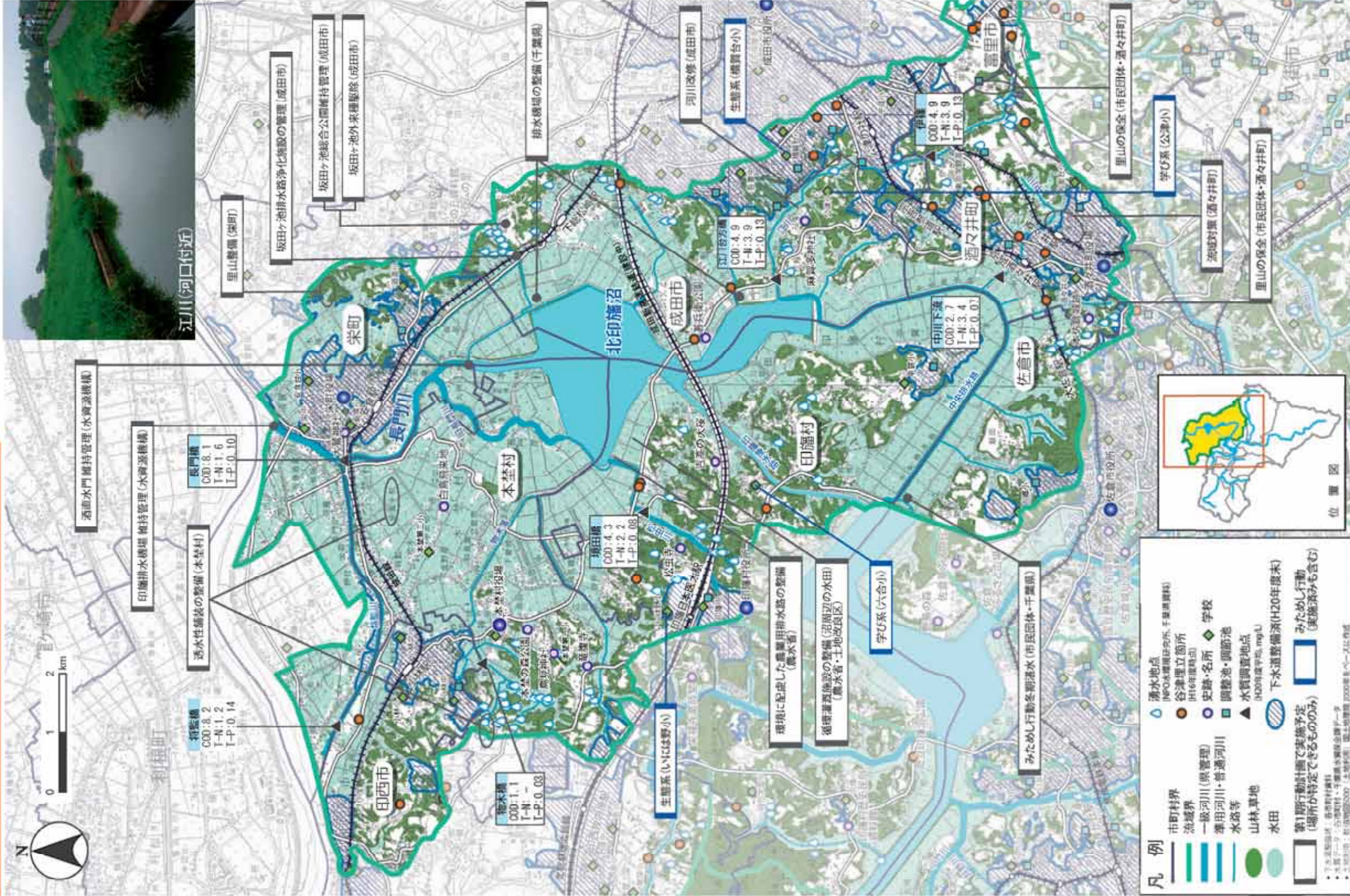
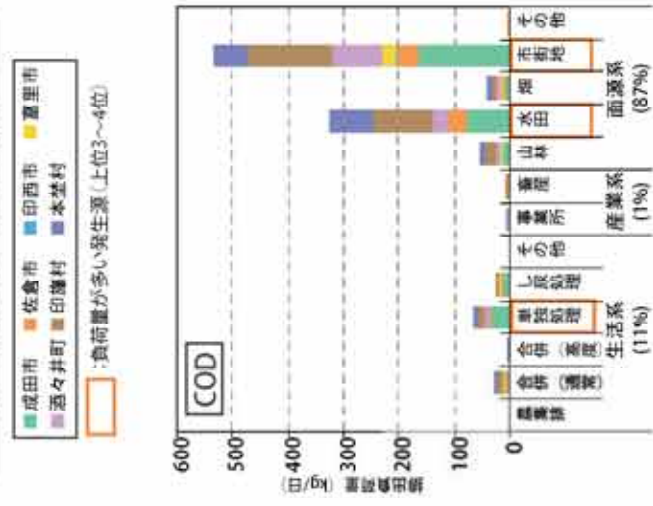
「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な内容
①生活排水	下水道の整備・未接続家庭の接続(普及率:78%⇒84%) 高度処理型合併処理浄化槽の導入(対象人口に対する普及率:3%⇒14%) 単独浄化槽・くみ取りから高度処理型合併処理浄化槽へ転換 浄化槽の清掃・点検 (ちばエコ農業など)環境保全型農業の推進
③農業	循環かんがい施設の整備 環境に配慮した農業用排水路の整備・維持管理 谷津や里山の保全
④谷津・里山	湧水箇所の保全

流域別排出汚濁負荷量



発生源別排出汚濁負荷量



印旛沼行動展開図

印旛沼の特徴

かつての干拓により、北印旛沼と西印旛沼に分かれ、捷水路でつながっています。西印旛沼の方が流域が大きく、印旛沼流域の約3/4が西印旛沼の流域です。周辺の台地・斜面林に囲まれた低平地に位置するため、景色が良好で、朝もや・夕焼けの景色は素晴らしいものです。

印旛沼の周囲は治水上の目的から堤防で囲まれ、また周辺は水田と低地排水路があるため、周辺からは印旛沼の水面が見れる箇所は少なく、また水に触れられる箇所も限られています。かつては沼内には水草などが広く繁茂していましたが、現在ではヨシやマコモが一部の沼岸に繁茂している程度です。しかし、ヨシ原などの場所は貴重な鳥類のすみかともなっています。

「重点的な取り組み」の主な内容

重点対策群 No.	主な対策
⑤治水	印旛沼の築堤等
⑥親水	親水拠点の整備 (1箇所以上)
⑦水草再生	植生帯の整備 (再生延長: 8,000m)
	環境に配慮した沼水位管理の検討
⑧環境学習	特定外来生物の駆除 (ナガエツルノゲイトウ・オオフサモ等: ほぼ駆除)
	印旛沼をテーマとした環境学習の実施
	講習会・学習会の開催 市民参加型の環境調査の実施 ゴミ清掃

重点的な取り組み

- ・(重点対策群 No.⑤) 沼堤防の築堤など印旛沼の治水安全度を向上させる取り組み
- ・(重点対策群 No.⑥) 親水拠点の整備など人が印旛沼・水に触れ合う場所づくりの取り組み
- ・(重点対策群 No.⑦) 水草を再生し、生物の良好な生育・生息場所を創出する取り組み
- ・(重点対策群 No.⑧) 沼の水辺を積極的に利用した環境学習や環境保全活動の取り組み

凡例

第1期行動計画で実施予定 (場所が特定できるもののみ)

河川事業計画(案)におけるゾーニング

- 保全ゾーン**
すでに鳥類等の生育・繁殖場となっており、できるだけ人の手を加えず保全する。
- 再生ゾーン**
主に水原部に植生帯を整備する。湧水数の在来種主観測は可能な限り保全する。
- 親水ゾーン**
人が集まりやすい箇所では、親水利用の拠点や環境教育の場となるような水の整備を行う。

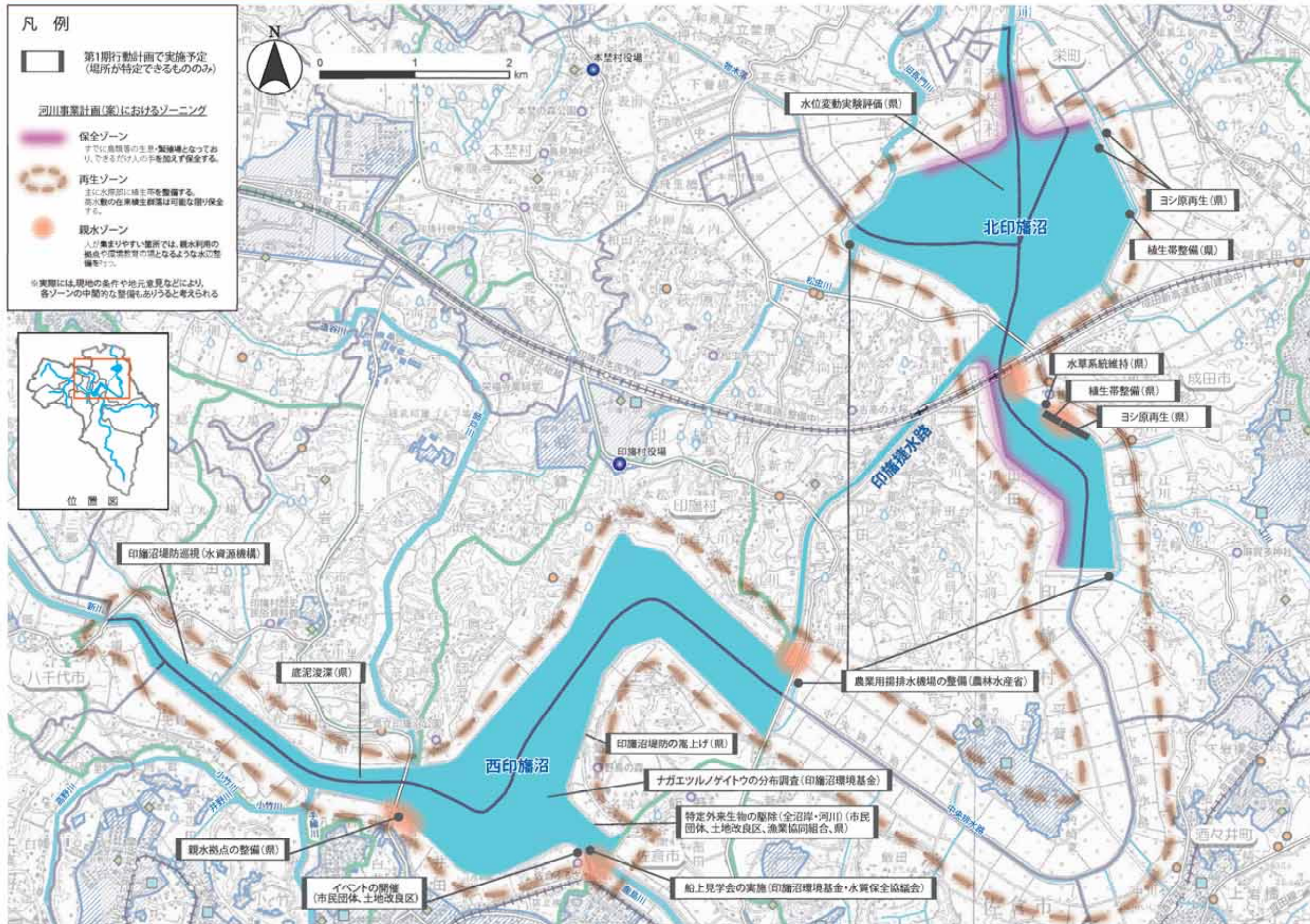
※実際には、現地の条件や地元意見などにより、各ゾーンの中間的な整備もありうると考えられる



北印旛沼



西印旛沼

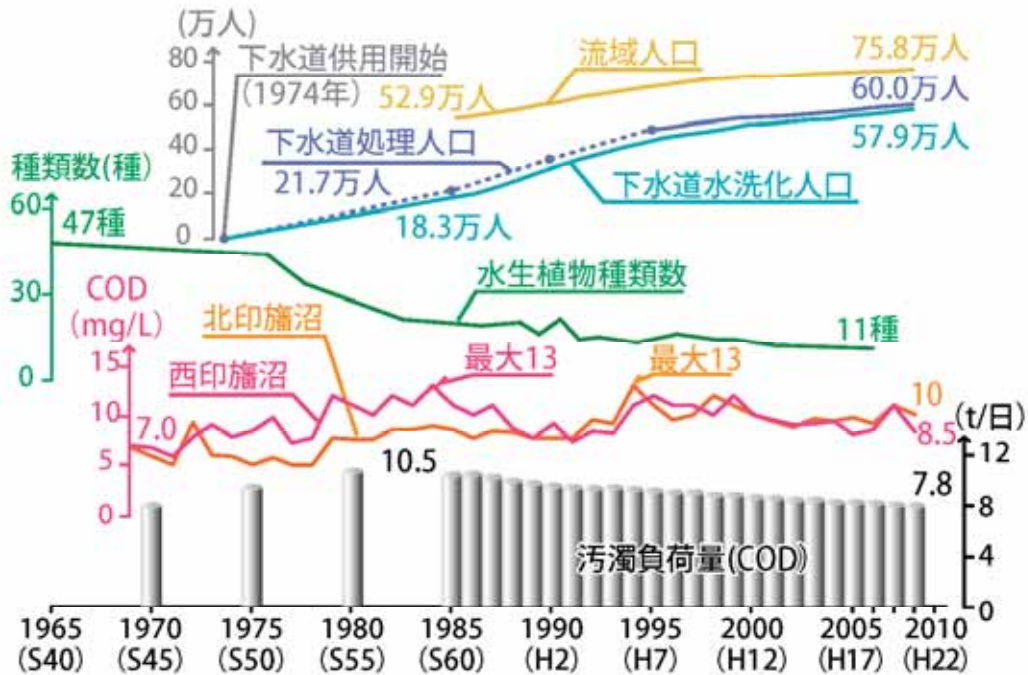


将来イメージ：沼のほとり



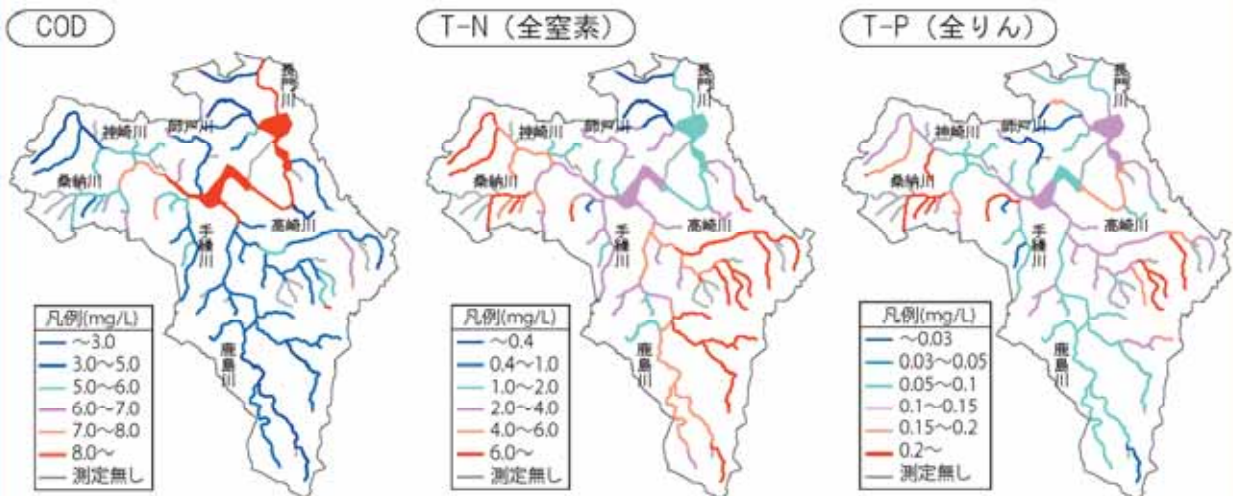
将来イメージ：水辺の生きものたち

参考 印旛沼・河川の水質の現状



出典：流域人口、下水道処理人口、下水道水洗化人口、汚濁負荷量：千葉県データ
 ※流域人口、下水道普及率の他、本計画で示す汚濁負荷量は、湖沼水質保全特別措置法で定められた指定湖沼地域内での統計値であるため、栄町は含まれていません。
 沼水質 (COD)：公共用水域水質データ 年間平均値
 (西印旛沼：上水道取水口下地点、北印旛沼：北印旛沼中央地点)
 水生植物種類数：笠井氏らの調査による、「千葉県の自然誌 本編5」を基に作成

印旛沼の水質変化



出典：千葉県、市町村測定データ

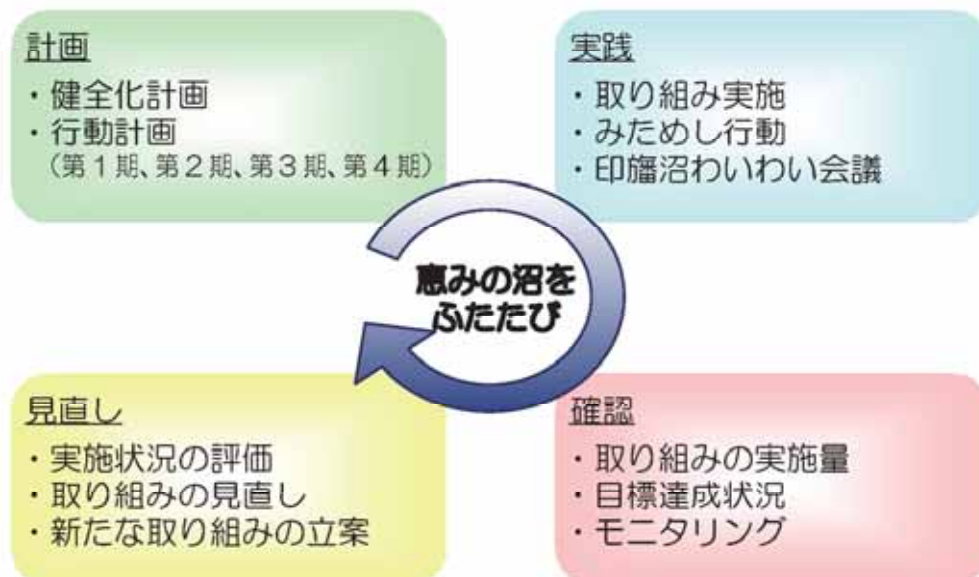
印旛沼、河川の水質状況 (2008 (平成 20) 年度平均値)

5. 計画の推進

5.1 計画推進の方法

着実な計画推進のために、下記の4つを行います。

- ①取り組みの実施状況（取り組み指標）および目標達成状況を毎年確認します。
また、行動計画の101の対策の実施状況については、数年に一度確認します。
- ②5年毎に計画（目標達成状況や取り組み内容等）を点検し、必要に応じて計画を見直します。
- ③第1期行動計画（～2015（平成27）年度）が終了する段階で、第1期の課題等を踏まえて第2期行動計画を決定します。
- ④印旛沼流域水循環健全化会議を継続的に開催し（1回/年程度）、会議において①～③について評価・確認・討議します。



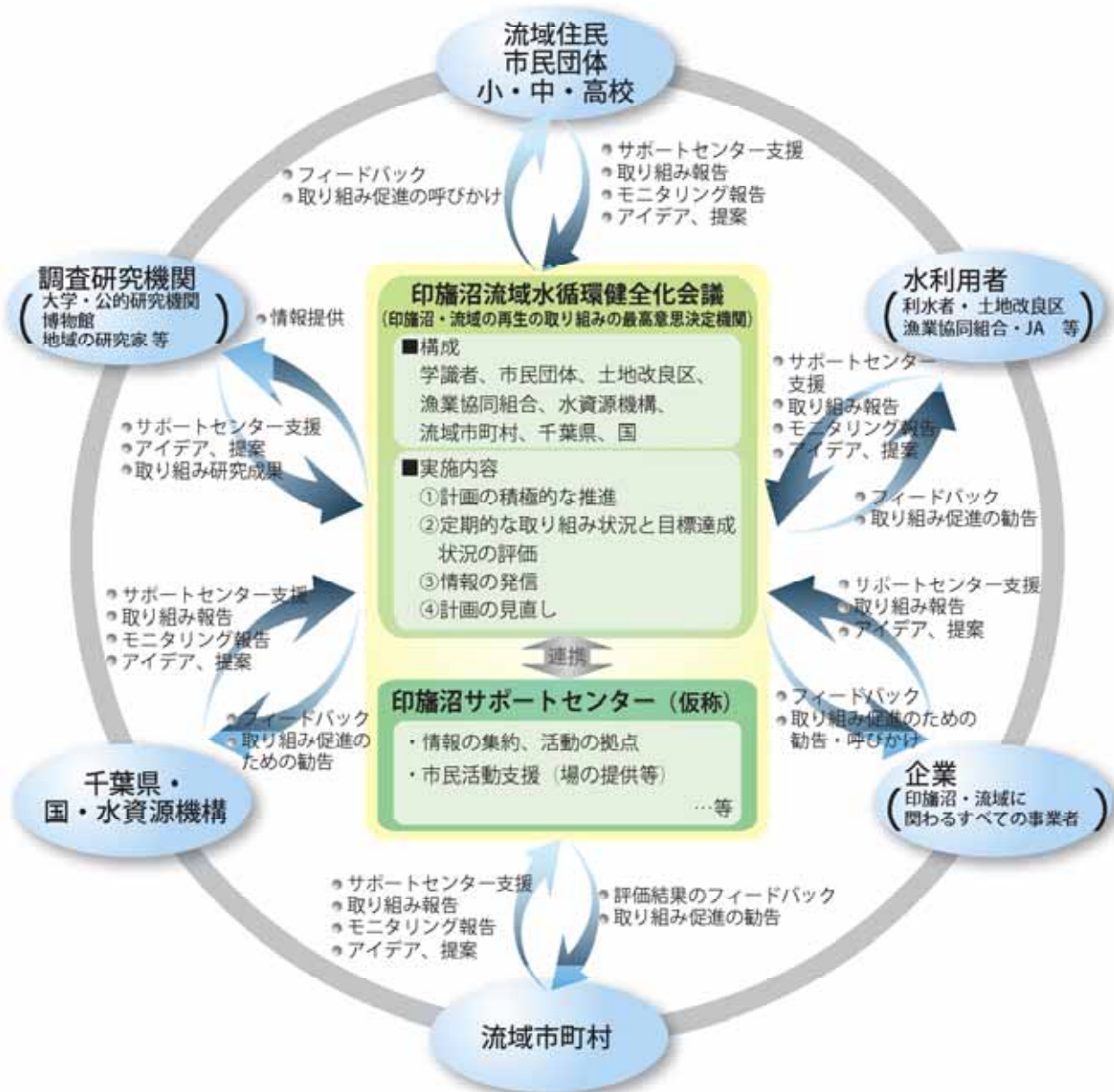
「みためし[※]」による計画推進

※みためし（見試し）：経験を積み重ねて、試行錯誤を繰り返しながら確立していくこと

5.2 印旛沼の6者連携

印旛沼流域水循環健全化会議を中心に、住民や市民団体、企業、水利用者、行政等関係する6者が連携して計画を推進します。

また、地域の専門家や市民団体、行政等が連携して計画を推進・実践するための体制や、健全化会議と連携しつつ、関連する情報・データを集約し、市民活動支援の拠点となる印旛沼サポートセンター（仮称）の立ち上げの検討を行います。



印旛沼の6者連携

5.3 モニタリング

目標の達成状況を把握するため、各評価指標について、各実施主体が役割を分担しながら、下表に示すようなモニタリングを実施します。

目標達成状況の評価指標のモニタリング

評価指標	調査項目	調査地点 (注目地点 [※])	調査頻度	調査主体
水質	クロロフィルa COD	沼内4地点 (上水道取水口下、北印旛沼中央)	月2回	水資源機構 千葉県
アオコ	アオコ発生状況	印旛沼・河川・水路 (佐倉ふるさと広場付近)	随時	住民 市民団体 漁業協同組合 水資源機構 市町村 千葉県
清澄性	透明度(見透視度)	沼内数地点 (佐倉ふるさと広場)	随時	住民 市民団体
臭い	臭い	印旛沼 (佐倉ふるさと広場付近の湖岸)	随時	住民 千葉県
水道原水 水質	2-MIB	取水場原水 (印旛取水場での原水水質)	月1回	千葉県
	トリハロメタン生成能		年4回	千葉県
利用者数	利用人口	印旛沼・流域 (佐倉ふるさと広場来場者数)	随時	漁業協同組合 市町村 千葉県
湧水	箇所数、湧水量	流域 (加賀清水湧水、立沢湧水)	随時	市民団体 市町村 千葉県
	硝酸性窒素および 亜硝酸性窒素			
生き物	植物	印旛沼・流域 (植生帯整備地区)	随時	住民 市民団体 市町村 千葉県
	魚類			
	底生動物			
	鳥類・昆虫			
水害	浸水面積	流域 (鹿島川河川整備地区)	洪水後	市町村 千葉県
	被害戸数			

※注目地点：印旛沼・流域は範囲が広いことから、特に注目して評価を行う箇所として決めました

関連項目のモニタリング

評価指標	調査項目	調査地点	調査頻度	調査主体
沼水質	SS、全窒素、全りん等	沼内4地点	月2回	水資源機構 千葉県
河川流量	流量	主な流入河川 各1地点	毎時	千葉県
河川水質	COD、全窒素、全りん他	主な流入河川 各1～2地点	晴天時：月1～2回 洪水時：年2回程度 (洪水時)	市町村 千葉県
地下水	地下水位、水質	流域	随時	千葉県



アオコの発生状況



見透視度計

記録用紙 (左：アオコ用 右：見透視度用)

※各記録用紙は、WEB サイト「いんばぬま情報広場」(P35 参照) からダウンロードできます。また、市町村や県の主な公共団体にもおいてあります。

5.4 情報の発信

健全化計画の内容や計画の実施状況、モニタリング結果の他、イベント情報等印旛沼の水循環健全化に関する情報を、WEB サイト等により、広く発信します。

最新の情報を随時更新するとともに、情報収集の場、意見交換の場としても活用していきます。

WEB サイト「いんばぬま情報広場」

<http://inba-numa.com/>

The screenshot shows the homepage of the Inba-numa Information Square website. At the top, there is a search bar and navigation tabs including Home, Inba-numa, About Us, Events, Meeting Introduction, Healthy Plan, Data/Information, Site Map, and About This Site. The main banner features a scenic view of the Inba-numa wetland with the text '恵みの沼をふたたび' (Let's revive the blessed wetland again) and five goals: 1. Clean drinking water from Inba-numa wetland/basin, 2. Enjoy and enjoy Inba-numa wetland/basin, 3. Abundant life in Inba-numa wetland/basin, 4. Safe Inba-numa wetland/basin even in heavy rain, 5. People gathering and coexisting in Inba-numa wetland/basin. Below the banner are five boxes: 'ただいま募集中!' (Recruiting!), 'ただいま実施中!' (Implementing!), 'ただいま配布中!' (Distributing!), '資料・データ検索' (Data Search), and '印旛沼将来ビジョン' (Future Vision of Inba-numa). The 'What's New' section lists recent updates from 2010, and the 'Topics' section lists upcoming events.

第 1 期行動計画 取り組み個票

第1期行動計画 実施対策一覧表(1)

対策の主要な観点	対策のねらい	対策メニュー (丸数字は8つの重点対策群との関連を示す)	No.	具体名	優先度			実施主体							
					緊急行動計画での有無	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	
I 平常時水量回復	A 地下水涵養量の確保	イ) 雨水浸透施設の整備 ①⑤	1	新規開発宅地の浸透化	○	○						◎	◎		
			2	各戸貯留・浸透施設の整備	○	○			◎		◎	○	○		
			3	各戸貯留・浸透施設の維持管理		○			◎		◎	○	○		
			4	透水性舗装の整備	○	○					◎	◎	◎		
			5	調整池への浸透機能の追加			○				◎	◎	◎		
			6	浸透機能を持った貯留施設の設置	○	○					◎	◎	◎		
	B 自然地の保全・土地利用の適正化	ロ) 緑地・自然地の保全 ①④	7	市街地・住宅地の緑化	○	○			◎		◎	◎	◎		
			8	森林・斜面林の保全	○	○			◎		◎	◎	◎		
			9	間伐・枝打ち・下草刈り等森林の維持管理	○	○			◎			◎	◎		
			10	農地・生産緑地の保全	○	○			◎	◎	◎	◎	◎		
			11	家庭・事業所の敷地内緑化	○	○			◎		◎	○	○		
			12	谷津田・里山の保全	○	○			◎	◎	◎	◎	◎		
			13	湧水の保全・利用	○	○			◎	◎		◎	◎		
	C 地下水の保全	ハ) 地下水の適正利用	14	地下水揚水量の削減	○	○			◎	◎	◎	○	○		
			15	地下水使用量の規制	○	○						◎	◎		
II 水質改善	D 点源負荷発生量の削減	ニ) 下水道の整備 ②	16	下水道の整備	○	○						◎	◎		
			17	下水道への接続	○	○			◎		◎	○			
			18	農業集落排水施設の適正な維持管理	○	○						◎	◎		
		ホ) 下水道以外の生活系負荷対策 ②	19	合併処理浄化槽への転換	○	○			◎		◎	◎	◎		
			20	高度処理型合併処理浄化槽の導入	○	○			◎		◎	◎	◎		
			21	浄化槽のりん除去機能向上の技術開発			○						◎	◎	
			22	浄化槽の適正管理の強化	○	○			◎		◎	○	○		
			23	家庭でできる生活排水対策の実施	○	○			◎			○	○		
		ヘ) 産業系負荷対策 ③	24	家畜排せつ物処理施設の設置	○	○			◎		◎	○	○		
			25	畜産堆肥野積みの防止	○	○			◎			◎	◎		
			26	廃棄物・残土埋立地の適正管理	○	○			◎		◎	◎	◎		
		ト) 負荷総量の削減		27	事業所排水等の規制指導強化	○	○					◎	◎	◎	
				28	総量規制の導入				○					◎	
				29	排出権取引の導入				○					◎	

第1期行動計画 実施対策一覧表(2)

対策の主要な観点	対策のねらい	対策メニュー (丸数字は8つの重点対策群との関連を示す)	No.	具体名	優先度			実施主体					
					緊急行動計画での有無	実施に向け検討 すぐに実施	今後検討	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関
II 水質改善	E 河川等における浄化	チ) 河川・水路等における植生浄化 ④	30	河川・水路を利用した植生浄化	○	○		◎	◎	◎	◎		
			31	調整池における植生浄化							◎	◎	
			32	ウェットランドの整備					◎			◎	
			33	水田の機能を利用した水質浄化	○		○	◎	◎			◎	◎
		リ) 多自然川づくり ④	34	多自然川づくり	○	○					◎	◎	
			35	環境に配慮した農業用排水路の整備・管理	○	○		◎	◎		○	○	
			36	河道植生の保全・復元	○	○					◎	◎	
		ヌ) 河川等における直接浄化	37	河川浄化施設の維持管理	○	○						◎	
			38	排水路浄化施設の設置							◎	◎	
		ル) 河川内堆積物の削減 ⑧	39	河川・水路内堆積物の除去		○	○			◎		◎	◎
				ヲ) 河川清掃等 ⑧	40	ゴミ清掃	○	○		◎	◎	◎	◎
		41	植生の草刈り		○	○		◎	◎	◎	◎	◎	
		42	不法投棄対策		○	○		◎	◎		◎	◎	
	43	水質事故の監視体制強化	○		○		◎	◎	◎	◎	◎		
	F 面源負荷発生量の削減	ワ) 市街地降雨流出負荷の削減 ①	44	排水路への流入点付近に沈殿槽設置							◎	◎	
			45	調整池の堆積物の除去・清掃	○	○				◎	◎	◎	
			46	路面・側溝等の清掃	○	○		◎		◎	◎	◎	
			47	調整池を活用した面源負荷削減							◎	◎	
			※(2)	各戸貯留・浸透施設の設置									
			※(4)	透水性舗装の整備									
	F 面源負荷発生量の削減	カ) 農業系負荷の削減 ③	48	環境保全型農業の実施	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	
			49	湧水の稲作用水への利用	○	○		◎	○				
			50	水田用水の田越し利用	○	○		◎					
51			循環かんがい施設の整備	○	○			◎			◎		
※(35)			環境に配慮した農業用排水路の整備・管理										
G 印旛沼の流動化	タ) 沼の流動化	52	浄化用水の導入	○		○					◎		
		53	大和田機場流動化運転の見直し	○		○						◎	
H 印旛沼の浄化	シ) 沼等からの負荷削減	54	底泥浚渫	○		○					◎		
		55	アオコ回収								◎		
		56	水生植物冬季刈り取り			○	◎	◎		◎	◎		
		57	モク取りの復活			○	◎	◎		○	○		
		58	植生帯の整備	○	○						◎		
	ソ) 沼内における植生浄化 ⑦	59	植生帯の適正な維持管理				◎	◎		◎	◎		
		※(32)	ウェットランドの整備										
		60	水生植物の保全・復元	○	○		◎	◎		◎	◎		
	ツ) 沼清掃等 ⑧	※(40)	ゴミ清掃										
		※(42)	不法投棄対策										
※(43)		水質事故の監視体制強化											
環境に配慮した水位管理 ⑦	61	環境に配慮した水位管理			○		○			◎			
ナ) その他の施策	62	河口域における汚濁拡散防止施設の設置								◎			

関連する分野										実施主体の役割分担																	No.													
										住民等			関係団体			流域市町村												国・独法												
河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	住民	市民団体	学校	企業	印旛沼漁業協同組合	印旛沼環境基金	印旛沼土地改良区	印旛沼水質保全協議会	千葉市	船橋市	成田市	佐倉市	八千代市	鎌ヶ谷市	四街道市	八街市	印西市	白井市	富里市	酒々井町	印旛村	本埜村	栄町	千葉県	利根川水系土地改良調査管理事務所	北総中央農業水利事業所	利根川下流河川事務所	独立行政法人水資源機構					
○	○							○	○				○							○												○					30			
○	○																																				31			
○	○																																				32			
	○	○						○																													33			
○																	○	○	○	○				-	-	-	-										34			
	○	○						○					○																						○			35		
○	○																○	○	○	○																		36		
○	○																																					37		
○																	○																					38		
○		○											○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		39		
○	○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
○	○							○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41
○	○							○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	42
○	○			○				○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	43
○	○																																						44	
○											○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○				45		
	○				○			○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46	
○											○																												47	
																																							※(2)	
																																							※(4)	
		○						○		○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48	
		○						○					○																										49	
		○						○					○																										50	
		○											○																							○			51	
																																							※(35)	
○																																							52	
○																																				○		○	53	
○																																							54	
○	○																																						55	
○	○																																						56	
○	○	○																																					57	
○	○																																						58	
○	○																																						59	
																																							※(32)	
○	○																																						60	
																																							※(40)	
																																							※(42)	
																																							※(43)	
○	○	○		○																																			61	
○	○																																						62	

第1期行動計画 実施対策一覧表(3)

対策の主要な観点	対策のねらい	対策メニュー (丸数字は8つの重点対策群との関連を示す)	No.	具体名	優先度			実施主体									
					緊急行動計画での有無	実施に向け検討 すぐに実施	今後検討	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関				
Ⅲ 生態系 保全・復元	Ⅰ 流域における生態系の保全・復元	ラ) 緑地・自然地の保全 ④	※(8)	森林・斜面林の保全													
			※(12)	谷津田・里山の保全													
			63	崖線回廊の保全				○	◎			◎	◎				
			※(13)	湧水の保全・利用													
			64	耕作放棄地の解消				○	◎	◎		◎	◎				
			65	竹林の適正な維持管理				○	◎			◎	◎				
			※(40)	ゴミ清掃													
	Ⅱ 印旛沼・流入河川における生態系の保全・復元	ム) 水生植物の保全・復元 ④⑦	※(58)	植生帯の整備													
			※(59)	植生帯の適正な維持管理													
			※(32)	ウエットランドの整備													
			※(60)	水生植物の保全・復元													
			※(61)	環境に配慮した水位管理													
			66	ビオトープ・湿地帯の整備				○	○		◎		◎	◎			
Ⅳ 親水性 向上	Ⅲ 親水性の向上	ノ) 自然水辺の復元 ④⑥	※(42)	不法投棄対策													
			※(58)	植生帯の整備													
			※(59)	植生帯の適正な維持管理													
			※(32)	ウエットランドの整備													
Ⅴ 意識啓 発	Ⅳ 人と水の関わりの強化	オ) 情報提供 ⑧	67	魚道等の設置													
			68	沼固有植生種子の学校ビオトープ等での保存				○	○		◎		◎	◎			
			69	外来種の調査・駆除				○	○		◎	◎	◎	◎			
		Ⅳ 親水性 向上	Ⅲ 親水性の向上	ノ) 自然水辺の復元 ④⑥	※(60)	水生植物の保全・復元											
					70	湖岸堤の緩傾斜化											
					71	親水空間の整備				○	○		◎	◎	◎	◎	
					72	印旛沼・流入河川の利用実態の把握				○	○		◎	◎	◎	◎	
		Ⅴ 意識啓 発	Ⅳ 人と水の関わりの強化	ク) 市民活動の支援 ⑧	77	環境家計簿の普及				○	○		◎		◎	◎	
					78	市民団体・NPOの支援				○	○				◎	◎	
					79	印旛沼連携プログラムの推進・強化							◎	◎	◎	◎	
					80	交流拠点・支援センターの設立							○	○	○	◎	
				ヤ) 環境学習 ⑧	81	環境学習教材の作成				○	○		◎	◎		◎	◎
					82	学習会、講演会等の開催				○	○		◎			◎	◎
83	船上見学会の実施							○	○		◎	◎		◎	◎		
84	教師への支援体制の確立										◎	◎		◎	◎		
Ⅴ 意識啓 発	Ⅳ 人と水の関わりの強化			マ) 河川愛護意識の醸成 ⑧	※(40)	ゴミ清掃											
					※(75)	看板等による情報提供											
		85	印旛沼イメージキャラクターの制定								○	○	○	◎	◎		
Ⅴ 意識啓 発	Ⅳ 人と水の関わりの強化	ケ) 観光客の誘致 ⑧	86	観光客の積極的な誘致													
			87	イベントの開催				○			◎	◎	◎	◎			

関連する分野	実施主体の役割分担																		No.																					
	住民等			関係団体			流域市町村										国・独法																							
	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	住民	市民団体	学校	企業	印旛沼漁業協同組合	印旛沼環境基金	印旛沼土地改良区	印旛沼水質保全協議会	千葉市	船橋市		成田市	佐倉市	八千代市	鎌ヶ谷市	四街道市	八街市	印西市	白井市	富里市	酒々井町	印旛村	本埜村	栄町	千葉県	利根川水系土地改良調査管理事務所	北総中央農業水利事務所	利根川下流河川事務所	独立行政法人水資源機構			
																																						※(8)		
																																						※(12)		
○	○	○																																				63		
																																						※(13)		
		○							○																													64		
	○	○																																				65		
																																						※(40)		
																																						※(42)		
																																						※(58)		
																																						※(59)		
																																						※(32)		
																																						※(60)		
																																						※(61)		
○	○								○	○	○																											66		
																																						※(35)		
○		○																																				67		
○	○								○		○																												68	
○	○								○		○																												69	
																																							※(60)	
○																																						70		
○	○								○	○	○																												71	
○	○																																						72	
○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73		
○	○								○	○	○																												74	
○	○								○		○																												75	
○	○								○																														76	
	○								○																														77	
	○																																						78	
○	○								○	○	○																													79
○	○								○	○	○																													80
	○								○		○																													81
	○		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82	
	○								○	○																														83
	○								○		○																													84
																																							※(40)	
																																							※(75)	
○	○								○																														85	
○	○	○							○		○																												86	
○	○	○	○	○					○	○	○																												87	

第1期行動計画 実施対策一覧表(4)

対策の主要な観点	対策のねらい	対策メニュー (丸数字は8つの重点対策群との関連を示す)	No.	具体名	優先度			実施主体							
					緊急行動計画での有無	実施に向け検討 すぐに実施	今後検討	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関		
VI 水害被害の軽減	M 印旛沼の治水安全度の向上	フ) 印旛沼の治水容量の確保 ⑤	88	沼の堤防嵩上げ	○		○						◎		
			89	治水に配慮した水位管理		○								◎	
		コ) 利根川への放流量の増加 ⑤	90	長門川の堤防嵩上げ			○							◎	
			91	印旛捷水路の掘削	○		○							◎	
			92	印旛排水機場の増設	○		○							◎	
	エ) 放流先河川河道整備 ⑤	93	花見川の河道整備	○	○								◎		
	N 流入河川治水安全度の向上	テ) 河道整備 ⑤	94	鹿島川・高崎川等の河道整備	○	○							◎	◎	
	O 流域の流出抑制	ア) 流域対策の推進 ⑤	※(2)	各戸貯留・浸透施設の整備											
			※(4)	透水性舗装の整備											
			※(6)	浸透機能を持った貯留施設の設置											
95			調整池の設置	○	○						◎	◎	◎		
		96	水田畦畔高確保による貯留	○	○				◎	◎			◎		
P 内水排除	サ) 排水機場整備 ⑤	97	沼・河川周辺排水機場の整備・改修	○	○							◎	◎		
VII 調査・研究	Q 水循環の現状把握	キ) 環境調査の実施 ⑧	98	環境調査の実施	○	○				◎	◎	◎	◎	◎	
	R 研究、技術開発の促進	ク) 研究、技術開発の促進 ①②③④⑦	99	研究の促進	○	○				◎	◎	◎	◎	◎	
			100	新技術開発の促進			○			◎	◎	◎	◎	◎	
VIII 経済的措置	S 経済的措置	メ) 経済的措置	101	取り組み財源確保のための仕組みの検討			○						◎		
			※(29)	排出権取引の導入											

関連する分野								実施主体の役割分担																	No.													
								住民等			関係団体				流域市町村											国・独法												
河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	住民	市民団体	学校	企業	印旛沼漁業協同組合	印旛沼環境基金	印旛沼土地改良区	印旛沼水質保全協議会	千葉市	船橋市	成田市	佐倉市	八千代市	鎌ヶ谷市	四街道市	八街市	印西市	白井市	富里市	酒々井町	印旛村	本埜村	栄町	千葉県	利根川水系土地改良調査管理事務所	北総中央農業水利事業所	利根川下流河川事務所	独立行政法人水資源機構			
○																																					88	
○																																						89
○																																						90
○																																						91
○																																						92
○																																						93
○																		○	○																			94
																																						※(2)
																																						※(4)
																																						※(6)
○		○					○				○			○		○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		95	
		○						○					○																									96
○		○											○																					○	○		○	97
○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100
○	○																																					101
																																						※(29)

取り組み個票(次ページ以降)の見かた

II 水質改善		19	合併処理浄化槽への転換	
D点源負荷発生量の削減				
ホ) 下水道以外の生活系負荷対策				

緊急行動計画での有無	優先度	主たる実施地域				実施主体				関連する分野				対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○	○				◎	◎	◎	◎				◎									○				○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	汲み取りや単独処理浄化槽の家庭は、合併処理浄化槽(高度処理型)へ転換します。
水利用者	—
企業	汲み取りや単独処理浄化槽の事業所・工場では、合併処理浄化槽(高度処理型)へ転換します。
市町村	転換のための助成、啓発を行います。
県	転換のための助成、啓発を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境管理部 業務課	H21～27	設置者への補助金交付また単独浄化槽から合併浄化槽への転換に補助金20万円、更に高度処理型には15万円上乗せ補助を実施(H21、22年度各年20基) H23年度以降未定(見直し中)
船橋市	環境衛生課	H21～27	船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、単独浄化槽から高度処理型合併浄化槽への転換に9万円、くみ取り便所から高度処理型合併浄化槽への転換に6万円を設置費補助に加え、転換上乗せ補助を交付する。
成田市	環境衛生課	H21～27	成田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則に基づき補助金交付。また単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換補助金に18万円の上乗せ補助及び汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換補助金に10万円の補助を実施

① 対策の観点と対策のねらい、具体的な対策名を示します。

② 優先度
 すぐに実施：主に第1期(2009～2015年)に実施する。
 実施に向け検討：主に第2期以降(2016年以降)での実施を目指す。
 今後検討：将来的な実施を検討する。
 ※既に実施済の施策(実施状況に○)であっても、施策量や対象地域の拡大を図る必要があることから、優先実施～今後検討の印を付けている。
 実施主体
 ◎：施策の実施主体(行政の場合、実施を促進する立場も兼ねる場合がある)
 ○：実施主体ではないが、実施を促進するまたは実施に関わる。
 関連計画
 湖沼計画：印旛沼に係る湖沼水質保全計画(千葉県)
 整備計画：手賀沼・印旛沼・根木名川圏域河川整備計画(千葉県)
 独自施策：本計画独自の施策

③ 対策に対する各実施主体の行動内容を示しています。また、第1期行動計画の期間内の実施はないが、今後実施予定の内容も記載しています。

④ 実施主体名と担当部署、実施期間、具体的な実施対策内容を示します。

I 平常時水量回復	1	新規開発宅地の浸透化
A地下水涵養量の確保		
イ) 雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○		○							◎	◎		○							○		○	○			○		○	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	開発業者は、指導に基づいて雨水貯留・浸透施設を設置します。
市町村	開発事業者に対して雨水貯留・浸透施設の設置指導を行います。
県	開発事業者に対して雨水貯留・浸透施設の設置指導を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	下水道維持課	H21～27	千葉市宅地開発指導要綱指導要領(宅地面積500m ² 以上)に基づき、事業者に貯留施設あるいは浸透施設を設置するよう、継続的に指導していく。
船橋市	河川整備課	H21～27	船橋市宅地開発指導要綱に基づき指導を行う。 指導面積:500m ² 以上
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、駐車場及び雨水樹は浸透式の構造とするよう指導し、また雨水貯留施設を設置する場合には浸透型とするよう指導する。
佐倉市	都市部開発審査課 土木部 下水道課	H21～27	施策内容:開発行為・中高層建築物に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導。 佐倉市宅地開発指導要綱・宅地造成における雨水排水処理に関する指導基準。 実施箇所:市内 施策規模:市街化区域内50m ² 以上・市街化調整区域全域
八千代市	都市整備部 都市整備課 宅地開発指導室、 都市整備部 土木建設課、 上下水道局 建設課	H21～27	要綱等の名称:八千代市開発事業技術指針 策定年度:平成21年6月1日 指導面積:500m ² 助成制度:無
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川建設課	H21～27	要綱の名称:鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱 対策名:開発行為における浸透施設の設置 実施箇所:市内 実施予定量:565～1,450m ³ /ha 実施方法:宅地開発指導要綱に基づき指導
四街道市	都市部都市計画課	H21～27	四街道市開発行為指導要綱に基づく雨水排水、調整池等の設置の指導。 指導面積:市街化区域内500m ² 以上市街化調整区域全域
八街市	都市計画課	H21～27	八街市宅地開発指導要綱に基づき、1000m ² 以上の開発行為を対象に指導を行い、完了検査時に設置確認する。
印西市	都市建設部 都市計画課	H21～27	印西市開発行為等指導要綱に基づき、雨水を適切に排出するために貯留施設・浸透施設の設置指導。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	開発事業の場合、白井市開発事業指導基準に基づき開発事業申請時に指導し、完了検査時に設置確認を行う。
富里市	都市計画課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。完了検査時に設置の確認を行う。
酒々井町	まちづくり課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。
印旛村	都市建設課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」、「開発許可制度の解説」及び「本埜村開発行為等指導要綱」を基準とし指導する。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、宅地開発事前協議の中で指導し、完了検査時に設置確認する。 施策規模：市街化区域内500m ² 以上・市街化調整区域全域
千葉県	印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基に協議する。

I 平常時水量回復	2	各戸貯留・浸透施設の整備
A地下水涵養量の確保		
イ) 雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○		○				◎		◎	○	○		○			○				○		○				○	○		○		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校 水利用者	住民は、住宅に雨水浸透マスや天水桶等の貯留施設を設置します。 —
企業	流域内の事業者は、建物に浸透マスや貯留槽を設置します。 住宅メーカー、排水設備業者は、施主に対して浸透マスや貯留槽の設置を促します。
市町村	公共施設に、浸透施設、貯留施設を設置します。 浸透マス・貯留施設等の設置を推進します(啓発や設置助成制度等)。
県	公共施設に、浸透施設、貯留施設を設置します。 浸透マス・貯留施設等の設置を推進します。 浸透施設設置促進のための制度等を検討します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	管理部下水道営業課	H21～27	施策内容:下水道計画区域内は千葉市貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱に基づき、雨水貯留槽、浸透マスを設置。 施策規模: H19 H20 H21 H22 【H23～27は継続して補助金制度実施、基数は未定】 浄化槽転用 50 25 5 5 雨水貯留槽 80 60 40 40 浸透マス 110 70 45 20
船橋市	河川管理課	H21～27	船橋市雨水浸透樹設置指導基準に基づき建築確認申請時に指導。400基/年 また、基準に合致して設置した場合、補助金を交付する。
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、各戸の雨水排水・貯留施設を浸透式構造に指導する。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	開発行為等による浸透施設設置指導。 雨水貯留浸透施設設置工事費補助制度(年間予算50万円:20基/年)
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	八千代市雨水排水施設整備指導指針にもとづき指導。 排水施設接続申請完了検査時に設置の確認を行う。 浸透マス360基/年・浸透トレンチ500m/年
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川建設課	H21～27	鎌ヶ谷市雨水浸透樹設置指針に基づき指導する。 市への建築確認申請時に雨水浸透樹設置に関する申告書を提出させる。 提出のあった翌年度末に現地調査を行い確認する。 2～4基以上/件
四街道市	都市部建築課 環境経済部 環境政策課	H21～27	建築確認申請時に指導。浸透樹430基/年 雨水貯留設備設置費補助制度(当初予算10万円)
八街市	都市計画課	H21～27	建築確認申請時に指導。180基/年
印西市	都市建設部 都市計画課	H21～27	開発指導要綱に基づく事前協議の際に、浸透樹の設置を指導。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	戸建を建築する際は雨水浸透枡を設置し、敷地外へ雨水が流出しないよう要望。
富里市	都市計画課	H21～27	都市計画法の許可、建築確認申請時に指導。実施予定量:100基
酒々井町	まちづくり課	H21～27	都市計画法の許可、建築確認申請、排水設備計画確認申請時に指導。
印旛村	都市建設課	H21～27	市街化区域においては下水道申請時、調整区域においては開発行為許可申請時に窓口で指導。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	1世帯につき必要数に応じて雨水浸透を指導する。
栄町	建設課	H21～27	都市計画法の許可、建築確認申請時に指導する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基に協議する。

I 平常時水量回復	3	各戸貯留・浸透施設の維持管理
A地下水涵養量の確保		
イ) 雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○			○				◎		◎	○	○		○			○				○		○				○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、住宅の雨水浸透マスを定期的に清掃します。
水利用者	—
企業	流域内の事業者は、建物に浸透マスや貯留施設を定期的に清掃します。
市町村	公共用施設に設置している浸透マス・貯留施設を定期的に清掃します。 住民・事業者に定期的な清掃・維持管理の呼びかけを行います。
県	公共用施設に設置している浸透マス・貯留施設を定期的に清掃します。 住民・事業者に定期的な清掃・維持管理の呼びかけを行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	管理部下水道営業課	H21～27	機能を発揮させるため、点検及び清掃を行う旨の「雨水貯留施設及び浸透施設の管理に関する協定書」を設置者と締結し、維持管理を行う。
船橋市	河川管理課	H21～27	船橋市宅地開発事業に関する要綱に基づき、事業者と維持管理協定を締結し、良好な維持管理を図る。
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、事業主に貯留・浸透施設の維持管理について各戸周知を指導する。
佐倉市	土木部下水道課	H21～27	維持管理は、交付要件に規定している。
八千代市	都市整備部土木建設課	H21～27	開発行為等において設置された貯留槽について、設置者と市において管理協定書を取り交わし両方で保管し点検・清掃等の維持管理を行う。
鎌ヶ谷市	都市建設部道路河川建設課	H21～27	市広報紙により、年1回程度啓発を行う。
四街道市	都市部建築課	H21～27	建築確認申請時に浸透樹の維持管理を指導する。
八街市	都市計画課	H21～27	開発行為により設置された雨水の各戸貯留・浸透施設につき、事業者と協議書・協定書を締結し、適正に維持管理がなされるよう指導する。
印西市	都市建設部都市計画課	H21～27	印西市開発行為等指導要綱に基づき、事前協議において指導。 ※注【要綱上文言では盛り込まれていない】
白井市	環境建設部都市計画課	H21～27	開発事業の場合、白井市開発事業指導基準に基づき事前協議で指導を行う。 広報紙等により啓発を行う。
富里市	都市計画課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。
酒々井町	まちづくり課	H21～27	申請時に維持管理の重要性に関する啓発を行う。
印旛村	都市建設課	H21～27	市街化区域においては下水道申請時、調整区域においては開発行為許可申請時に窓口で指導。
本埜村	経済建設課都市環境係	H21～27	本埜村宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、宅地開発事前協議の中で指導する。
千葉県	印旛地域整備センター成田整備事務所	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基に協議する。
	成田整備事務所	H21～27	成田市開発許可の各戸貯留施設の維持管理状況を成田市・住民自治会と協働調査(成田市並木町)。

I 平常時水量回復	4	透水性舗装の整備
A地下水涵養量の確保		
イ)雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○		○						◎	◎	◎								○	○						○	○		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	流域内の事業者は、駐車場を透水性舗装で整備します。
市町村	道路(歩道)の整備、改修の際は、透水性舗装で整備します。
県	道路(歩道)の整備、改修の際は、透水性舗装で整備します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	道路部道路建設課	H21~27	【H21実施箇所】 (主)千葉大綱線(土気駅北口)緑区土気町地内 【H22実施予定箇所】 (主)浜野四街道長沼線(更科工区)若葉区更科町地内他 更科1工区L=590m更科2工区L=770m 更科3工区L=180m計1,540m×3.0×2=9,240m ² (歩道幅員3.0m、両側) 以後、歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
	道路建設課	H21~27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。 2,000m ² /年整備予定。
船橋市	建築課	H21~27	市営三山団地建替工事に伴う透水性舗装の整備。 団地内のI期工事の一部透水性アスファルト約500m ² (駐車場)、透水性インターロッキングブロック約50m ² (H21) 今後も工事依頼があれば実施する。
	街路課	H21~27	歩道の透水性舗装の整備。 H21市道00-013号線(船橋市松が丘ほか)、長さ200m幅3.5m整備面積700m ² H22市道00-013号線(船橋市松が丘ほか)、長さ300m幅3.5m整備面積1050m ² H23~H27歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
成田市	都市計画課	H21~27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、駐車場の透水性舗装を指導する。
佐倉市	土木部道路建設課	H21~27	【H21~H22年度】 ①H21年度850m(上別所、岩富町、米戸、上勝田、内田、先崎) H22年度850m(上別所、上勝田、江原、先崎)
八千代市	都市整備部土木建設課	H21~27	歩道等を築造・改修及び開発等の駐車場整備の際は、透水性舗装による整備・指導を行う。
鎌ヶ谷市	都市建設部道路河川建設課	H21~27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
四街道市	都市部都市整備課 道路整備課	H21~27	幹線道路の歩道整備及び区画整理事業による透水性舗装の整備。

主体名	担当部署	期間	対策内容
八街市	道路河川課	H21～27	歩道を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。 H18～22年度市道文違1号線(八街市大関～富山) 延長:602m幅:2.21m整備面積:1,330m ² H22年度市道2-10号線(八街市八街字笹引) 延長:100m幅:2.21m整備面積:221m ² H24年度市道2-10号線(八街市八街字笹引) 延長:270m幅:2.21m整備面積:597m ² H25～27年度市道1-14号線(八街市八街字笹引) 延長:600m幅:2.21m整備面積:1,326m ²
印西市	都市建設部 建設課	H21～27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
白井市	環境建設部 建設課	H21～27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。 歩道の浸透性舗装化。 H21年度市道00-008号線460m ² H22年度市道00-008号線460m ² H23年度～H27年度実施箇所・数量は具体的に確定していないが、同規模で実施予定。
富里市	建設課	H21～27	歩道の透水性舗装化 市道01-006号線約125m ² /年
酒々井町	まちづくり課	H21～27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
印旛村	都市建設課	H21～27	歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
本埜村	経済建設課 道路係	H21～27	透水性舗装の整備。 本埜村安食ト杭地先村道101号線 A=2,600m ² L=400m 本埜村滝地先物木・滝線 A=11,095m ² L=1,585m 歩道等を築造・改修する際は、透水性舗装による整備を行う。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、駐車場等の透水性舗装を指導する。
千葉県	千葉地域整備センター	H23～27	歩道の透水性舗装化 八千代市吉橋地先整備面積:1,100m ²
	葛南地域整備センター 維持課・管理課	H21～27	歩道の透水性舗装化 市道01-006号線約125m ² /年
	東葛飾地域整備センター 維持課	H21～27	歩道の透水性舗装の整備 実施年度未定 (主)市川印西線(鎌ヶ谷大仏交差点付近)260m×3.5m=910m ² (主)千葉鎌ヶ谷松戸線(鎌ヶ谷大仏交差点付近)670m×3.5m=2345m ²
	印旛地域整備センター 維持課・管理課	H21～27	歩道の劣化した舗装を修繕する場合や、占用者による歩道舗装復旧工事の場合には、「大地の呼吸の復活」の指針(千葉県)に則り透水性舗装を実施します。 適宜必要な箇所において実施する。
	成田整備事務所	H21～27	歩道の新規整備箇所についてはすべて「透水性舗装」とする。 H21年度871m ² H22年度1,200m ² 、H23年度～H27年度6,000m ²

I 平常時水量回復	5	調整池への浸透機能の追加
A地下水涵養量の確保		
イ) 雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○	○							◎	◎	◎		○							○		○	○				○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校 水利用者	—
企業	開発事業者は、調整池設置の際、可能な範囲で底板を固めない等、浸透機能を付加します。
市町村	開発事業者に対して、可能な範囲で調整池に浸透機能を付加するよう指導します。
県	開発事業者に対して、可能な範囲で調整池に浸透機能を付加するよう指導します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、調整池の浸透機能追加を指導する。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、宅地開発事前協議の中で指導する。

I 平常時水量回復	6	浸透機能を持った貯留施設の設置
A地下水涵養量の確保		
イ) 雨水浸透施設の整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○						◎	◎	◎		○							○		○								○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	開発事業者は、浸透機能を持った貯留施設（調整池等）を設置します。
市町村	開発事業者に対して、貯留・浸透施設の設置を指導します。 公共用施設に浸透機能を持った貯留施設を設置します。
県	開発事業者に対して、貯留・浸透施設の設置を指導します。 公共用施設に浸透機能を持った貯留施設を設置します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	下水道維持課	H21～27	千葉市宅地開発指導要綱指導要領(宅地面積500m ² 以上)に基づき、事業者に貯留施設あるいは浸透施設を設置するよう、継続的に指導していく。
船橋市	河川整備課 河川管理課	H21～27	船橋市宅地開発要綱に基づき、新規開発地に浸透機能を持った貯留施設設置の指導を行う。
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、浸透機能を持った貯留施設の設置を指導する。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	佐倉市宅地開発指導要綱・宅地造成における雨水排水処理に関する指導基準に基づく指導を行う。
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	八千代市雨水排水施設整備指導指針にもとづき指導。開発事業完了検査時に設置の確認を行う。
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川建設課	H21～27	開発行為等により設置される貯留施設について浸透機能を持った施設として指導を行う。
四街道市	都市部都市計画課	H21～27	四街道市開発行為指導要綱に基づき、浸透機能を持った貯留施設の設置の指導を行う。
八街市	都市計画課	H21～27	八街市宅地開発指導要綱に基づき、1000m ² 以上の開発行為を対象に指導を行い、完了検査時に設置確認する。
印西市	都市建設部 都市計画課	H21～27	印西市開発行為等指導要綱に基づき、雨水を適切に排出するために必要な施設貯留施設・浸透施設の設置指導。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	開発事業の場合、白井市開発事業指導基準に基づき開発事業申請時に指導し、完了検査時に設置確認を行う。
富里市	建設課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議において指導。500m ³ /年
酒々井町	まちづくり課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。
印旛村	都市建設課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	本埜村開発行為等指導要綱に基づき、事前協議において指導。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、宅地開発事前協議の中で指導する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基に協議する。
	印旛地域整備センター	H21～27	県立高等学校校庭を利用した、浸透機能を持った貯留施設の設置(四街道高等学校、規模容量は測量等により決定)。
	成田整備事務所	H21～27	県立高等学校校庭を利用した、浸透機能を持った貯留施設の設置(富里高等学校、規模容量は測量等により決定)。

I 平常時水量回復	7	市街地・住宅地の緑化
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○				◎		◎	◎	◎										○		○				○	○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	開発業者は、行政の指導に従い、開発地の緑化を行います。
市町村	開発業者に対して開発地の緑化を指導します。 公園を整備し、緑化を進めます。
県	開発業者に対して開発地の緑化を指導します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	公園緑地部 緑政課	H21～27	○「千葉市宅地開発指導要綱」により、宅地造成時の緑地の保全・確保について協議を行う。 (敷地面積500㎡以上の物件を対象に、共同住宅は10%以上、戸建住宅は1区画当り高木4本相当以上、その他の建物は10～20%以上の緑化を指導している。) ○都市緑地法に基づく緑地協定の締結促進を図る。 ○個人住宅・地域の緑化推進のため、「みどりと花の催し」や「みどりと水辺のつどい」を開催し、緑化意識の普及を図る。
船橋市	建築課	H21～24	市営三山団地建替工事に伴う緑化 【H20、H21年度】 団地内のⅠ期工事の一部 団地内、一部緑化約270㎡ 【H23、H24年度】 団地内のⅡ期工事の一部 団地内、一部緑化約500㎡ 今後も工事依頼があれば実施する。
	みどり推進課	H21～27	アンデルセン公園用地取得 H22～27 23,964.80㎡ 三咲圃場用地取得 H27 2,457㎡ 高野台公園用地取得 H26 2,973.43㎡ 高野台公園整備 H27 2,973.43㎡ 八木が谷北公園用地取得 H22 2,620.48㎡ 八木が谷北公園整備 H23 2,620.48㎡ 500㎡以上の開発行為等を対象とした条例に基づく緑化指導。
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、事業区域の3%以上の面積に緑化を指導する。
	公園緑地課	H21～27	3000㎡以上の開発行為等を対象とした緑化推進指導要綱に基づく緑化を指導する。
佐倉市	都市部 公園緑地課	H21～27	開発行為に伴う事前協議にて緑化指導を行う。
八千代市	都市整備部 公園緑地課	H21～27	「緑化協定」八千代市ふるさとの緑を守る条例に基づき、土地所有者等と緑化協定を締結している。 ○建築物の緑化…敷地面積500㎡以上の娯楽施設、スポーツ施設、店舗など工場以外の建築物は、接道部を重点に緑地を配置し、景観を重視した緑化に努める。 ○住宅地における緑化…500㎡以上の開発行為をする事業者は、市と緑化協定を結び、宅地にあつては接道部等を1m当たり3本の生垣化、集合住宅にあつては空地の20%以上を緑化する。
鎌ヶ谷市	都市建設部 公園緑地課	H21～22	鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱に基づき500㎡以上の開発行為等に対して緑化指導を行う。 3,000㎡以上の開発行為については、開発面積に3%以上を乗じて得られた面積と計画人口に1.8㎡以上を乗じて得られた面積の二分の一を比較し、大きい方の面積(最低限度面積等の制限あり)を公園として確保するように指導。
四街道市	都市部都市 計画課	H21～27	四街道市開発行為指導要綱に基づき、3,000㎡以上の開発行為を対象に5%以上の公園、緑地又は広場の確保を指導する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
八街市	都市計画課	H21～27	八街市宅地開発指導要綱に基づき、3,000m ² 以上の開発行為については、3%以上の緑地・公園の義務。
印西市	都市建設部 都市整備課	H21～27	印西市開発行為等指導要綱に基づき、 ・3,000m ² 以上の開発行為等については、協議時に公園を確保するよう指導。 ・事業区域の5%以上の面積の植栽を行うよう指導。 ・戸建住宅の場合は、各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう指導。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	開発事業の場合、白井市開発指導基準に基づき、開発事業事前協議時に指導。 3,000m ² 以上の宅地開発事業は、3%以上の公園・緑地等を確保する。
富里市	都市計画課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。 ・開発区域の面積及び用途、事業の種類により緑地・公園の確保を図る。
酒々井町	まちづくり課	H21～27	酒々井町開発指導要綱に基づき3,000m ² 以上の場合は、次により算定した面積により公園を設置する。 0.3ha～1.0ha未満計画人口一人当たり3.0m ² 以上かつ開発面積の3.0%以上 1.0ha～5.0ha未満計画人口一人当たり4.0m ² 以上かつ開発面積の4.0%以上 5.0ha～20.0ha未満計画人口一人当たり5.0m ² 以上かつ開発面積の5.0%以上 20.0ha～以上計画人口一人当たり5.5m ² 以上かつ開発面積の5.5%以上
印旛村	都市建設課	H21～27	3,000m ² 以上の開発行為については、3%以上の緑地・公園の義務。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	本埜村開発行為等指導要綱に基づき、事前協議において指導。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱等に基づき、宅地開発事前協議の中で指導する。3,000m ² 以上の開発行為については、3%以上の公園・緑地の設置義務。

I 平常時水量回復	8	森林・斜面林の保全
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○			○				◎		◎	◎	◎				○					○		○				○	○			

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、森林の保全活動に参加します。
水利用者	—
企業	開発業者は、行政の指導に従い、開発地の森林・斜面林の保全に努めます。
市町村	里山や市民の森等の森林・斜面林の保全に努めます。 森林・斜面林の保全に対し、指導や適切な処理を行います。
県	森林整備事業を推進します。 森林の開発等に対し、指導や適切な処理を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	公園緑地部 緑政課	H22～27	○東千葉近郊緑地保全区域約734ha(昭和42年指定)の保全を行う。 (上記区域のうち、東千葉近郊緑地特別保全地区61.3haを昭和42年に指定) ○千葉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例に基づき、保存樹林256.2haを指定し、保全を行う。
	農政部農政 センター農 業振興課	H22～27	実施年度:H19年度～H22年度 里山の保全推進事業 1里山地区の保全・管理 「いずみの森」若葉区富田町2.8ha 「ひらかの森」緑区平川町2.2ha 「おぐらの森」若葉区小倉町5.0ha 内容:森林ボランティア団体による、下刈り、間伐、枝打ち作業。 2市有林整備事業 「とみだの森」若葉区富田町1.4ha 内容:森林ボランティア団体による下刈り、間伐、枝打ち作業等。
船橋市	みどり推進 課	H22～27	坪井の森用地取得 H23～25 10,455m ² 松が丘市民の森用地取得 H26 7,306m ² 高野台市民の森用地取得 H27 5,737.04m ²
成田市	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池総合公園管理(17.2ha) 草刈・清掃等適切な管理を実施する。
佐倉市	都市部 公園緑地課 経済環境部 商工観光課 農政課	H22～27	諏訪尾余緑地(13,027m ²)、鐮木特別緑地保全地区(19,167m ²)の保全。 野鳥の森(15,746m ²) 市民の森(248,112m ²) 草刈・清掃等を行ない適切な管理に努める。
八千代市	都市整備部 公園緑地課	H21～27	「八千代市ふるさとの緑を守る条例」に基づき環境保全林や保存樹木を指定するなど良好な自然環境を保全し、健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりを推進する。 ○環境保全林…市街化区域内の樹林・神社・寺院などの面積が500m ² 以上を有するもの(12か所40,165m ²) ○保存樹木…環境保全林以外の樹木であって、原則として幹回り1.2m以上、また高さ10m以上の名木・巨木(43か所 89本)

主体名	担当部署	期間	対策内容
鎌ヶ谷市	都市建設部 公園緑地課	H21～22	鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、市内の良好な樹林地を保全林・保存樹木・ふれあいの森として指定し、緑地の保全を図る。 保全林:7箇所25761m ² ふれあいの森:3箇所16,741m ²
四街道市	都市部都市 計画課	H21～27	四街道市緑の保全及び緑化推進に関する条例により、市民の森の維持管理を行う。
	環境経済部 産業振興課	H21～27	伐採届を受理し、状況に応じて現地調査・指導を行い適切に処理する。
八街市	農政課	H21～27	サンプスギ林再生事業 山林農業協同組合・森林組合を通じて事業希望者を募り、市・県・森林組合で事業費を補助することで、代倒・搬出・整理並びに跡地の植林を行い活力ある森林に再生する。伐採届を受理し、状況に応じて現地調査・指導を行い適切に処理する。
印西市	市民経済部 産業振興課	H21～27	伐採届を受理し、状況に応じて現地調査・指導を行い適切に処理する。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	白井市緑地保全に関する事業実施要綱に基づき、市内の良好な緑地を特別保全緑地として指定し、緑地の保全を図る。 特別保全緑地の指定:3箇所14,758m ² 一般保全緑地の指定:5箇所20,277m ² ※一般保全緑地は、現協定をもって廃止、H21年度まで維持管理費の助成を行う。 特別保全緑地は、継続して実施し、固定資産税・都市計画税相当額を交付する。
富里市	産業経済課	H21～27	森林法に基づいた伐採及び伐採後の造林届出書を受理し、森林整備計画との適合性を確認する。
酒々井町	産業課	H21～27	森林法に基づく伐採届を受理し、状況に応じて現地調査・指導を行い適切に処理する。
印旛村	産業振興課	H21～27	森林法に基づく伐採届を受理し、状況に応じて現地調査・指導を行い適切に処理する。
本埜村	経済建設課 産業係	H21～27	森林法に基づく伐採の届出の受理をし、状況に応じて適切に処理する。
栄町	産業課	H21～27	森林法に基づく伐採の届出の受理し、状況に応じて指導を行う。また里山整備による下草刈り等を実施。
千葉県	森林課	H21～27	森林整備事業の推進 造林、間伐・保育等の森林整備を行う森林組合等への助成 森林法に基づく林地開発許可制度の適正な運用 林地開発許可申請の審査・許可地の監督等 保安林の指定・解除
	千葉・東葛 飾・印旛農 林振興セン ター 地域振興部 企画振興課	H21～27	森林整備事業の推進 造林、間伐・保育等の森林整備を行う森林組合等への助成 森林法に基づく林地開発許可制度の適正な運用 林地開発許可申請の審査・許可地の監督等 保安林の指定・解除

I 平常時水量回復	9	間伐・枝打ち・下草刈り等森林の維持管理
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○			○			◎			◎	◎				○							○	○			○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、森林の保全活動を行います。
水利用者	—
企業	—
市町村	森林機能強対策事業を推進します。 市民の森等、森林の下草刈りや間伐等の維持管理を行います。
県	森林整備事業を推進します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	農政部農政センター農業振興課	H21～27	優良森林整備事業(間伐・枝打ち・下草刈り等)
船橋市	みどり管理課	H21～27	市民の森(44,582m ²)①咲が丘②八木が谷北③大穴新田④高野台 草刈・清掃等を行い適切な管理に努める。 実施内容:下草刈・林内整備等
成田市	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池総合公園管理(17.2ha) 草刈・清掃等適切な管理を実施する。
	農政課	H21～27	森林機能強化対策事業の推進をしていく。
佐倉市	経済環境部農政課	H21～27	市民の森(248,112m ²) 草刈・清掃等を行ない適切な管理に努める。 実施内容:下草刈・林内整備等
八千代市	都市整備部公園緑地課	H21～27	市民の森管理業務委託 作業内容:清掃、草刈、剪定等 場所:市内11か所(14.9ha)
鎌ヶ谷市	都市建設部公園緑地課	H21～27	下草刈・清掃等を行い適切な管理に努める。
四街道市	環境経済部産業振興課	H21～27	森林機能強化対策の推進により、下草刈り、間伐等を行い、森林内の健全化を図る。
八街市	農政課	H21～27	森林機能強化対策事業 小谷流山林組合を通じて事業希望者を募り、市・県で事業費の一部を補助することで森林の適正な整備を行い優良な森林を造成する。
印西市	市民経済部産業振興課	H21～27	森林機能強化対策事業(県事業)の推進をしていく。
白井市	環境建設部都市計画課	H21～27	市民の森(35,885m ²)草刈・清掃等を行い適切な管理に努める。
富里市	産業経済課	H21～27	森林機能強化対策事業の推進を図る。
酒々井町	産業課	H21～27	サンブスギ林再生事業 サンブスギ林に非赤枯性腐朽病の被害が蔓延・拡大し森林の持つ様々な機能低下が危惧されることから被害木伐倒駆除を実施する。
印旛村	産業振興課	H21～27	森林機能強化対策事業(県単)の活用 枝打ち等にて森林の適正な整備を行い優良な森林を造成する。 印旛地域(森林面積)1,139ha
本埜村	経済建設課産業係	H21～27	森林機能強化対策事業(県単)の活用 枝打ち等にて森林の適正な整備を行い優良な森林を造成する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
栄町	産業課	H21～27	森林機能強化対策事業(県単)の活用し枝打ち、間伐等を行い優良な森林を整備する。 里山整備による下草刈り等を実施。
千葉県	森林課 千葉・東葛 飾・印旛農 林振興セン ター 地域振興部 企画振興課	H21～27	森林整備事業の推進 造林、間伐・保育等の森林整備を行う森林組合等への助成。

I 平常時水量回復	10	農地・生産緑地の保全
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○	○			◎	◎	◎	◎	◎				○					○		○				○	○			

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、農地の保全に努めます。
水利用者	土地改良区は、土地改良事業及び維持管理を行います。
企業	農業法人等農業に関する事業者は、農地の保全に努めます。
市町村	生産緑地制度により農地を保全します。 農業振興地域整備計画に基づき農地を保全します。
県	生産緑地制度による農地の保全を推進します。 農業振興地域制度の運用による農地を保全します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課 八千代支区 ほか14支区 (支区:用水系統毎に分けた維持管理組織)	H21~27	土地改良事業及び維持管理を通じ保全、また国の施策である耕作放棄地対策(H23までに解消)に協力して農地の保全を目指す。※印旛沼土地改良区の受益面積は約6,400ha。
千葉市	都市計画課	H21~27	11地区 3.17ha
	農政課	H21~27	農業振興地域制度の適切な運用による優良農地の確保・保全。
	農業委員会	H21~27	農業転用許可制度の適切な運用。 (2ha以下。2haを超える農地は県許可。4haを超える農地は国許可)
船橋市	都市計画課	H21~27	生産緑地制度による農地等の保全。 52地区 44.19ha
	農水産課	H21~27	船橋市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全・管理に努める。
成田市	公園緑地課	H21~27	生産緑地制度による農地等の保全。 市全体87地区 面積29.54ha
	農政課	H21~27	成田市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全・管理に努める。
佐倉市	都市部公園緑地課	H21~27	佐倉市農業振興地域整備計画書に基づき、優良農地の保全・管理に努める。 生産緑地制度による農地等の保全。 生産緑地地区 15箇所 約3.89ha
八千代市	都市整備部公園緑地課	H21~27	生産緑地法がある限り各年度該当があれば、実施していく(H21年7月現在:209地区 59.65ha)。
	産業活力部農政課	H21~27	「八千代市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全・管理に努める。
鎌ヶ谷市	都市建設部都市計画課	H21~27	生産緑地制度による農地等の保全。 生産緑地地区10箇所 面積38.77ha

主体名	担当部署	期間	対策内容
四街道市	都市部都市計画課	H21～27	生産緑地制度による農地等の保全。 生産緑地地区79地区 23.5ha
	環境経済部産業振興課	H21～27	四街道市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全・管理に努める。
八街市	農政課	H21～27	八街市農業振興地域整備計画に基づき、変更申請については市の農業振興地域整備促進協議会において調査・検討のうえ県に進達、優良農地の保全・管理に努める。
印西市	市民経済部産業振興課	H21～27	印西市農業振興地域整備計画の進行・管理。 印西市農業振興地域整備計画の全体見直し(H23年度) 印西市農業振興地域整備計画の進行・管理(H24年度～)
	都市建設部都市整備課	H21～27	生産緑地制度による農地等の保全。 18地区面積2.64ha
白井市	市民経済部農政課	H21～27	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地の編入 農業振興地域除外の申請申出に対して、調査・検討し県に協議する。
	環境建設部都市計画課	H21～27	生産緑地制度による農地等の保全。 39地区約 38.51ha
富里市	産業経済課	H21～27	富里市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全・管理に努める。なお、変更(の申出)については、市の農業振興地域整備協議会において調査・検討のうえ県に協議する。
酒々井町	産業課	H21～27	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、変更(の申出)については、町の農業振興地域整備協議会において調査・検討し県に協議する。
印旛村	産業振興課	H21～27	印旛村農業振興地域整備計画の進行・管理。 印旛村農業振興地域整備計画の全体見直し(H20年度) 印旛村農業振興地域整備計画の進行・管理(H21年度～)
本埜村	経済建設課	H21～27	本埜村農業振興地域整備計画の管理。
栄町	産業課	H21～27	栄町農業振興地域整備計画の進行・管理。 農地・水・環境保全向上対策を活用し農地を保全(栄町安食(木塚)23.8ha)。
千葉県	農地課	H21～27	農業振興地域制度の適切な運用による優良農地の確保・保全。 農地転用許可制度の適切な運用(なお、4haを超える農地は国許可。 (2ha以下の千葉市の農地は千葉市許可(移譲市))
	公園緑地課	H21～27	生産緑地地区については、法令を遵守し引き続き適正に農地等として維持管理されるよう、必要に応じて、市町村に助言を行う。

I 平常時水量回復	11	家庭・事業所の敷地内緑化
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○				◎		◎	○	○									○		○				○	○			

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、住宅敷地内の緑化に努めます。
水利用者	—
企業	流域内に事務所・工場を持つ事業者は、行政の指導に基づき、敷地内緑化を行い
市町村	住民に対して、緑化意識の啓発を行います。 事業者に対して、事業所区域内の緑化を指導します。
県	—
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	公園緑地部 緑政課	H21～27	○「千葉市宅地開発指導要綱」及び「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づき、開発行為等に伴う緑化指導を行う(敷地面積500m ² 以上の物件を対象に、共同住宅は10%以上、戸建住宅は1区画当たり高木4本相当以上、その他の建物は10～20%以上の緑化を指導している)。 ○個人住宅・地域の緑化推進のため、「みどりと花の催し」や「みどりと水辺のつどい」を開催し、緑化意識の普及を図る。
船橋市	みどり推進課	H21～27	500m ² 以上の開発行為等を対象とした条例に基づく緑化指導
成田市	都市計画課	H21～27	成田市開発行為等指導要綱に基づき、事業区域の3%以上の面積に緑化を指導する。
	公園緑地課	H21～27	3000m ² 以上の開発行為等を対象とした緑化推進指導要綱に基づき緑化協定の締結(緑化率5%～20%)。
佐倉市	都市部 公園緑地課	H21～27	戸建住宅の建築にあたり、緑化協定締結地区において道路面の緑化及び敷地内の緑化を指導する。
八千代市	都市整備部 公園緑地課	H21～27	「緑化協定」八千代市ふるさとを守る条例に基づき、土地所有者等と緑化協定を締結している。 ○工場の緑化…敷地面積500m ² 以上の工場は、市と緑化協定を結び、既設の工場は敷地面積の10%以上、新設の工場は20%以上の緑地を創出し、公害防止の機能を持つ緑化に努める。 ○建築物の緑化…敷地面積500m ² 以上の娯楽施設、スポーツ施設、店舗など工場以外の建築物は、接道部を重点に緑地を配置し、景観を重視した緑化に努める。 ○住宅地における緑化…500m ² 以上の開発行為をする事業者は、市と緑化協定を結び、宅地にあつては接道部等を1m当たり3本の生垣化、集合住宅にあつては空地の20%以上を緑化する。
鎌ヶ谷市	都市建設部 公園緑地課	H21～27	鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱に基づき、工場等の事業所の緑化については、開発面積の3%以上の極力一団の緑地の確保及び接道緑化、空地緑化を指導する。
四街道市	都市部都市 計画課	H21～27	四街道市緑の保全及び緑化推進に関する条例に基づき、生垣の設置に対し助成を行う。 ブロック塀取り壊し 2,000円/m 限度額30,000円 生垣新設 1,500円/m 限度額30,000円
八街市	都市計画課	H21～27	八街市宅地開発指導要綱に基づき、3,000m ² 以上の開発行為を対象に、公園・緑地の設置指導を行う。
印西市	都市建設部 都市計画課	H21～27	開発指導要綱に基づき開発面積500m ² 以上で、自己居住用を除き5%緑地の確保を指導。
白井市	環境建設部 都市計画課	H21～27	開発事業の場合、白井市開発事業指導基準に基づき、開発事業事前協議時に指導。 3,000m ² 以上の宅地開発事業は、3%以上の公園・緑地等を確保する。
富里市	都市計画課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。 開発区域の面積及び用途、事業の種類により緑地・公園の確保を図る。 ○工場の緑化…敷地面積1,000m ² 以上3,000m ² 未満の工場は、敷地面積の6%以上、3,000m ² 以上の工場は10%以上の緑地の設置に努める。 ○建築物の緑化…敷地面積1,000m ² 以上3,000m ² 未満の建築物は、敷地面積の3%以上、3,000m ² 以上の建築物は6%以上の緑地の設置に努める。 ○住宅地における緑化…500m ² 以上3,000m ² 未満の開発行為をする事業者は、開発面積の3%以上の公園または緑地の設置に努める。

主体名	担当部署	期間	対策内容
酒々井町	生活環境課	H21～27	県自然環境保全条例の規定に基づき工場用地1ha以上、住宅用地10ha以上及びその他の土地1ha以上については県、企業及び町と緑化協定を締結し、緑地の保全に努める。
印旛村	都市建設課	H21～27	3,000m ² 以上の開発行為については、3%以上の緑地・公園の義務。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	本埜村宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱等に基づき、宅地開発事前協議の中で指導する。3,000m ² 以上の開発行為については、3%以上の公園・緑地の設置義務。

I 平常時水量回復	12	谷津・里山の保全
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○			○			◎	◎	◎	◎	◎				○	○				○	○	○	○	○	○				○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、谷津や里山の保全活動を行います。
水利用者	土地改良区は、土地改良事業、維持管理により谷津田を保全します。
企業	企業は、谷津や里山の保全活動に参加します。
市町村	谷津・里山の保全地区の指定や整備を行います。 谷津・里山保全の啓発を行います。
県	里山保全活動の支援を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・八千代支区ほか14支区	H21～27	土地改良事業及び維持管理を通じ保全。 ※農地・生産緑地の保全方法に同じ。 *市町村等が示す谷津田保全策に協力。 *21世紀土地改良区創造運動で「里地・里山・湧水」の保全についてNPOや大学と連携し啓発。
千葉市	環境保全部環境保全推進課	H21～27	H21～24年度:谷津田保全地区の指定拡大(各年度3ha)。 谷津田の多様な生態系や自然的景観を保全するため保全協定を締結し、保全区域の指定を推進する。 H25年度以降未定。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	谷津環境保全活用事業 実施箇所:佐倉市下志津・畔田地先(手繰川流域) 対象面積:約9.4ha、山林・原野等4.5ha 実施内容:谷津環境保全指針に基づき、畔田谷津下流域における休耕田の湿地整備等を行う。 自然環境保全・回復事業 実施箇所:佐倉市岩富字佛供谷(鹿島川流域) 実施内容:岩富佛供谷用地(山林:5,930m ²)の下草刈りなど、谷津涵養林の保全管理を行う。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	○「谷津・里山作品展」の開催 内容:谷津・里山の大切さを表現した絵画・写真等の募集し、年1回程度、市内2か所で巡回展示。 ○「里山講習会」(1回/年実施予定)や学習会の実施 ○「谷津・里山保全計画」(H22年度策定予定) 内容:H21・22年度において、保全候補地区の現況調査とその他の取り組みの結果を基にして、将来的な保全対象地区の決定及び保全作業計画を作成する。H22年度以降は、計画を推進していく。
酒々井町	産業課	H21～27	千葉県里山条例による里山の保全、整備、活用。 里山条例による里山活動団体が土地所有者と締結する協定の認定及び支援(酒々井地区・馬橋地区・今倉新田地区)。
栄町	産業課	H21～27	里山整備による下草刈り等を実施(須賀地区)。
千葉県	森林課 千葉・東葛飾・印旛農林振興センター 地域振興部企画振興課	H21～27	里山条例による里山の保全、整備、活用。 里山条例による里山活動団体が土地所有者の締結する協定の認定及び支援。 *流域地内での里山活動協定数 19協定 241,084m ²

I 平常時水量回復	13	湧水の保全・利用
B自然地の保全土地利用の適正化		
ロ)緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○						◎	◎		◎	◎											○	○	○	○					○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は湧出箇所の清掃・維持管理を行います。
水利用者	土地改良区は、稲作等への湧水の利用を図ります。
企業	—
市町村	湧出箇所の把握や湧水保全の啓発を行います。
県	湧水マップの作成・配付や湧水保全活動等の支援を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～27	湧水の利用では、直接田に引き入れるケースは少ないが水路に流れ込みまとまった水量となったものをポンプアップしてかんがいする。また、田に引き入れることで水質の改善にも寄与すると思われるので循環型のかんがいを継続する。
千葉市	環境保全部環境保全推進課	H19～27	H21年度:湧水調査結果の取りまとめ。 H22年度以降保全方針の検討。
成田市	環境計画課	H24～26	動植物生息調査(水辺編)のなかで、湧水地点の調査を実施し、自然環境マップ(仮)を作成し、湧水の紹介を行う。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	佐倉の湧水物語(～佐倉の湧き水30～)の販売。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	ぼたるの里で湧水を利用し、ホテルの保護に努めている。
八街市	社会教育課	H21～27	八街市天然記念物「根古谷の湧水」の保護。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	湧水箇所等を掲載した環境マップを作成し、市民へ公開する。

I 平常時水量回復	14	地下水揚水量の削減
C地下水の保全		
ハ)地下水の適正利用		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎	◎	○	○				○	○														○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、必要以上に井戸水の汲み上げを行わないように心がけます。
水利用者	土地改良区は、水田用水の地下水揚水量を把握し、節水呼びかけます。
企業	流域内で地下水を利用する事業者は、必要以上に汲み上げないようにします。
市町村	揚水施設での揚水量の適正管理を指導します。
県	農業用水の水源を地下水から河川水への転換を図ります。
国・水資源機構	農林水産省は、農業用水の水源を地下水から河川水への転換を図ります。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・八千代支区ほか14支区	H21~27	節水指導(毎年度、事業報告において揚水量データを公表し維持管理費の節減効果を念頭に節水と呼びかける)・自動給水栓等の制御装置の設置促進(肥料流出抑制効果)。
千葉市	環境規制課	H21~27	千葉県環境保全条に基づく適正管理により抑制されることを啓発促進する。
船橋市	環境保全課	H21~27	千葉県環境保全条例及び船橋市環境保全条例に基づき揚水施設からの揚水量の調査を実施。
成田市	環境対策課	H21~27	千葉県環境保全条例及び市公害防止条例に基づく地下水採取規制により、適正な揚水量の指導を行う。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21~27	佐倉市環境保全条例による揚水施設の届出(吐出口が6cm ² 以上のものについて)。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき指導。 環境白書などで井戸所有者に対し、節水に対する協力を求めている。 事業場における新規設置井戸については、水のリサイクル使用をするなど、節水に対する指導をしている。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、揚水量の適正管理・指導を行う。
四街道市	環境経済部環境政策課	H21~27	千葉県環境保全条例及び四街道市公害防止条例に基づき、揚水量の適正管理を指導する。
八街市	環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、地下水の採取規制を行う。
印西市	生活環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づく地下水の採取規制を行う。
白井市	環境建設部環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取を規制するとともに、同条例及び白井市公害防止条例により適正使用を指導する。
富里市	環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、揚水量の適正管理を指導する。
酒々井町	生活環境課	H21~27	千葉県が実施する揚水量調査により、適正管理指導を行う。
印旛村	環境課	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、揚水機設置許可、揚水量の適正管理を指導。
本埜村	経済建設課都市環境係	H21~27	千葉県環境保全条例に基づき、地下水の摂取規制を行う。
栄町	環境課	H21~27	千葉県環境保全条例及び栄町環境保全条例に基づき、揚水量の適正管理を指導する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	水政課	H21～27	再生水(雑用水)の利用促進・普及を行い、水の有効利用を図る。
	水道局	H21～27	水源井については、非常用予備水源としてのみ利用することにより地下水揚水量を削減している。 実施場所:成田給水場(印旛沼流域内)
	印旛農林振興センター 基盤整備部 地域整備課	H21～25	経営体育成基盤整備事業勝田川上流地区(H5～H22)佐倉市・八街市A=97ha 畑地帯総合整備事業北総中央Ⅰ期地区(H6～H25)富里市A=600ha 畑地帯総合整備事業北総中央Ⅱ期地区(H8～H25)富里市A=505ha 国営北総中央用水を水源とする農業用水施設の整備を行い、農業用水の水源を地下水から河川水に転換する。
農林水産省	北総中央農業水利事業所 工事第一課	H21～25	北総中央農業水利事業地区 3,267ha、7市(千葉、成田、佐倉、東金、八街、富里、山武市)かんがい用水整備として、利根川河口堰及び霞ヶ浦開発に水源を求め、地区内への導配水施設の新設により、安定的な用水補給により、地下水からの水源転換が図られる。 H23以降は、継続的に末端用水路(管路)の整備を実施する。

I 平常時水量回復	15	地下水使用量の規制
C地下水の保全		
ハ)地下水の適正利用		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○				◎	◎			○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	地下水の揚水許可、揚水量の適正管理を行います。
県	工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取規制を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境規制課	H21～27	千葉市環境保全条例による地下水採取の規制。
船橋市	環境保全課	H21～27	千葉県環境保全条例及び船橋市環境保全条例に基づき地下水の採取を規制。
成田市	環境対策課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取を規制するとともに、同条例及び成田市公害防止条例により適正使用を指導する。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づく地下水の採取規制。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、地下水の採取規制及び、適正使用を指導する。 千葉県環境保全条例規制対象外の揚水施設について、設置の自粛や適正使用を指導する。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき揚水許可、揚水量の適正管理指導。
四街道市	環境政策課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき揚水許可、揚水量の適正管理を行う。
八街市	環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき揚水許可、地下水の採取規制を行う。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づく地下水の採取規制。
白井市	環境建設部環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取を規制するとともに、同条例及び白井市公害防止条例により適正使用を指導する。
富里市	環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、地下水の採取を規制。
酒々井町	生活環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき揚水許可、揚水量の適正管理指導。
印旛村	環境課	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、地下水の採取規制を行う。
本埜村	経済建設課都市環境係	H21～27	千葉県環境保全条例に基づき、揚水機設置許可、揚水量の適正管理を指導。
栄町	環境課	H21～27	千葉県環境保全条例及び栄町環境保全条例に基づき、地下水の採取を規制。
千葉県	水質保全課	H21～27	地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取規制を継続して実施していく。

II 水質改善	16	下水道の整備
D点源負荷発生量の削減		
二) 下水道整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○		○							◎	◎					○											○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	下水道の整備を行います。
県	下水道の整備を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	建設部下水道計画課	H21～27	処理人口27,800人(426人) 水洗化人口26,500人(626人) ●流域関連公共下水道 処理人口7,200人(125人) 水洗化人口7,100人(30人) ●単独公共下水道 処理人口20,600人(301人) 水洗化人口19,400人(596人) ()は、2009(H21)年～2015(H27)年内の増加分
船橋市	下水道計画課	H21～27	実施箇所、規模:H21神崎処理分区処理区域18.4ha 処理人口1,810人増 H23小室白井処理分区処理区域18ha 処理人口1,150人増
成田市	下水道課	H21～27	H21～23大袋地区の下水道整備事業を実施し、公共下水道の普及率向上を図っていく。 処理区域面積18ha 計画人口420人 H24～27八代地区及び飯仲地区の処理区域の拡大に努めるとともに、既存処理区域の整備を行い、公共下水道の普及率向上を図っていく。
佐倉市	土木部下水道課	H21～27	整備面積80ha 処理人口16.1万人
八千代市	上下水道局建設課	H21～27	H21八千代市大和田新田、処理区域0.50ha H22八千代市大和田新田、処理区域1.21ha H23八千代市大和田新田、処理区域1.51ha H24八千代市大和田新田、処理区域4.07ha H25八千代市大和田新田、処理区域2.60ha H26～H27認可区域内の拡大を図り、吉橋地区を随時整備していく。
鎌ヶ谷市	都市建設部下水道課	H21～27	H21年度予定処理人口20.7千人 H22年度予定処理人口20.7千人 H23年度予定処理人口20.7千人 H24年度予定処理人口20.8千人 H25年度予定処理人口20.8千人 H26年度予定処理人口20.8千人 H27年度予定処理人口20.8千人
四街道市	建設水道部下水道課	H21～27	H19年3月に市街化調整区域58haの認可を取得したことから整備区域の拡大を図っていく。 若松・四街道南部処理分区処理区域面積12.0ha 計画人口230人 御成・四街道東部処理分区処理区域面積5.1ha 計画人口90人 内黒田処理分区処理区域面積20.7ha 計画人口430人 四街道北部第2処理分区処理区域面積7.4ha 計画人口160人 四街道北部第3処理分区処理区域面積12.7ha 計画人口130人

主体名	担当部署	期間	対策内容
八街市	下水道課	H21～27	H21 八街処分区八街第二地区、処理区域6.1ha、処理人口195人増 H22 八街処分区真井原第二地区、処理区域1.0ha、処理人口95人増 - 八街処分区八街第一地区、処理区域1.6ha、処理人口52人増 H23 八街処分区真井原第二地区、処理区域5.0ha、処理人口130人増 H24 八街処分区榎戸地区、処理区域5.0ha、処理人口100人増 H25～H27認可区域の整備を順次進める。
印西市	都市建設部 上下水道課	H21～27	H21年度で市街化区域の整備は終了する。今後は、市街化調整区域の大森地区等の整備を検討していく。
白井市	環境建設部 上下水道課	H21～27	H21、整備面積633.4ha(0.6ha増)、処理人口47,120人(448人増) H22、整備面積639.9ha(6.5ha増)、処理人口48,680人(1,560人増) H23～H27認可区域内を随時整備していく。
富里市	下水道課	H21～27	H21富里市七栄地区処理区域11.7ha 処理人口150人増 H25～H27富里市七栄地区処理区域6.4ha 処理人口200人増
酒々井町	上下水道課	H21～27	H21～22酒々井地区1.4haの整備計画処理人口10人 H21～23本佐倉地区4.5haの整備計画処理人口40人 H22～24飯積地区(酒々井南部地区区画整理事業関連)、馬橋地区の整備を進めていく。
印旛村	環境課	H21～27	整備面積41ha 計画人口742人 認可区域内を随時整備していく。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	千葉ニュータウン区域138haはH12年度に整備完了(住宅用地56ha)。 今後は必要に応じて協議する。
栄町	下水道課	H21～27	H21～22処理人口:1.93万人(0.05万人増) 実施量利根川流域(単独公共下水道) 水洗化人口1.87万人 整備箇所酒直処理分区、竜角寺処理分区、竜角寺台処理分区 整備面積10ha H23～27処理人口:2.02万人(0.09万人増) 水洗化人口:1.96万人
千葉県	下水道課	H21～27	流域下水道の整備、流域関連公共下水道及び単独公共下水道の整備指導。 ・管渠連絡幹線(習志野ポンプ場～西部幹線) 人孔防食工事 耐震診断・耐震対策設計 ・処理場花見川終末処理場高度処理化工事 防食工事 耐震補強工事 改築工事 ・ポンプ場ポンプ棟建築・土工工事、耐震補強工事 ポンプ設備改築工事

II 水質改善	17	下水道への接続
D点源負荷発生量の削減		
二) 下水道整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○		○				◎		◎	○						○															

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	下水道整備区域内の(下水道未接続の)住民は、下水道への接続を行います。
水利用者	—
企業	下水道整備区域内に事業所・工場がある事業者は下水道への接続を行います。
市町村	下水道未接続者への下水道接続の啓発・指導を行います。
県	—
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	管理部下水道営業課	H21～27	水環境保全、接続率の向上を図るため、事前工事説明会などでの早期接続依頼や、嘱託員及び委託指導員による戸別訪問を行い接続指導及び啓発を行う。 ①下水道条例改正(H21年4月)により、接続指導制度を実施 ②下水道相談所の開催 ③広報紙によるPR
船橋市	下水道管理課	H21～27	供用開始3年経過後の未水洗化世帯に対する接続を戸別訪問にて指導。
成田市	下水道課	H21～27	下水道未接続世帯を戸別訪問し、接続の啓発を行う。 広報なりたで、公共下水道への接続啓発等の紙面を掲載する。 ホームページや産業まつりにより、公共下水道への接続のPRを行う。 水洗便所改造資金補助金処理区域公示後1年以内30,000円/件2～3年以内25,000円/件 水洗便所改造資金融資処理区域公示後3年以内100,000円/件～300,000円/件
佐倉市	土木部下水道課	H21～27	担当部署： ①下水道新規供用区域の接続啓発活動 供用開始毎に、対象全戸に戸別訪問により実施。 ②既供用区域の未接続者への電話・戸別訪問による普及活動 H21年～22年各500件程度 H23年～27年接続状況を考慮し、継続的な普及活動を実施。 ③水洗便所改造奨励金交付 各年度40件程度。 ④広報紙・HPでの啓発活動
八千代市	上下水道局給排水相談課	H21～27	○公共下水道工事・受益者負担金等説明時での水洗化の普及・水洗便所改造資金貸付制度のPR ○新たな供用開始区域世帯へ、供用開始日と「水洗化のおすすめ」パンフレットの送付(八千代全体約100件/年) ○未接続世帯への戸別訪問(地区別)(八千代市全体約320件/年) 実施地区(東京湾流域も含む) H21年度大和田新田、高津、高津東、吉橋 H22年度村上、上高野、下市場 H23年度萱田、萱田町、米本 H24年度八千代台、大和田 H25年度大和田新田、高津、高津東、吉橋 H26・27年度未定
鎌ヶ谷市	都市建設部下水道課	H21～27	未接続世帯への戸別訪問の実施(毎年地区を変更して実施) 私道への公共下水道管理申請の推進(19年度以降の対象把握調査及び電話催告) 集合住宅接続の推進(未接続集合住宅の調査及び所有者への電話催告) 市広報による工事説明会開催時に接続のPR実施(パンフレットの配布)
四街道市	建設水道部下水道課	H21～27	水洗便所改造資金助成制度の実施(供用開始から3年以内に公共下水道に接続した者 助成金額; 27,000円/件)。 公共下水道への接続の普及を図るため、戸別訪問による接続指導を予定。

主体名	担当部署	期間	対策内容
八街市	下水道課	H21～27	H21未接続世帯に対する臨戸調査の実施(約900世帯)未接続世帯への接続PR。 広報等による下水道普及PR。 水洗便所改造資金の利子補給制度。
印西市	都市建設部 上下水道課	H21～27	水洗便所改造資金の貸し付け→貸付金額250,000円/件上限 戸別訪問による接続へ推進→年間概ね100件訪問を予定
白井市	環境建設部 上下水道課	H21～27	ホームページ・広報紙による普及PR(年1回)。 啓発品及びチラシの配布戸別訪問 年400件程度。
富里市	下水道課	H21～27	「下水道の日」前後に職員による戸別訪問実施(2人1組で100件程度訪問)。 広報等による下水道普及PR。 水洗便所改造資金の利子補給制度。
酒々井町	上下水道課	H21～27	新たな供用開始区域の世帯へ受益者負担金等の説明時、戸別訪問により接続の啓発を行う。 広報により公共下水道の接続啓発を年1回掲載。
印旛村	環境課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始時、対象世帯に戸別訪問しパンフレットを配布して接続のPRをする。 ・未接続世帯(年間20世帯程度)に対して接続に関する文書を送付して啓発する。 ・水洗便所改造資金利子補給条例により水洗便所改造資金の融資斡旋とその融資を行う金融機関への利子補給。供用開始後3年以内。改造工事に要した費用の範囲内において、300,000円以内/人。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	住宅区域については、接続条件。 工業区域については、事前協議にて指導。
栄町	下水道課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙による接続推進活動(年1回)及び管渠整備時/供用開始時/受益者負担金賦課時に戸別訪問及び依頼通知文による接続の説明とパンフレット配布。 ・栄町水洗便所改造資金融資斡旋要綱に基づき、改造資金の融資斡旋とその融資を行う金融機関への利子補給。融資対象:水洗便所改造工事及び排水設備工事。融資金額:300,000円(供用開始から3年以内)

II 水質改善	18	農業集落排水施設の適正な維持管理
D点源負荷発生量の削減		
ホ) 下水道以外の生活系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画							
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○		○							◎	◎				○							○					○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	処理施設の維持管理を行います。
県	処理施設の維持管理を指導します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	農業環境整備課	H21～27	大和田地区他10地区4,400人(H21.3)、年間委託による維持管理。
佐倉市	経済環境部農政課	H21～27	農業集落排水処理施設の維持管理佐倉市坂戸地区(処理人口317人:92世帯/平成21年3月末)。
千葉県	農村振興課	H21～27	農業集落排水事業の適正な維持管理の指導。

主体名	担当部署	期間	対策内容
酒々井町	生活環境課	H21～27	酒々井町高度処理型合併浄化処理浄化槽補助金交付要綱にもとづき、高度処理型合併処理浄化槽設置時に補助金を交付する。
印旛村	環境課	H21～27	印旛村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付、また、単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換補助金に18万円の上乗せ補助及び汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換補助金に10万円の上乗せ補助を実施。 年6基前後
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	本埜村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する者へ補助金を交付する。 年8基前後
栄町	環境課	H21～27	設置者へ栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金交付、また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助金に18万円の上乗せ補助及び汲み取り便所から合併浄化槽への転換補助金に10万円の補助を実施。 年10基前後
千葉県	水質保全課	H21～27	印旛沼流域の全市町村において、汲み取り便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助制度を整備するとともに、転換に重点をおき事業を推進するよう、働きかけを継続していく。

主体名	担当部署	期間	対策内容
酒々井町	生活環境課	H21～27	酒々井町高度処理型合併浄化処理浄化槽補助金交付要綱にもとづき、高度処理型合併処理浄化槽設置時に補助金を交付する。 6基/年
印旛村	環境課	H21～27	印旛村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者へ補助金を交付する。 年6基前後
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	本埜村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、高度合併処理浄化槽を設置するものに補助金を交付する(H21年度より通常型廃止)。 15基/年
栄町	環境課	H21～27	栄町合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱に基づき高度処理型合併処理浄化槽を設置する者へ補助金を交付。年2基前後
千葉県	水質保全課	H21～27	印旛沼流域の全市町村において窒素・りん除去機能を有する高度処理型合併処理浄化槽への補助制度を整備するとともに、事業を推進するよう働きかけを継続していく。

II 水質改善	21	浄化槽のりん除去機能向上の技術開発
D 点源負荷発生量の削減		
木) 下水道以外の生活系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
	○	○									◎	◎		○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	浄化槽メーカーは、りん除去機能を向上させる浄化槽の開発を行います。
市町村	—
県	技術開発を促進します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	浄化槽のりん除去機能向上のための研究・調査を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	環境研究センター	H21～27	みためし行動「生活系」における浄化槽のりん除去機能向上のための研究・調査。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	水質保全課	H21～27	<p>1 パンフレットによる設置者に対する啓発 県で作成した浄化槽の啓発用パンフレットを流域市町村に配布し、浄化槽設置者への啓発を継続して実施していく。</p> <p>2 法定検査の受検率の向上 第11条検査について、平成18年1月から導入したBOD(生物化学的酸素要求量)検査を主体とした新方式により、受検率の向上に努める。</p> <p>3 浄化槽データのシステム化 流域市町村に設置された合併処理浄化槽について電子データ化を継続して実施し、適正な維持管理等の指導を推進する。</p>

II 水質改善	23	家庭でできる生活排水対策の実施
D点源負荷発生量の削減		
木) 下水道以外の生活系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策		
○	○		○				◎			○	○			○																		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、生活排水対策グッズなどを活用し、家庭でできる生活排水対策を行います。
水利用者	—
企業	—
市町村	生活排水対策グッズやパンフレットの配付等、啓発を行います。
県	生活排水対策グッズやパンフレットの配付等、啓発を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境保全部 環境保全推進課	H21～27	市内全自治会・町内会に、生活排水対策啓発用パンフレットを配布(年1回)。
船橋市	環境保全課	H21～27	広報等による生活排水対策の啓発。 環境フェア・市民まつり等で啓発物品、パンフレットの配付を行い生活排水対策の重要性を啓発。
	環境衛生課	H21～27	海老川親水市民まつりに参加し、啓発品及びパンフレットの配布を通じて浄化槽のPRをする。
成田市	環境計画課	H21～27	印旛沼クリーンハイキング、環境講演会、産業まつり、消費生活展などのイベントで配布。 啓発パンフレット(「わが家から水をきれいに」など)、啓発物資(エコバッグ・エコスクレーパーなど)。 1,500セット/年配布
佐倉市	経済環境部 環境保全課	H21～27	佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版)啓発用パンフレットを印旛沼浄化推進運動等のイベントで配布。
八千代市	安全環境部 環境保全課	H21～27	「八千代市生活排水対策推進計画」(H19.3策定) H18年度に改定した「八千代市生活排水対策推進計画」に沿って、各種事業を実施する。 広報やちよに「家庭でできる生活排水対策」を掲載する。 生活排水対策の啓発のための講座「地球にやさしい暮らし方」講座を年1～2回程度開催する。
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	環境展・広報誌による啓発事業。 環境学習講座の実施。 産業フェスティバルにてパンフレットの配布。 体験型環境学習、ホームページによる水質調査結果のPR等。
四街道市	環境政策課	H21～27	広報紙への掲載並びにパンフレットの配布などにより啓発を行う。
八街市	環境課	H21～27	広報(1回/年)、パンフレットの配布による啓発。
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	市内8か所で廃食油の回収。廃油を持参した方にリサイクル石鹸の配布。ごみの分別推進事業等でパンフレット等の配布による啓発。
白井市	環境建設部 環境課	H21～27	広報紙等へ掲載し市民に家庭でできる浄化対策についての啓発。 市内9ヶ所へ回収バケツを設置し家庭からでる廃食油の回収。 パンフレット、ろ紙袋等の配布(市ふるさとまつりなど)。
富里市	経済環境部 環境課	H21～27	家庭雑排水共同処理施設の維持・管理(印旛沼流域3ヶ所)(委託により月5回巡回)。 広報紙、ホームページによる小型合併処理浄化槽への転換の啓発。
酒々井町	生活環境課	H21～27	広報による啓発及びふるさとまつりにて啓発(年1回)。
印旛村	環境課	H21～27	・希望者に対して2回/月EM活性液を配布する。 ・印旛ふれあい秋まつり時に啓発パンフレット(200枚)、啓発物資(200個)の配布。 ・広報誌(1回/年)への掲載。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	広報紙を利用しての啓発(年2回程度)担当課窓口及び産業祭での啓発物資の無料配布(水切ネット1000セット)。
栄町	環境課	H21～27	広報誌を利用しての啓発活動(年1回程度)、また、町等が主催するイベント(産業祭り「いっさいがっさいフェスティバル」)などで印旛沼水質保全協議会が作成した啓発物資を配布し、生活排水負荷の軽減に努める。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	水質保全課	H21～27	<p>1 市が作成する生活排水対策推進計画の改定に対し、助言、総合調整等の実施する。</p> <p>2 印旛沼流域での生活排水対策を推進するため、県と流域市町村や利水団体などで構成する「印旛沼水質保全協議会」を通じて、パンフレットや啓発物資を配布するなどの啓発活動を継続して実施していく。</p> <p>3 健全化会議のみためし行動の一つである「生活系みためし行動」として佐倉市の「清水台団地(34世帯)の協力を得て、平成16～17年度に実施した生活排水対策の成果を流域市町村へ展開し、家庭でできる浄化対策の普及・啓発活動を実施するとともに、窒素・りん負荷の削減に向けた効率的な対策の検討を行う。</p>
印旛沼水質保全協議会		H21～27	<p>印旛沼流域市町村の小中学生を対象として、ポスターを募集、優秀な絵画を入れたポスターを作製し、流域住民への水質浄化啓発用に関係機関へ配布するとともに、啓発物資、リーフレット等も継続して配布する。</p>

II 水質改善	24	家畜排せつ物処理施設の設置
D点源負荷発生量の削減		
へ)産業系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○						◎		◎	○	○				○																

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校 水利用者	住民(畜産農家)は、家畜排せつ物を適正に処理します。 —
企業	畜産に関連する事業者は、家畜排せつ物を適正に処理します。
市町村	畜産農家を巡回する等指導を行います。
県	畜産農家への指導や助成を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
八千代市	産業活力部 農政課	H21～27	農家からの要望に応じて、必要性を考慮し随時実施。
八街市	農政課	H21～27	印旛農林振興センターと一緒に、農家を巡回し、指導する。
印旛村	産業振興課	H21～22	印旛農林振興センターと一緒に、処理施設の未設置農家を巡回し、指導する。
千葉県	畜産課・ 農林振興センター	H21～27	将来的に環境汚染が懸念される簡易対応農家に対する指導や恒久施設への誘導を実施する。また、施設設置を要望する農家に対し助成を行う。

II 水質改善	25	畜産堆肥野積みの防止
D点源負荷発生量の削減		
へ)産業系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○						◎			◎	◎					○														○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、堆肥の野積みを行わず、適正に処理します。
水利用者	—
企業	畜産に関連する事業者は、堆肥の野積みを行わず、適正に処理します。
市町村	畜産農家を巡回する等野積み禁止の指導を行います。
県	畜産農家への指導や支援を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	農政部農政センター 営農指導課	H21～27	健全な畜産環境を維持するために畜産農家への巡回指導を実施。
船橋市	農水産課	H21～27	畜産環境衛生対策促進事業の実施による環境保全の意識向上のための環境資材等の一部補助。講習会の実施により適正な管理の啓発や指導を行う。
佐倉市	経済環境部 農政課	H21～27	適正な管理を指導する。
八千代市	産業活力部 農政課	H21～27	畜産排水処理施設管理運営費の助成の必要性を検討しながら継続。管理不適切農家に対する指導。
四街道市	環境経済部 産業振興課	H21～27	巡回監視により、適正な管理を指導する。
八街市	農政課	H21～27	印旛農林振興センターと一緒に堆肥の野積みの巡回、指導を行う。
印西市	市民経済部 産業振興課	H21～27	定期的な巡回及び畜産農家への野積禁止の指導の実施。
白井市	市民経済部 農政課	H21～27	畜産農家への野積禁止の指導。
富里市	産業経済課	H21～27	畜産環境整備特別対策機械リース事業。 市内養豚農家1ヶ所急速発酵堆肥化装置(コンポスト)。 巡回による実態調査と管理不適切農家に対する指導。
印旛村	産業振興課	H21～27	定期的な巡回及び畜産農家への野積禁止の指導の実施。
栄町	産業課	H21～27	畜産農家への野積禁止の啓発。
千葉県	畜産課・ 農林振興センター	H21～27	堆肥の利用を促進するための機械・施設の整備を要望する農家に対し支援を行う。また、堆肥の適正な管理について指導を実施する。

II 水質改善	26	廃棄物・残土埋立地の適正管理
D点源負荷発生量の削減		
へ)産業系負荷対策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎		◎	◎	◎																			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	発見したら、行政機関へ通報します。
水利用者	—
企業	行政の指導に基づいて産業廃棄物の処理や残土の埋め立てを適正に行います。
市町村	残土埋め立てや産業廃棄物処理の監視や指導を行います。
県	残土埋め立てや産業廃棄物処理の監視や指導を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境管理部 産業廃棄物指導課	H21～27	(1)市民監視員制度による産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の未然防止のための監視パトロール。 (2)夜間パトロール及びヘリコプターによる監視(年2回)。 (3)民間警備会社による休日、夜間パトロールの業務委託。 (4)土砂等の埋め立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例(H10改正)に基づく土壌汚染、災害発生の未然防止。
船橋市	産業廃棄物課	H21～27	廃棄物処理施設の設置・維持管理の指導と適正処理の推進する。 「船橋市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」により、500m2を超える埋め立て事業に対する事前協議、地質・水質検査の義務づけを行う。
成田市	環境対策課	H21～27	①残土埋め立て対策事業 「成田市土地の埋め立て等及び土砂等の規制に関する条例」を制定し、500m2を超える埋め立て事業に対する計画段階から事業完了まで適正指導を行う。 残土埋立跡地の土質・水質調査を実施する。 ②産業廃棄物最終処分場周辺井戸水調査 調査箇所:産業廃棄物最終処分場(完了処分場を含む。)、周辺の民家。 検査項目:地下水の環境基準26項目 ③千葉県などの関係機関と連携し、産業廃棄物処分場への立入調査を行うとともに、不法投棄の未然防止のためのパトロールを実施する。
佐倉市	経済環境部 廃棄物対策課	H21～27	一般廃棄物最終処分場の定期的な調査(排水水:1回/月、ダイオキシン類:1回/年)を実施する。 「佐倉市土地の埋め立て及び土質等の規制に関する条例」により指導を行う。
八千代市	安全環境部 クリーン推進課	H21～27	市域全体(51.2km2)を対象としたパトロールを、クリーン推進課及び清掃センター職員が実施し、不適正案件の把握に努めるとともに、不適正にならないよう未然防止する。不適正案件を発見した場合は、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、八千代市不法投棄防止条例、八千代市ボイ捨て防止に関する条例、八千代市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に則り、厳正に指導する。パトロール(年平均30日)は不法投棄対策班、指導班を中心に立入許可証等を所持する者を中心に行う。 また、「八千代市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき、500m2以上3,000m2未満に対し、許可を行い、500m2以上に対し指導を行う。
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	「鎌ヶ谷市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」により、適正な埋め立て事業が行われるよう規制する。
四街道市	環境経済部 環境政策課	H21～27	「四街道市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」により500m ² 以上の事業の適正指導を行う。
八街市	環境課	H21～27	「八街市土地の埋め立て等及び土砂等の規制に関する条例」を施行し、土壌の汚染を防止する。(500m ² 以上) 民間警備会社による休日、夜間パトロールの業務委託を実施する。
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	市内の水質、土壌の把握のため市で水質検査を実施し、小規模特定事業場等を調査地点に含め水質、土壌を監視する。
白井市	環境建設部 環境課	H21～27	「白井市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の改正(H19年度)による規制強化並びに土壌汚染及び災害発生の未然防止を行う。 また、同条例に基づき500m ² 以上3,000m ² 未満に対し、許可又は指導を行う。

主体名	担当部署	期間	対策内容
富里市	環境課	H21～27	「富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき500m ² 以上3,000m ² 未満に対し、許可又は指導を行う。 その他、市内巡回パトロールを、年間を通して随時実施する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	「酒々井町残土対応マニュアル」に基づき巡回、指導等を行う(定期、随時)。 「酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、500m ² 以上3,000m ² 未満に対し規制・指導を行う。
印旛村	環境課	H21～27	「印旛村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき500m ² 以上3,000m ² 未満に対し、許可または指導を行う。また、巡回パトロールを年間を通して随時実施する。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	「本埜村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき500m ² 以上3,000m ² 未満に対し、許可又は指導を行う。 その他、監視パトロール(月1回程度)を実施する。
栄町	環境課	H21～27	「栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき500m ² 以上3,000m ² 未満に対し、許可又は指導を行う。 その他、町内巡回パトロールを、年間を通じて随時実施する。
千葉県	廃棄物指導課 各県民センター及び各事務所	H21～27	関係法令及び条例に基づく規制・指導を行う。 県内全域(千葉市、船橋市、柏市を除く) ○「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」 ・廃棄物処理票の作成、携行の義務付け。 ・搬入・搬出時間の制限と収集運搬車両の表示。 ・小規模産業廃棄物施設の許可。 ○「千葉県土砂埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(3,000m ² 以上) ・埋立事業者に対する事前協議制、許可後の着手届、土砂等搬入時の土砂等搬入届の提出、土砂管理台帳の整備。 ・土地所有者に対する事業内容の確認、災害時通報の義務付け。 民間警備会社によるパトロールを実施する(昼夜間)。

II 水質改善	28	総量規制の導入
D 点源負荷発生量の削減		
ト) 負荷総量の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
		○				○					◎		○									○								○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	導入の可能性を検討します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	30	河川・水路を利用した植生浄化
E河川等における浄化		
チ)河川・水路等における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画							
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○				○		◎	◎		◎	◎		○	○									○	○			○	○	

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、植生浄化施設の維持管理の支援を行います。
水利用者	土地改良区は農業用排水路を利用した植生浄化を検討します。
企業	—
市町村	植生浄化施設の維持管理を行います。
県	植生浄化施設(植生帯)の維持管理(モニタリング)を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～22	国営流域水質保全機能増進事業に附帯して組織した印旛沼地区地域用水対策協議会において農業用排水路を利用した植生浄化を検討、施工する。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	上手繰川植生浄化施設の管理等を実施する。 4河川(南部・上手繰・井野・上小竹)について、低水敷の植生を除草せずに残す。
千葉県	印旛地域整備センター	H21～27	甚兵衛大橋工区において、ワーキングの委員の指導のもと、モニタリング調査を実施する。
	成田整備事務所	H21～27	囲い込み水位低下法の設置箇所(八代工区延長70m)についてのモニタリング調査を継続実施する。

II 水質改善	31	調整池における植生浄化
E 河川等における浄化		
チ) 河川・水路等における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○	○							◎	◎			○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	調整池における植生浄化施設を整備し、維持管理を行います。
県	調整池における植生浄化施設を整備し、維持管理を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	32	ウェットランドの整備
E 河川等における浄化		
チ) 河川・水路等における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○				○			◎			◎		○	○									○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	土地改良区は、ウェットランドの整備を支援します。
企業	—
市町村	—
県	ウェットランドの整備を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	2箇所程度(北印旛沼・流域、西印旛沼・流域それぞれ1箇所ずつ)でファーストフラッシュ負荷削減の効果があり、生物多様性の向上にも寄与するようなウェットランドを整備する。 (整備方法案) ①印旛沼の引き堤によるウェットランド造成 ②印旛沼周辺の低地排水路におけるウェットランド造成 ③流域河川におけるウェットランド造成 ④調整池のエコロジカルポンド・ウェットランド化

II 水質改善	33	水田の機能を利用した水質浄化
E 河川等における浄化		
チ) 河川・水路等における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○				◎	◎			◎	◎		○	○							○	○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、非かんがい期に水田の排水バルブを閉める等、水田を湿地状況にすることにより脱窒等の水質浄化を促進します。
水利用者	土地改良区は、非かんがい期に水田の排水バルブを閉める等、水田を湿地状況にすることによる脱窒等の水質浄化を促進します。
企業	—
市町村	—
県	水田の浄化機能を発信するなどにより、啓発を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	水田の浄化機能把握の調査研究を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	35	環境に配慮した農業用排水路の整備・管理
E河川等における浄化		
リ)多自然川づくり		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○			◎	◎		○	○				○	○							○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、農業用水路の維持管理を行います。
水利用者	土地改良区は、農業排水路の土羽化など環境に配慮した整備・管理を行います。
企業	—
市町村	農業用排水路の維持管理を行います。
県	農業排水路等の整備や維持管理の支援を行います。
国・水資源機構	農林水産省は、農業用排水路の改修を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区		H21～27	維持管理事業を継続。
千葉県	耕地課 印旛農林振興センター 基盤整備部	H25～27	ほ場整備による排水路の整備を実施する。 実施年度:平成25年度から(予定) 実施箇所:佐倉市、八千代市、印西市、印旛村 実施量:排水路延長未定 実施方法:県営事業のほ場整備による排水路の整備。延長は未定。 施策番号96「水田畔高確保による貯留」と整合を図る。
	農村振興課	H21～27	農地・水・環境保全向上対策 農地や農業排水路等の保全・向上活動を行う活動組織に対し支援する。 実施箇所:八千代市 2地区 74ha、四街道市 5地区 133ha、酒々井町 1地区 22ha 佐倉市 7地区 400ha、富里市 4地区 132ha、千葉市 5地区 170ha、栄町 1地区24ha
農林水産省	利根川水系土地改良調査管理事務所	H22～27	対策名:農業用排水路の整備 実施年度:H22年度～H27年度(事業はH30年度までを予定) 実施箇所:吉高排水路 実施規模:約1.1km 実施内容:流域内の農業用揚排水施設の再編整備に併せて、農業用排水路を改修。

II 水質改善	36	河道植生の保全・復元
E河川等における浄化		
リ)多自然川づくり		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○					◎	◎		○	○									○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	河道改修の際などに、河道の植生の保全、復元を図ります。
県	河道改修の際などに、河道の植生の保全、復元を図ります。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
船橋市	河川整備課	H21～23	盛土部に現地発生土を流用し、在来植生の復元を図る。 実施箇所:木戸川 延長2,700m
成田市	土木課	H21～27	江川の護岸を植生保全する。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	4河川(南部・上手繰・井野・上小竹)において、低水敷の植生を除草せずに残す。
八千代市	都市整備部 土木建設課 安全環境部 環境保全課	H21～27	今後、実施の必要性・可能性を検討する。
千葉県	千葉地域整備センター	H17～21	桑納川の貴重種「リュウノヒゲモ」を移植により保全する。 実施箇所:桑納川八千代市吉橋 適宜必要な箇所において実施する。 (当年度改修予定区間の「リュウノヒゲモ」を改修済み区間へ移植予定)
	葛南地域整備センター	H21～27	桑納川の貴重種のミクリについては、仮移植などにより一時退避させる。 H19～22 実施箇所 桑納川 坪井町 適宜必要な箇所において実施する。 改修にあたり現況河道は掘削によって改変されるが、改変後も掘削面は現地盤の切土面を露呈させ、また盛土部分も現地発生土を流用することで在来植生の復元を期待する。 H23～27 実施箇所 桑納川 坪井町 実施規模 延長900m
	印旛地域整備センター	H21～25	石と石との空隙部が小魚のすみかとなることを期待するため、高崎川の護岸根固工を傾斜(1:1.5)のある碎石工(φ300～50)として、ヨシ群生の回復を図る。

II 水質改善	38	排水路浄化施設の設置
E河川等における浄化		
又)河川等における直接浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○					○					◎	◎		○										○								

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	排水路浄化施設の適切な維持管理を行います。
県	—
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
成田市	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池排水路浄化施設の維持管理を行う。 公津の杜公園排水路浄化施設の維持管理を行う。

II 水質改善	39	河川・水路内堆積物の除去
E河川等における浄化		
ル)河川内堆積負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○				◎		◎	◎		○		○															○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	土地改良区は、農業用排水路の定期的な土砂を除去し、循環利用を図ります。
企業	—
市町村	河川や水路に堆積している土砂等を除去します。
県	河川や水路に堆積している土砂等を除去します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・八千代支区ほか14支区	H21～27	施策内容:水路内土砂の循環利用。 土水路の掘削による水路内土砂に含まれる窒素・りんの水田への還元。 (外来植物の侵攻助長を懸念) 施策規模:管内小排水路を対象として浚渫実施(平均延長50km/年)。
千葉市	下水道維持課	H21～27	水路内については要望により実施する。
船橋市	河川管理課	H21～27	業者発注及び職員による清掃を行う。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	要望に応じて実施する。
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	状況に応じて検討する。
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川管理課	H21～27	実施箇所:二重川流域 堆積状況に応じて実施する。
四街道市	建設水道部 下水道課	H21～27	実施箇所:鹿島川・手繰川流域 実施方法:堆積状況に応じて実施する。
八街市	道路河川課	H21～27	要望に応じて業者発注および職員による清掃を実施する。
印西市	都市建設部 土木管理課	H21～27	要望に応じて実施する。
白井市	環境建設部 建設課	H21～27	要望に応じて実施する。
酒々井町	まちづくり課	H21～27	業者発注及び職員による清掃を実施する。
印旛村	都市建設課	H21～27	堆積状況に応じて実施する。
栄町	下水道課	H21～27	状況に応じて、職員により清掃を実施し、長門川や印旛沼に堆積物を流出させない。 実施箇所:長門川に接続している下水道雨水幹線の開水路。
千葉県	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	堆積状況に応じて実施する。

II 水質改善	40	ゴミ清掃
E河川等における浄化		
ヲ)河川清掃等		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○					○			○	○	○			○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、ゴミ清掃活動に参加します。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、ゴミ清掃活動に協力します。
企業	流域内の事業者は、ゴミ清掃活動に参加します。
市町村	流域や水路、河川、沼でゴミ清掃活動を行います。
県	流域や水路、河川、沼でゴミ清掃活動を行います。
国・水資源機構	ゴミ清掃活動を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼漁業協同組合		H21～27	・漁場監視員による空き缶、ごみ収集を実施する。 ・漁場監視員によるごみ集配や、ごみ持ち帰りの呼びかけを実施する。 ・成田グリーンハイキングへの協力(職員の参加、駐車場の提供)をする。 ・浮遊物を随時取り除く。
印旛沼水質保全協議会		H21～27	関係機関、住民に呼びかけ印旛沼周辺一斉清掃を継続して実施していく。
印旛沼土地改良区	水土里整備課・全役職員	H21～27	職員による清掃を実施する。 実施時期:印旛沼浄化月間(10月)時 実施内容:除草支援の継続。 田圃環境クリーンアップ作戦(監視・報告)の拡充。 揚排水機場漂着物の搬出・撤去。 施策規模:印旛沼水質保全協議会及び会員が行う清掃活動に協力する。 成田市で行う活動では事前に除草作業を水土里ネット行う。 ※印旛沼連携プログラム、みためし冬期湛水の取り組みで、地域・市民等と協働作業を図る。
千葉市	環境保全推進課	H21～27	市職員及び地元住民による清掃活動を実施する(年1回)。
船橋市	河川管理課	H21～27	業者発注及び職員による清掃を実施する。
	クリーン推進課	H21～27	市内一斉清掃:①5月30日に近い日曜日「クリーン船橋530の日」 ②11月第3日曜日「船橋をきれいにする日」
成田市	環境計画課	H21～27	対策名:印旛沼クリーンハイキング 実施時期:毎年10月下旬 実施箇所:北印旛沼(宗吾機場～甚兵衛機場) 実施予定量:事業費2,000千円/年参加人数900人/年 実施方法:印旛沼でのごみ拾いや環境関連イベントを開催する。
	土木課	H21～27	地元区において管理委託(江川)を実施する。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	実施箇所:5河川(佐倉・南部・上手繰・井野・上小竹) 施策内容:職員による清掃を随時行う。
八千代市	安全環境部 環境保全課	H21～27	「新川一斉清掃(印旛沼流域一斉清掃)」を実施する。 実施内容:印旛沼水質浄化推進運動月間(10月)あたりで、印旛沼に流入する河川で市民とともにゴミ拾いを行う。 実施場所:新川又は印旛沼流域の河川
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	実施箇所:井草水路 規模:市職員2名とボランティアによる地域清掃活動を行う。
四街道市	環境経済部 環境政策課 クリーンセンター	H21～27	実施箇所:手繰川又は鹿島川流域 実施内容:印旛沼に流入する河川において、行政並びに市民団体により河川清掃を行い、河川環境と印旛沼の水質浄化の関連性などを認識してもらう。 市内一斉ゴミゼロ運動を実施する(春秋年2回)。
八街市	環境課	H21～27	印旛沼上流地区の鹿島川、高崎川の清掃(10月)、ゴミゼロ運動(5月)を実施する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	ゴミゼロ運動を実施する(1回/年参加人数約10,000人)。 印旛沼流入河川(神崎川、戸神川周辺)の清掃を実施する(1回/年)。
白井市	環境建設部 環境課	H21～27	ゴミゼロ運動を実施する(春、秋年2回実施参加人数:各回約5,000人)。 生活環境指導員によるごみ排出指導を実施する。 ボランティアによる地域清掃活動を実施する。
富里市	環境課	H21～27	市内一斉ゴミゼロ運動を実施する(参加人数:約12,000人)。 印旛沼浄化月間時に、職員により高崎川流域の清掃活動を実施する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	ゴミゼロ運動(5月)を実施する。 印旛沼中央排水路周辺一斉清掃(10月)を実施する。
印旛村	環境課	H21～27	ゴミゼロ運動への参加や印旛沼水質浄化推進月間(10月)における印旛沼周辺清掃を実施する。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	ゴミゼロ運動を実施する。 実施箇所:村内主要道路などの清掃。
栄町	環境課	H21～27	ゴミゼロ運動(5月)を実施する。 実施箇所:町内全域 参加人数:約3,700人 印旛沼浄化月間(10月)を実施する。 実施箇所:酒直機場周辺 参加人数:約80人
千葉県	資源循環推進課	H21～27	ゴミゼロ運動を実施する(年1回、5月)。 実施内容:「ゴミの散乱防止と再資源化促進の普及啓発」について、市町村へのポスター、リーフレットの配付や県HPでの呼びかけ等を実施する。
	農村振興課	H21～27	施策概要:農地・水・環境保全向上対策を実施する。 実施箇所:八千代市 2地区 74ha、四街道市 5地区 133ha、酒々井町 1地区 22ha 佐倉市 7地区 400ha、富里市 4地区 132ha、千葉市 5地区 170ha、栄町 1地区 24ha 農地や農業排水路等の清掃、草刈、土上げ等を行う活動組織に対し支援する。
	水道局	H21～27	印旛沼水質浄化推進月間(10月)に職員によるゴミ及び投棄物の収集を実施する。 実施箇所:柏井浄水場印旛取水場及びその周辺
	企業庁工業用水部	H21～27	浄水場取水口のゴミ回収作業を実施する(施設点検時に必要があれば毎日実施)。
	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	必要に応じ管理者が清掃を行う。
印旛地域整備センター	H21～27	毎年、佐倉市が主催して実施している印旛沼一斉清掃に職員が参加し、清掃を行う。	
水資源機構	管理課	H21～27	堤防巡視・草刈り等に並行してゴミ清掃を実施。 印旛沼水質浄化推進月間(10月)に職員によるゴミ収集を実施する。

II 水質改善	41	植生の草刈り
E河川等における浄化		
ヲ)河川清掃等		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○									○	○	○					○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・移民団体は、堤防等の草刈り活動に参加します。
水利用者	土地改良区は、水田、用排水路周辺の草刈りを行います。
企業	企業は、草刈り等の活動に参加します。
市町村	堤防など草刈りを実施します。
県	堤防など草刈りを実施します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・八千代支区ほか14支区	H21～27	植生に限定した取り組みではないが、草刈を実施(防犯・交通の安全確保及びゴミ等不法投棄の防止効果)。※土地改良区が所有するパワースショベルに草刈りアタッチメントを取り付け実施。集落単位で実施。
千葉市	下水道維持課	H21～27	鹿島川排水路管理用地草刈委託(年2回)。
船橋市	河川管理課	H21～27	業者発注及び職員による草刈。
成田市	土木課	H21～27	地元区において管理委託(江川)。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	堤防除草委託準用河川5河川(年2回程度)。
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	対策名:河川除草委託 準用河川高野川・準用河川花輪川・高野川上流排水路(佐倉市と2年交代で実施)
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川管理課	H21～27	二重川流域:状況に応じて。
四街道市	建設水道部 下水道課	H21～27	実施箇所:鹿島川・手繰川流域 実施方法:現場状況に応じ護岸等の草刈を実施。
八街市	道路河川課	H21～27	要望に応じて業者発注および職員による草刈の実施。
印西市	都市建設部 土木管理課	H21～27	要望に応じて実施。
白井市	環境建設部 建設課	H21～27	要望に応じて除草。
富里市	建設課	H21～27	実施箇所:高崎川・江川流域 実施予定量:2,000m ² /年 実施方法:状況を確認し除草作業を実施する。
酒々井町	上下水道課	H21～27	職員による草刈・業者委託(中川排水路)。
印旛村	都市建設課	H21～27	職員による除草を実施。 (準用河川松虫川) 実施期間:6月～10月
本埜村	経済建設課	H21～27	状況に応じて職員による除草を実施する。
栄町	下水道課	H21～27	状況に応じて職員による除草を実施する。 実施箇所:長門川に接続している下水道雨水幹線の開水路。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	管理者が必要と判断した箇所の草刈りを行う。

II 水質改善	42	不法投棄対策
E河川等における浄化		
㉞河川清掃等		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○						○	◎	◎		◎	◎		○	○									○	○	○					○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、不法投棄を見つけた場合、関係機関に至急連絡します。
水利用者	漁業協同組合は、印旛沼内のゴミ監視を行います。
企業	—
市町村	パトロール等により監視を行います。
県	パトロール等により監視を行います。
国・水資源機構	パトロール等により監視を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼漁業協同組合		H21～27	漁場管理委員による、浮遊する不法投棄ゴミの監視(年1～2回)を実施する。
印旛沼土地改良区	水士里調整課・八千代支区ほか14支区	H21～27	不法投棄監視員による定期巡視および撤去作業(それぞれ隔月)を実施する。 「21世紀土地改良区創造運動」の一環として田園環境クリーンアップ作戦を拡充する。
千葉市	環境管理部産業廃棄物指導課	H21～27	(1)市民監視員制度による産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の未然防止のための監視パトロールを実施する。 (2)夜間パトロール及びヘリコプターによる監視(年2回)を実施する。 (3)民間警備会社による休日、夜間パトロールの業務委託を実施する。
船橋市	クリーン推進課	H21～27	不法投棄パトロール:6月末、12月末の年2回
	河川管理課	H21～27	定期的にパトロールを実施する。
成田市	環境部環境対策課	H21～27	不法投棄されないよう土地所有者へ適正管理の指導及び不法投棄者の特定並びに撤去指導を行う。各自治会に1名程度の委嘱した不法投棄監視員(156名)による監視活動と環境保全指導員3名、環境保全監視員4名による巡視活動を行う。 夜間においては、委託した警備会社がパトロールを実施すると共に、監視カメラを設置することにより監視体制の強化を図る。
佐倉市	土木部下水道課	H21～27	実施箇所:管理河川(準用河川) 施策内容:職員による巡回・パトロールを随時行う。
八千代市	安全環境部クリーン推進課	H21～27	実施箇所:新川、桑納川、神崎川等の河川敷 施策規模: クリーン推進課不法投棄対策班及び清掃センター指導班の職員が日常・通年的(2人一組で二組が毎週水曜日)な作業を担うことになるが、管理者である千葉県に対し共同と管理責任を果たしていただくよう要請していく。河川清掃が必要になる背景としての不法投棄等を防止するため、管理者や地元と協議し、車止め等の整備を進める。 スピーカー付きの車で、遊歩道等で啓発(2人一組で月1回)を行う。 看板等の設置は、必要に応じ適宜設置していく。 不法投棄連絡員(11人)の協力を得ながら、不法投棄防止、その把握に努める。
鎌ヶ谷市	市民生活部クリーン推進課	H21～27	不法投棄のパトロール(常時2名の市職員で実施、夜間2班体制で随時)を実施する。
四街道市	環境経済部環境政策課	H21～27	環境パトロール(課職員)、不法投棄等監視員6名(市民代表)、環境保全指導員2名(嘱託)及び不法投棄等監視業務委託等により、年間を通して実施する。
八街市	環境課	H21～27	不法投棄監視員(20人)、警備会社による監視(58回/年)を実施する。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	市職員と委託業者による不法投棄パトロール(年間150回)を実施する。 不法投棄監視員(10名)を設置する。 監視カメラを設置する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
白井市	環境建設部 環境課	H21～27	生活環境指導員による監視、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄防止看板の設置を実施する。 廃棄物野焼き・投棄・堆積追放対策会議を設置し、不法投棄に関する相互理解を深める。 白井市・白井郵便局間の廃棄物等不法投棄の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の早期発見に務める。 警備会社による早朝・夜間の不法投棄監視/パトロールを実施(H21～H23年度実施)する。
富里市	環境課	H21～27	不法投棄監視員(9名委嘱)による監視を実施する。 市職員による不法投棄パトロールを年間を通して随時実施する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	職員、不法投棄等監視員(15名)によるパトロール及びび一斉清掃を実施する(月1回)。 不法投棄防止看板等を設置する。
印旛村	環境課	H21～27	環境監視員(9名)や職員によるパトロールを実施する。 印旛村・印旛郵便局間の廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託を締結し、不法投棄の早期発見に努める。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	不法投棄監視員(5名)による監視及び職員による不法投棄/パトロールを実施する。 不法投棄看板を設置する。 広報紙での啓発を図る。
栄町	環境課	H21～27	職員による不法投棄監視/パトロールを年間を通じて随時実施する。 不法投棄看板を設置する。 広報紙での啓発を図る。
千葉県	廃棄物指導課 各県民センター及び各事務所	H21～27	不法投棄等の監視パトロール等を24時間365日実施する。 県職員による監視/パトロールを実施する。 民間警備会社によるパトロールを実施(昼夜間)
	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 東葛飾地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	河川や道路等の管理者として通常のパトロール及びび一般者の通報等に対応する。
水資源機構	管理課	H21～27	印旛沼の堤防巡視(週1回)実施する。 地域住民への委託による印旛沼の堤防巡視(月1回)実施する。 職員による随時のパトロールを実施する。

II 水質改善	43	水質事故の監視体制強化
E河川等における浄化		
ク)河川清掃等		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○			○					○	○		○					

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、水質の異常を発見したら至急通報します。
水利用者	漁業協同組合は、水質の異常を発見したら至急通報します。
企業	流域内に事務所がある事業者は、水質の異常を発見したら至急通報します。
市町村	水質調査、関係機関との連絡調整等必要な措置を行います。
県	水質調査、関係機関との連絡調整等必要な措置を行います。
国・水資源機構	水質調査、関係機関との連絡調整等必要な措置を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼漁業協同組合		H21～27	水質事故処理へ協力する。
千葉市	環境規制課	H21～27	「千葉市異常水質通報・連絡等実施要領」に基づき連絡体制を強化する。
船橋市	環境保全課	H21～27	市の「緊急事態対応マニュアル」により、連絡体制を明確化し水質事故時の対応を図る。
成田市	環境対策課	H21～27	市内主要河川水質調査を実施する。 実施箇所: 江川 施策規模: 一般項目年6回14項目、有害物質年2回26項目 「千葉県異常水質対策要領」に基づき、県、市町村、関係機関の連絡体制の整備を図る。
佐倉市	経済環境部 環境保全課	H21～27	実施箇所: 市内の公共用水域全域 発生件数: 年に数件～十数件程度 施策内容: 水質の異常が確認された場合の被害拡大防止策の実施、発生源の追跡調査、原因者指導を行う。 実施方法: 職員および関係機関により対応する。状況によっては業者委託による清掃作業を実施する。
八千代市	安全環境部 環境保全課	H21～27	「八千代市異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時に、関係機関と連携を図り、被害の拡大防止に努める。
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	実施内容: 異常水質発生時に関係機関との連絡体制を整備する。 公共用水域の河川水質調査・川の監視を実施する。 実施箇所: 井草水路
四街道市	環境経済部 環境政策課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、関係機関への連絡調整、現地調査等必要な措置を行う。
八街市	環境課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、関係機関への連絡調整、現地調査等必要な措置を行う。
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	異常水質が確認された場合、発生源の調査・被害拡大防止等必要な措置を行う。
白井市	環境建設部 環境課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時の対応及び関係機関との連絡体制を整備する。
富里市	環境課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時の対応及び関係機関との連絡体制の整備を図る。 水質の異常が確認された場合、発生源の調査を実施し、被害拡大防止に努める。
酒々井町	生活環境課 上下水道課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時の対応及び関係機関との連絡体制の整備を図る。 水質の異常が確認された場合、発生源の調査を実施し、被害拡大防止に努める。
印旛村	環境課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時の対応及び関係機関との連絡体制の整備を図る。 水質の異常が確認された場合、発生源の調査を実施し、被害拡大防止に努める。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	水質の異常が確認された場合、発生源の調査を実施し、被害拡大防止に努める。

主体名	担当部署	期間	対策内容
栄町	環境課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、異常水質発生時の対応及び関係機関との連絡体制の整備を図る。 水質の異常が確認された場合、発生源の調査を実施し、被害拡大防止に努める。
千葉県	水質保全課	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき市町村および関係機関と連携した監視を実施する。
	水道局	H21～27	安全で良質な水を安定して供給していくために、取水場においては、職員の巡回及び原水水質自動監視装置による常時監視を行う。 印旛沼及び流入河川においては、水質パトロール車による定期的監視を実施する。 実施箇所: 柏井浄水場印旛取水場、印旛沼及び流入河川 実施頻度: 職員の巡回1回/日(平日) 自動監視装置常時 水質パトロール1回/月
	企業庁工業用水部	H21～27	浄水場における配水水質の管理上、常に河川の異常水質を監視しており、異常水質が認められたときは河川管理者等へ連絡する。
	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 東葛飾地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	「千葉県異常水質対策要領」に基づき、関係機関との連絡調整、現地調査等必要な対策を行う。
水資源機構	管理課	H21～27	印旛沼の巡視(週1回)を実施する。 防災業務計画「水質事故災害対策編」に基づき関係機関への連絡、被害拡大防止に努める。

II 水質改善	44	排水路への流入点付近に沈殿槽設置
F 面源負荷発生量の削減		
ワ) 市街地降雨流出負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
		○			○					◎	◎		○	○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	必要に応じて、設置の検討を行います。
県	必要に応じて、設置の検討を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	45	調整池の堆積物の除去・清掃
F面源負荷発生量の削減		
ワ)市街地降雨流出負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○		○				◎	◎	◎		○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	調整池の管理者は、除草、堆積物の除去等調整池の維持管理を行います。
市町村	除草、堆積物の除去等調整池の維持管理を行います。
県	除草、堆積物の除去等調整池の維持管理を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	下水道維持課	H21～27	堆積物を確認した時点で実施する。
船橋市	河川管理課	H21～27	業者発注及び職員による清掃を実施する。
成田市	下水道課	H21～27	3箇所調整池を1～2ヶ月に一度、清掃を行う。その他緊急時にはその都度清掃を行う。6箇所調整池の草刈を年2回行う。
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	管理調整池(15箇所)除草を実施する(年1回)。その他、職員による巡回・清掃などを実施する。
八千代市	上下水道局 維持管理課	H21～27	下水道用地除草作業を行う。 実施予定量:調整池22箇所(496,458m ²)
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川管理課	H21～27	状況に応じて年2回程度除草を実施する。
四街道市	建設水道部 下水道課	H21～27	調整池の除草(10箇所、延べ51,000m ² 程度予定)を実施する。 堆積物の除去については、状況に応じて実施する。
八街市	道路河川課 下水道課	H21～27	調整池の除草:6箇所、延べ24,924m ² 、2回/年 清掃・点検:4箇所、延べ22,923m ² 、1回/月 調整池の除草:1箇所除草3回/年、浚渫2回/年 点検:適宜
印西市	都市建設部 土木管理課	H21～27	実施箇所:小林木調整池 実施内容:除草工約4,500m ² 、2回/年
富里市	建設課	H21～27	実施箇所:高崎川・江川流域調整池18箇所 実施予定量:除草業務約30,000m ² /年、清掃業務約150m ³ /年 実施方法:状況を確認し除草作業及び土砂撤去作業を実施する。(年12箇所程度)
酒々井町	上下水道課	H21～27	職員による草刈・清掃を実施する。
印旛村	都市建設課	H21～27	職員による除草を実施(調整池2箇所)。 実施期間:6月～10月
千葉県	千葉地域整備センター	H21～27	施策内容:定期的な清掃(調整池完成後)を実施する。 実施箇所:桑納川、石神川
	印旛地域整備センター	H21～27	管理者が必要と判断した場合に堆積物の除去・清掃を行う。

II 水質改善	46	路面・側溝等の清掃
F面源負荷発生量の削減		
ワ)市街地降雨流出負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○		○				◎		◎	◎	◎																				

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、地域の道路側溝等の清掃を実施します。
水利用者	—
企業	流域内に事務所のある事業者は、地位の道路側溝等の清掃を実施します。
市町村	路面・側溝等の清掃を実施します。
県	路面・側溝等の清掃を実施します。
国・水資源機構	
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	若葉土木事務所	H21～27	路面・側溝等の清掃委託を行う。
船橋市	道路管理課	H21～27	側溝等清掃委託を行う。
成田市	道路管理課	H21～27	路面・側溝等の清掃を実施する。 H21・路面清掃218路線累積延長975km・側溝清掃20路線延長4,600m H22・路面清掃218路線累積延長975km・側溝清掃22路線延長5,000m H23・路面清掃223路線累積延長985km・側溝清掃24路線延長5,400m H24・路面清掃223路線累積延長985km・側溝清掃26路線延長5,800m H25・路面清掃223路線累積延長985km・側溝清掃28路線延長6,200m H26・路面清掃223路線累積延長985km・側溝清掃30路線延長6,600m H27・路面清掃223路線累積延長985km・側溝清掃32路線延長7,000m
佐倉市	土木部 道路管理課	H21～27	地元等の要望に応じて随時対応する。 市内幹線道路、年4回実施、H21年度延長は、70.4km×4回＝281.6km
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	路面・側溝等の清掃委託を行う(設計延長2,000m)。
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川管理課	H21～27	堆積状況に応じて、排水管清掃委託にて対応する。市内全域で実施する。
四街道市	道路管理課	H21～27	路面・道路側溝清掃委託(延長1,700m程度)を行う。
八街市	道路河川課	H21～27	道路側溝等清掃委託を行う。年平均延長3,600m程度。
印西市	都市建設部 土木管理課	H21～27	側溝清掃住民要望箇所延長:約2,000m 路面清掃市内幹線道路延長:約63,000km ※印旛沼流域ではなく市内全域の数値。
白井市	環境建設部 建設課	H21～27	路面・道路側溝清掃の委託により実施する(現地の状況に応じて対応する)。
富里市	建設課	H21～27	側溝の汚泥堆積箇所清掃 実施箇所:高崎川・江川流域 実施予定量:約40箇所、延長約1,500m/年
酒々井町	まちづくり課	H21～27	道路側溝等の清掃(業者発注及び職員による清掃。現地の状況に応じて随時対応)を実施する。
印旛村	都市建設課	H21～27	路肩・路面清掃:H21約2,000m(村内一円) H22以降も同規模実施予定。 側溝清掃:職員により状況に応じて随時実施する。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	路面・側溝清掃を職員にて随時実施する。 実施箇所:村内全域

主体名	担当部署	期間	対策内容
栄町	建設課	H21～27	堆積・現地の状況に応じて随時職員により清掃する。
千葉県	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 東葛飾地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	管内一円の県管理国県道のうち、必要な箇所側の側溝清掃を行う。

II 水質改善	47	調整池を活用した面源負荷削減
F面源負荷発生量の削減		
ワ)市街地降雨流出負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○	○							◎	◎	◎		○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校 水利用者	—
企業	必要に応じて、今後、調整池に面源負荷削減効果を向上させるための改良等を行います。
市町村	必要に応じて、今後、調整池に面源負荷削減効果を向上させるための改良等を行います。
県	面源負荷削減のための調整池の改良実験・検討を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	面源負荷削減のための調整池改良実験・モニタリングの実施(4箇所)。

II 水質改善	48	環境保全型農業の実施
F面源負荷発生量の削減		
力)農業系負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○						◎	◎	◎	◎	◎					○							○	○				○		

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、ちばエコ農業等の環境にやさしい農業を実施します。 住民(消費者)は、環境にやさしい農業での農産物を購入します。
水利用者	土地改良区は、環境に優しい農業の実施を促進します。
企業	農業法人等農業に関する事業者は、環境にやさしい農業を実施します。 農産物の流通・販売業者は、環境にやさしい農業での農産物の取り扱いを増やします。
市町村	「ちばエコ農業」等環境保全型農業を推進します。
県	「ちばエコ農業」等環境保全型農業を推進します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課、水土里調整課	H21~22	施策規模:農地・水・環境保全向上対策事業を、管内において13地区で実施中である。現在、基礎部分の取り組みとして水路等の保安全管理を地域として実施している。また、景観作物の播種など行っているが、次のステップとして県・市町村・JAなどの協力が得られれば環境保全型農業を取り組むこととなる。また、国営流域水質保全機能増進事業に付帯した営農検討部会でも環境保全型農業の推進に向け検討する。
千葉市	営農指導課	H21~27	継続して、健全な土作りを行うために土壌診断を実施する。
船橋市	農水産課	H21~27	健全な土作りを行うために土壌診断を実施する。
成田市	農政課	H21~27	生産者に対してちばエコ農業の推進をしていく。
佐倉市	経済環境部農政課	H21~27	・天敵資材の導入、防虫ネットの展張、粘着シートの施用、緑肥作物作付け、土壌還元消毒を推進する。 ・土壌診断による適正施肥を推進する。 ・ちばエコ農業を推進する。
八千代市	産業活力部農政課	H21~27	エコファーマーの計画認定やちばエコ農産物の認証等の制度の取り組みを推進し農薬使用量の低農薬を進めていく。 認証の制度等の取り組みに対して、農林振興センター、農業協同組合等の関係機関と連携をはかりながら、支援等を行う。
鎌ヶ谷市	市民生活部農業振興課	H21~22	エコファーマー・ちばエコ農業を推進する。
四街道市	環境経済部産業振興課	H21~27	ちばエコ農業を推進する。 肥料、農薬の減量化等を周知する。
八街市	農政課	H21~27	施肥法・農薬使用法等、各農業団体への情報提供・資料配付等を行う。 ちばエコ農業の推進を行う。 緑肥の推進を行う。
印西市	市民経済部産業振興課	H21~27	生産者に対してちばエコ農業を推進する。
白井市	市民経済部農政課	H21~27	各農業団体へ農薬、施肥等の適正な管理等を行なうように情報の提供・資料を配布する。 意識啓発等、生産者に対し、ちばエコ農業の推進を行なう。
富里市	産業経済課	H21~27	ちばエコ農業を推進する。 農薬・化学肥料使用量の低減をする。
酒々井町	産業課	H21~27	生産者に対してちばエコ農業を推進する。
印旛村	産業振興課	H21~22	ちばエコ農業の推進、啓発(窓口や電話での相談対応)をする。
本埜村	経済建設課産業係	H21~27	ちばエコ農業を推進する。農薬・化学肥料使用料を低減する。
栄町	産業課	H21~27	化学肥料・農薬使用の合理化の指導を実施する。 ちばエコ農産物への取り組みを農協と協力し推進していく。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	安全農業推進課	H21～27	<p>1. 「適正施肥」を推進する。 施肥基準、土壌診断に基づく、適正施肥の支援・推進。</p> <p>2. 「ちばエコ農業」を推進する。 ①環境負荷の低減及び生産履歴情報の提供(県HPによる開示) ②「ちばエコ農業」栽培指針の作成、品目別栽培カードの作成・配布 ③「ちばエコ農業」産地化に必要な機械・施設等の導入支援(生産販売振興課)</p> <p>3. 「エコファーマーの認定」を促進する。 ①土づくりと減化学肥料・減化学合成農薬の技術を導入する「エコファーマー」の認定を促進 ②認定期間の終了を迎える生産者に対する再認定の促進 ③認定促進パンフの作成・配布</p>
	印旛農林振興センター 地域振興部 企画振興課	H21～27	<p>土づくり技術、減化学肥料栽培技術、減化学農薬栽培技術の3つの技術を導入する農家の栽培計画を認定し、環境保全型農業の推進を図る(認定された農業者をエコファーマーという)。 農業の自然環境に与える負荷を軽減し、持続的な農業の推進を図るとともに、生産者と消費者のお互いの顔が見える農業を実現することにより消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作り上げる。 なお、ちばエコ農業の認証取得のために千葉県ホームページやJAとの連携等により普及啓発を図る。</p>
	農林総合研究センター	H20～24	<p>「ちばエコ農業」支援を軸とした新技術の確立を目指す。 事業名:環境負荷軽減のための農業新技術確立研究事業 実施年度:H20～H24 研究内容: 1.環境負荷軽減のための新技術の確立と「ちばエコ農業」栽培技術の実証 2.堆肥及び有機質資材適正施用技術の確立 3.減化学合成農薬及び減化学肥料栽培技術の環境影響評価 4.「ちばエコ農業」推進実証試験</p>

II 水質改善	49	湧水の稲作用水への利用
F面源負荷発生量の削減		
力)農業系負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○			○				◎	○							○								○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、可能な範囲で湧水を水田用水として利用します。
水利用者	土地改良区は、可能な範囲で湧水の水田用水への利用を図ります。
企業	—
市町村	—
県	—
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21~22	<p>施策内容:土地改良事業及び維持管理を通じ利用を図る。</p> <p>施策規模:印旛沼周辺の農地を守ることで多面的機能の一つである水の涵養が図られる。規模を表す面積は前項で示したが、環境米、慣行米問わず米消費の拡大が急務。一方、不確実な天水・湧水の利用を避け灌漑排水施設を整えたことで、仮に上流で湧水が湧いていても利用することが難しい。これの利用は未整備の水田地帯、又はモデル的に地区を設定して湧水利用の水田地帯を造成する。間接的には湧水=しぼれ水の利用として下流域でポンプアップして利用している。※湧水=しぼれ水の質では、硝酸態窒素の濃度が高い傾向にある。下流域でポンプアップし、かんがいをした後、排水すると田んぼや稲の持つ機能で浄化された質を得る。</p>

II 水質改善	50	水田用水の田越し利用
F 面源負荷発生量の削減		
力) 農業系負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○				◎								○							○								○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、可能な範囲で水田用水を田越し利用します。
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	—
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	51	循環かんがい施設の整備
F面源負荷発生量の削減		
力)農業系負荷の削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○							◎			◎				○							○	○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	土地改良区は、循環かんがい施設の整備を行います。
企業	—
市町村	—
県	—
国・水資源機構	農林水産省は、循環かんがい施設の整備を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・水土里調整課	H21～27	循環かんがいの強化を目的とした国営流域水質保全機能増進事業を平成22年度に着工予定。 また、現況の施設でも循環かんがいの構造を有す施設があるので、有効利用して、予防保全し、活用する。 ※大規模循環は低地排水路を利用し、小規模循環は農業用小排水路(水のリサイクル、湧水等)を利用する。
農林水産省	利根川水系土地改良調査管理事務所	H22～27	循環かんがい施設の整備 実施年度:H22～27年度(事業はH33年度までを予定) 実施規模:約5,000ha 実施内容:流域内の農業用揚排水施設の再編整備を行うとともに、「印旛沼→機場→用水路→水田→排水路→低地排水路→機場」の循環かんがいシステムを構築。

II 水質改善	52	浄化用水の導入
G 印旛沼の流動化		
夕) 沼の流動化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○		○				○					◎		○									○	○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	必要に応じて、浄化用水による改善効果の検討等を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	53	大和田機場流動化運転の見直し
G印旛沼の流動化		
夕)沼の流動化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○					○					◎		○																		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	流動化運転方法の見直しの検討等を行います。
国・水資源機構	水資源機構は、運転方法の見直しを踏まえ大和田機場の操作を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	現在の流動化運転方法を見直してモニタリングを実施する。
水資源機構	管理課	H21～27	大和田機場の操作による流動化運転を実施する。 H21年度は20回実施する(1回当たりの運転規模15m ³ /s×7hr)。

II 水質改善	54	底泥浚渫
H 印旛沼の浄化		
レ) 沼からの負荷削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○					○					◎		○																		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	沼の底泥浚渫を行い、浚渫土は植生帯の整備等に活用します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	植生帯の整備に活用する。

II 水質改善	55	アオコ回収
H 印旛沼の浄化		
レ) 沼からの負荷削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
		○				○					◎		○	○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	必要に応じて、実施による効果等の可能性を検討します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	56	水生植物冬季刈り取り
H 印旛沼の浄化		
レ) 沼からの負荷削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○					○	◎	◎		◎	◎		○	○									○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	57	モク取りの復活
H 印旛沼の浄化		
レ) 沼からの負荷削減		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
		○				○	◎	◎		○	○		○	○	○								○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

II 水質改善	58	植生帯の整備
H 印旛沼の浄化		
ソ) 沼内における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○					◎		○	○									○	◎						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	印旛沼内で植生帯の整備を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	整備延長 8km程度 ・工法A: 緩傾斜湖岸法 高水敷前面に緩傾斜部(浅瀬)を整備する工法 ・工法B: 囲い込み水位低下法 止水矢板等で隔離水域を創出し、ポンプ等で水位を下げる工法 ・工法C: 高水敷切り崩し法 高水敷の一部を切り崩し、前面に緩傾斜部(浅瀬)を整備する工法 ・工法D: シードバンク撒きだし法 ワンド等にシードバンクを撒きだし工法

II 水質改善	59	植生帯の適正な維持管理
H 印旛沼の浄化		
ソ) 沼内における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○					○	◎	◎		◎	◎		○	○									○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	植生帯の維持管理、および今後の維持管理方法を検討します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	植生帯整備後の適正な維持管理方法を検討する。

II 水質改善	60	水生植物の保全・復元
H 印旛沼の浄化		
ソ) 沼内における植生浄化		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎		◎	◎	◎	○	○									○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	植生帯の整備を行い、水生植物を復元します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	植生帯整備において水生植物を復元する(整備延長および工法はNo.58の内容と同じ)。植生再生実験を継続実施する。系統維持拠点(漁業協同組合、県立中央博物館、植生帯整備箇所等)における印旛沼固有種の保存・系統維持を実施する。みためし行動「生態系」における水生植物の現状を把握し、保全方策を検討する。

II 水質改善	61	環境に配慮した水位管理
H 印旛沼の浄化		
ホ) 環境に配慮した水位管理		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○					○		○			◎		○	○	○		○						○	○		○	○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	漁業協同組合、土地改良区は、協議等を行います。
企業	—
市町村	—
県	関係機関と協議して、環境に配慮した水位管理を検討します。
国・水資源機構	水資源機構は、協議等を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	環境に配慮した水位管理を検討する。

II 水質改善	62	河口域における汚濁拡散防止施設の設置
H 印旛沼の浄化		
ナ)その他の施策		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策		
		○				○					◎		○	○																		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	必要に応じて可能性の検討を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

Ⅲ 生態系保全・復元	63	崖線回廊の保全
I 流域における生態系の保全・復元		
ラ) 緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
		○					○	◎		◎	◎		○	○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	—
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

Ⅲ生態系保全・復元	64	耕作放棄地の解消
Ⅰ流域における生態系の保全・復元		
Ⅱ) 緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○		○				◎	◎		◎	◎				○							○	○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、放棄耕作地を解消します。
水利用者	土地改良区は、放棄耕作地解消の取り組みを推進します。
企業	—
市町村	放棄耕作地解消の取り組みを推進します。
県	放棄耕作地解消の取り組みを支援します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	農村振興課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地再生推進事業 耕作放棄地の再生に向け、障害物除去等を行う地域協議会に対し支援する。 耕作放棄地リフレッシュ活用支援事業 上記事業の対象外で、耕作放棄地を最低限活用可能にするための活動を実施する団体に支援する。 耕作放棄地解消キャンペーン 啓発資料を作成すると共に、各地域の推進役である「耕作放棄地活用応援団」を育成する。

Ⅲ生態系保全・復元	65	竹林の適正な維持管理
Ⅰ流域における生態系の保全・復元		
Ⅱ) 緑地・自然地の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○		○				◎			◎	◎			○	○								○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討します)
水利用者	—
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討します)
県	(今後役割の内容を検討します)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	森林課	H21～27	森林整備事業を推進する。 森林組合等への助成を行う。

Ⅲ生態系保全・復元	66	ビオトープ・湿地帯の整備
J印旛沼・流入河川における生態系の		
ム)水生植物の保全・復元		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○			○	○	○	◎			◎	◎		○	○							○	○	○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	市民団体、学校は、ビオトープや湿地の整備や維持管理を行います。
水利用者	—
企業	—
市町村	ビオトープ等の維持管理を行います。
県	ビオトープ・湿地帯(ウエットランド)の整備、維持管理を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	佐倉城址公園内ビオトープ、直弥公園ビオトープ、西御門環境保全ゾーンの生態系保全のための草刈りや、施設補修等を行う。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	「ほたるの里」の管理・運営を行う。 行政と市民、企業の協働による「八千代市ほたるの里づくり実行委員会」を結成し、ほたるの里の草刈りやホテルの観賞会等のイベントを実施する。
	都市整備部土木建設課	H21～27	「水生植物園」管理業務委託 草刈、水面清掃、抜根除草、病虫害防除、施肥、摘花摘実、古葉取
四街道市	教育委員会指導課	H21～27	学校ビオトープの整備 実施箇所:大和田小、村上東小、大和田西小、村上北小、萱田南小の5校
	環境経済部環境政策課	H21～27	市が休耕地を借り受け、市民団体によりホテルの観賞会、水稲育成等を行っている事業の継続をする。
千葉県	北千葉道路建設事務所	H21～27	道路建設に伴い設置する調整池を利用したビオトープの整備(1箇所)。
	河川環境課	H21～27	※対策No.32「ウエットランドの整備」の内容と同じ。 2箇所程度(北印旛沼・流域、西印旛沼・流域それぞれ1箇所ずつ)でファーストフラッシュ負荷削減の効果が、生物多様性の向上にも寄与するようなウエットランドを整備する。

Ⅲ 生態系保全・復元	67	魚道等の設置
I 流域における生態系の保全・復元		
ウ) 水系連続性の確保		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
		○			○			◎			◎		○		○									○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	—
市町村	—
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

Ⅲ生態系保全・復元	68	沼固有植生種子の学校ビオトープ等での保存
J印旛沼・流入河川における生態系の		
中)外来種の駆除、在来種の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎			◎	◎	◎	○	○							○		○							○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討してきます)
水利用者	—
企業	—
市町村	(今後役割の内容を検討してきます)
県	(今後役割の内容を検討してきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	(今後役割の内容を検討してきます)

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	系統維持拠点(漁業協同組合、県立中央博物館、植生帯整備箇所等)における印旛沼固有種の保存・系統維持を実施する。

Ⅲ生態系保全・復元	69	外来種の調査・駆除
J印旛沼・流入河川における生態系の		
中)外来種の駆除、在来種の保全		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、カミツキガメ等の特定外来生物を発見した際は速やかに通報します。
水利用者	土地改良区は、特定外来生物の駆除を推進します。
企業	流域内に事業所のある事業者は、特定外来生物を発見した際は速やかに通報します。
市町村	カミツキガメ等の捕獲や適正な処分を行います。
県	特定外来生物の駆除を行うとともに、防除計画等の検討を行います。
国・水資源機構	水資源機構は、特定外来生物を発見した際は速やかに通報します。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・水土里調整課	H21～27	農水本省が外来植物対策指針を策定。関東農政局においては印旛沼版の対策指針を策定。これら指針を広報するとともに駆除方法など参考に作業する。
印旛沼環境基金		H21～27	印旛沼内及び流入河川の外来種「ナガエツルノゲイトウ」の分布調査を行う。・・・不定期
成田市	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池での外来魚の駆除を適宜実施する。
栄町	環境課	H21～27	千葉県防除計画に従い、外来種の捕獲を実施する。
千葉県	自然保護課	H21～27	(H21～22)印旛沼水系カミツキガメ防除として、鹿島川、高崎川、南部川において捕獲を実施する。 (H23～27)国の指針を参考にしながら、現在の防除実施計画(～H22)を更新し、引き続きカミツキガメの計画的防除を実施するよう検討していく。
	河川環境課	H21～27	防除範囲:全湖岸 重点防除河川:鹿島川、松虫川、印旛放水路(新川)、神崎川、桑納川 ・防除したナガエツルノゲイトウのバイオマス活用について検討する。 ・出現した箇所は、拡大する前にできるだけ早急に防除する。
	千葉地域整備センター 葛南地域整備センター 印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	必要に応じて除去していく。

IV 親水性向上	70	湖岸堤の緩傾斜化
K 親水性の向上		
ノ) 自然水辺の復元		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
	○					○					◎		○																		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	植生帯整備において、湖岸堤の緩傾斜化を検討します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	植生帯整備(対策No.58)の実施に合わせて実施予定。

IV親水性向上	71	親水空間の整備
K親水性の向上		
ノ)自然水辺の復元		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎		◎	◎		○	○							○			○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、親水空間の維持管理等に協力します。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、親水空間の整備・維持管理等に協力します。
企業	—
市町村	河川改修等に合わせて親水空間を整備します。
県	親水拠点の整備を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼漁業協同組合		H21～27	堤防と低地排水路間の除草を行う。
船橋市	河川整備課	H21～27	実施箇所:木戸川 実施方法:多自然型川づくりに際し、ワンド、中州等の設置を行う。
佐倉市	経済環境部 環境保全課	H21～22	直弥公園谷津田生態系保全区域の環境保全のため、草刈り等を行う。
八千代市	都市整備部 土木建設課 安全環境部 環境保全課	H21～27	市町村みためし行動を実施する。 実施内容:親水性のある河川及び河川周辺のゴミ拾いと水生生物による水質調査等、水辺に親しめるイベントを開催する。
千葉県	河川環境課	H21～27	植生帯整備の実施と合わせて親水拠点の整備。

IV親水性向上	72	印旛沼・流入河川の利用実態の把握
K親水性の向上		
ノ)自然水辺の復元		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○							○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	(今後役割の内容を検討していきます)
市町村	開催されるイベントの参加者数や観光施設等の利用者数を把握します。
県	開催されるイベントの参加者数や観光施設等の利用者数を把握します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
成田市	観光プロモーション課	H21～27	「NARITA花火大会in印旛沼」を毎年10月中旬に開催する(観覧者50,000人)。
	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池キャンプ場(14,000人/年)の利用客数を把握する。
佐倉市	経済環境部 商工観光課	H21～27	佐倉ふるさと広場入込客数を把握する。(H18:306,530 H19:295,313 H20:287,537) チュールリップまつりを開催する。(H18:155,000 H19:280,000 H20:130,000) 花火大会を開催する。(H19:30,000 H20:150,000)
八千代市	産業活力部 産業政策課 教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課 安全環境部 環境保全課	H21～27	○新川ゆらゆら橋「鯉のぼり」の掲揚:1回/年、人数は不明、(主催:八千代ふるさと親子祭実行委員会、共催:八千代市、後援:八千代商工会議所) ○八千代ふるさと親子祭り:1回/年、約140万人/7年(見込み)(主催:八千代ふるさと親子祭実行委員会、共催:八千代市、後援:八千代商工会議所) ○どんと祭り:2日/年、約70万人/7年(見込み)(主催:どんと祭実行委員会、後援:八千代市、JA八千代市、八千代商工会議所) ○源衛門祭り:1回/年、約2万人/7年(見込み)(主催:八千代商工会議所まち興し委員会、協賛:八千代市) ○ニューリバーロードレース:1回/年、3、400人(見込み)(主催:八千代市、八千代市体育協会、八千代市商工会議所レース実行委員会) ○ふるさとステーションの利用:来場者約80万人/年(見込み) ○「子ども環境教室」:2日間/年、参加者30人/年 ○「昆虫展」:約1週間、来場者300人/年(見込み)
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	環境フェア・産業まつり等のイベントにブースを設けてPRする。
白井市	市民経済部 商工振興課	H21～27	市ふるさとまつりを開催する。 七福神まつり(しょうぶまつり)を開催する。 さくらまつりを開催する。 ※白井市商工会主催
栄町	産業課	H21～27	Eボートによる川辺の観察を実施する(約50人)。

V 意識啓発	73	パンフレット等啓発資料の作成・配付
L人と水の関わりの強化		
オ)情報提供		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○	○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○				○					○			

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	市民団体は、啓発資料の作成・配付を行います。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、パンフレット等を配付します。
企業	企業は、パンフレット等を作成し、配付します。
市町村	啓発資料の作成、あるいは配付を行います。
県	啓発資料の作成、あるいは配付を行います。
国・水資源機構	農林水産省は、啓発資料の作成、あるいは配付を行います。
調査研究機関	啓発資料の作成、あるいは配付を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・「印旛沼白書」(隔年発行)300部発行する。 配布先:流域の市町村、図書館、公民館および県・国の関連機関 ・雑誌「いんば沼」(年1回発行)3,500部発行する。 配布先:流域、県および国の行政・研究関連機関 ・ホームページを随時更新する。 ・印旛沼緊急パンフレットを作成する(H21年度発行)。
印旛沼漁業協同組合		H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・漁連作成パンフレットや下敷きを配布する。 ・県水質協議会啓発資料を配付する。 ・漁協ミニ便りによる啓発を促進する。
印旛沼水質保全協議会		H21～27	啓発ポスター・リーフレット「印旛沼浄化推進運動」およびクリアファイル等を作成し、流域市町村に継続して配布していく。
印旛沼土地改良区	総務課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地改良だより」(1回/年)を作成・配布する。 ・水田のもつ多面的機能に関するイラストパネルの展示先を拡充する。 ・パンフレットを作成・配布する。
千葉市	環境保全部環境調整課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市環境白書を発行する。 ・環境情報紙「エコライフちば」(27,000部)を発行する(3回/年、H22以降3回の予定)。 ・ちばしエコライフカレンダー(30,000部)を作成する。 ・生活排水対策パンフレット作成、配布する(25,000部)。
船橋市	環境保全部 河川管理課	H21～27	市内全世帯及び公民館で配布する環境新聞「エコふなばし」の中で生活排水対策を啓発する。
成田市	環境計画課	H21～27	啓発冊子「わが家から水をきれいに」(3,000部)を発行する。
佐倉市	経済環境部環境保全部	H21～27	佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版)概要2000部を作成・発行する。 佐倉市環境白書概要版を作成する。
八千代市	安全環境部環境保全部	H21～27	国、県、市等で作成したパンフレットを窓口及びイベント等で配布する。
鎌ヶ谷市	都市建設部道路河川建設課	H21～27	市広報紙により、年1回程度雨水浸透柵の設置促進の啓発を行う。
四街道市	建設水道部下水道課環境経済部環境政策課	H21～27	市作成の「水洗化のすすめ」及び県等から配布された各種パンフレット等を清掃活動時などに配布する。
八街市	環境課	H21～27	県で作成した啓発パンフレット等を配布する。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	生活雑排水対策等を盛り込んだ環境行動指針を25,000部作成する。全戸配布を実施する。 高度型合併処理浄化槽設置を促すチラシを作成し、配布する。
白井市	環境建設部環境課	H21～27	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット等を配布する。 ・白井市環境白書を発行する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
富里市	環境課	H21～27	リサイクルフェア時に、県等の関係機関作成の啓発パンフレットや、啓発物品を配布する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	印旛沼一斉清掃参加者に対し啓発物資を配布する。
印旛村	環境課	H21～27	印旛ふれあい秋まつり時に啓発パンフレット(200枚)、啓発物資(200個)を配布する。
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	広報誌及び県水質協議会啓発資料を担当課窓口及び産業祭にて配布する。
栄町	環境課	H21～27	印旛沼水質保全協議会で作成している啓発パンフレットや、啓発物品を配布する。
千葉県	水政課	H21～27	「水のはなし」の更新・配付。
	水質保全課	H21～27	副読本「印旛沼ってどんな沼」の配付。 印旛沼水質保全協議会(事務局:水質保全課)において、啓発ポスター・リーフレット「印旛沼浄化推進運動」およびクリアファイル等を作成し、流域市町村に継続して配布していく。 また、湖沼水質保全計画のパンフレットを作成し、啓発のため配布する。
	NPO活動推進課	H21～27	NPOとさまざまな主体との連携推進やパートナーシップ型行政の推進の観点から、情報提供等を実施する。
	下水道課	H21～27	「千葉県の下水道」や「印旛沼流域下水道」のパンフレットを毎年度作成する。
	水道局	H21～27	10月1日発行の広報誌(県水だより)に、家庭でできる水質浄化対策について掲載し、当局の給水区域内の一般家庭に折込を配付する(約103万部)。
	成田整備事務所	H21	(仮称)印旛沼流域情報マップ環境・生活編を作成する。
	環境研究センター	H21～27	「千葉県環境研究センターニュース」の発行。
農林水産省	利根川水系 土地改良調査管理事務所	H22～27	平成22年度に「国営かんがい排水事業印旛沼二期地区」の事業着工に併せて、パンフレットを作成予定。(事業はH33年度までを予定)

V意識啓発	74	Webサイトによる印旛沼情報の提供
L人と水の関わりの強化		
オ)情報提供		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	市民団体は、活動内容に応じて、印旛沼関連情報をWebサイトに掲示します。
水利用者	土地改良区は、印旛沼情報をWebサイトで提供します。
企業	企業は、印旛沼関連情報をWebサイトで提供します。
市町村	水質調査結果など印旛沼及び流域河川の情報をWebサイトに掲載します。
県	「いんばぬま情報広場」の更新を行い、掲載情報を充実させます。 水質調査結果など印旛沼及び流域河川の情報をWebサイトに掲載します。
国・水資源機構	水資源機構は、印旛沼情報をWebサイトに掲載します。
調査研究機関	印旛沼に関連した研究結果や論文等をWebサイトに掲載します。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	総務課	H21～27	水土里ネット印旛沼のホームページで情報を提供する。
印旛沼水質保全協議会		H21～27	印旛沼水質保全協議会のホームページに情報を掲載する。
千葉市	環境保全推進課	H21～27	市ホームページに鹿島川の水質検査結果を掲載する。
船橋市	河川整備課	H21～27	印旛沼緊急行動計画、長期計画等印旛沼の情報をホームページに掲載する。
成田市	環境計画課	H21～27	印旛沼の水環境情報を環境計画課のホームページ内に掲載する。 いんばぬま情報広場をリンク先に設定する。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	市ホームページに印旛沼浄化推進運動を掲載する。 印旛沼環境基金等の印旛沼関係ホームページをリンク先に設定する。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	環境保全課のホームページを作成し、各種環境情報を提供する。作成後は、内容の充実を図る。 「いんばぬま情報広場」をリンク先に設定する。
鎌ヶ谷市	都市建設部道路河川建設課 市民生活部環境課	H21～27	いんばぬま情報広場をリンク先に設定する。 市ホームページに印旛沼流入河川の水質調査結果を掲載する。
四街道市	環境経済部環境政策課	H21～27	千葉県で作成した印旛沼情報広場をリンク先に設定する。
八街市	環境課	H21～27	市ホームページに印旛沼流入河川の水質検査結果を掲載する。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	市ホームページに印旛沼流入河川の水質検査結果を掲載する。
白井市	環境建設部環境課	H21～27	市ホームページに印旛沼流入河川の水質検査結果を掲載する。 県「いんばぬま情報広場」のホームページにリンクし、情報提供する。
富里市	環境課	H21～27	市ホームページに印旛沼浄化についての内容を掲載する。 県「いんばぬま情報広場」のホームページをリンク先に設定し、情報を提供する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	町ホームページに印旛沼浄化についての内容を掲載する。 県「いんばぬま情報広場」のホームページをリンク先に設定し、情報を提供する。
印旛村	総務課	H21～27	村ホームページに観光情報として印旛沼、捷水路、自転車道を掲載する。 千葉県で作成した印旛沼情報広場をリンク先に設定する。
本埜村	総務課	H21～27	村ホームページに観光情報として印旛沼に関する情報を掲載する。
栄町	環境課	H21～27	千葉県で作成した印旛沼情報広場をリンク先に設定する。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	水質保全課	H21～27	県ホームページに印旛沼の湖沼水質保全計画や水質測定結果等について掲載する。
	河川環境課	H21～27	WEBサイト「いんばぬま情報広場」を随時更新し、適宜、情報の充実を図る。
	環境研究センター	H21～27	千葉県環境研究センターウェブサイトで情報を提供する。

V 意識啓発	75	看板等による情報提供
L人と水の関わりの強化		
オ)情報提供		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○							○									○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	土地改良区は、事業内容の看板を設置します。
企業	(今後役割の内容を検討していきます)
市町村	必要に応じて、取り組みの内容を示した看板等を設置します。
県	必要に応じて、取り組みの内容を示した看板等を設置します。
国・水資源機構	農林水産省は、事業内容を看板を設置します。 水資源機構は、状況に応じて不法投棄禁止等の看板を設置します。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・水土里調整課	H21～22	揚・排水施設の概要を記した看板を設置する。
八千代市	総務企画部 総合企画課、 都市整備部 土木建設課、 都市整備部 公園緑地課	H21～27	八千代市環境美化里親制度(アダプトプログラム)の啓発用看板を設置する。 公共スペースの清掃や美化活動を行っている団体の、活動を知らせるための看板を設置する。
千葉県	河川環境課	H21～27	印旛沼流域水循環健全化に向けた取り組み内容について、必要に応じて情報提供看板等を設置する。
農林水産省	利根川水系土地改良調査管理事務所	H22～27	H22年度に「国営かんがい排水事業印旛沼二期地区」の事業着工に併せて、広報看板等の設置を検討する。(事業はH33年度までを予定)
	北総中央農業水利事業所	H21～22	事業PR看板の設置を検討。 本事業における末端水路整備及び関連事業完了に至る期間において、ウォータースタンドを設置し、北総中央用水の試験的水利用及び事業PRの検討。
水資源機構	管理課	H21～27	印旛沼周辺に印旛沼に係る管理情報、各種トピックス等を発信するため、野立て掲示板を6箇所設置。

V 意識啓発	76	印旛沼の歴史・水文化の整理
L人と水の関わりの強化		
オ)情報提供		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○						○				◎	◎	◎	○	○							○									○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	印旛沼流域の歴史資料を収集、整理し、発信します。
県	印旛沼流域の歴史資料を収集、整理し、発信します。
国・水資源機構	
調査研究機関	

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
成田市	環境計画課	H21～27	印旛沼の歴史・水文化について、環境計画課のホームページ内に掲載。
八千代市	郷土博物館	H21～27	印旛沼(新川)に関する歴史資料の収集及び整理。 江戸時代の印旛沼開発に関する企画展を実施(H21年度)。郷土博物館ホームページへの掲載、常設展示、資料室を活用した情報提供。
白井市	教育委員会文化課	H21～27	民俗調査の実施(水産関係生業の聞き取り調査)。 新規の市指定文化財の指定(泉(史跡)、神社(建造物)などを候補とする)。 民具の収集(水産関係漁具など)、埋蔵文化財の確認・調査。 文化財ガイドの作成(H22年度刊行予定)。
印旛村	生涯学習課	H21～27	印旛沼に関する歴史資料の収集及び整理。 歴史民俗資料館(H22年度再開館予定)にて常設展示や資料室を活用した情報提供。
本埜村	教育課	H21～27	新規の村指定文化財の指定(仏像等)。 埋蔵文化財の確認・調査。 文化財ガイドの作成(予定については未定)。
栄町	教育総務課	H21～27	印旛沼に関する歴史資料の収集及び整理随時。
千葉県	河川環境課	H21～27	印旛沼流域情報マップ(歴史・文化編)の配付。

V 意識啓発	77	環境家計簿の普及
L人と水の関わりの強化		
ク)市民活動の支援		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策	
○	○		○				◎			◎	◎	◎		○																	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、環境家計簿を積極的に活用します。
水利用者	—
企業	—
市町村	環境家計簿の作成や配付を行います。
県	環境家計簿の作成や配付を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	必要に応じて環境家計簿の作成を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境保全部環境調整課	H21～27	環境家計簿機能を盛り込んだエコライフカレンダー30,000部を市民に配布し、環境家計簿に取り組む環境シェフを応募はがき及びインターネットで募集している。
船橋市	環境保全課	H21～27	「ふなばしエコノート」を作成し、出前講座等にて紹介するとともに配付を行う。
成田市	環境計画課	H21～27	「環境家計簿NARITA」をホームページからダウンロードして使用できるようにしている。また、印刷したものを環境計画課窓口等で配布している。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	環境家計簿をホームページに掲載。環境家計簿をイベント等で配布。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21～27	広報紙等により環境家計簿の普及・ホームページに掲載してPRする。
八街市	環境課	H21～27	環境家計簿をホームページに掲載。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	市広報紙及びホームページに環境家計簿を掲載し配布する。
白井市	環境建設部環境課	H21～27	子ども用環境家計簿の配布やインターネット版環境家計簿の利用促進。

V 意識啓発	78	市民団体・NPOの支援
L人と水の関わりの強化		
ク)市民活動の支援		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○				◎	◎			○								○	○	○	○					○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	市民団体等に対して、助成金の交付や人的協力、情報提供を行います。
県	市民団体等に対して、人材面等の様々な角度から支援を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	印旛沼および流域において自然環境の調査や研究、また環境保全に関して啓発などの各種活動を行っている小・中学校、高等学校、大学およびNPO法人を含む市民団体を対象に助成金を交付。 施策規模:15～17団体を対象。
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～27	印旛沼流域水循環健全化会議に關係するNPO等団体の環境保全活動に対し、物資、人的支援を連携・協働することで行う。
千葉市	環境保全部環境調整課	H21～27	環境保全活動団体に補助金を交付対象経費の90%相当額(15万円まで)。
船橋市	環境保全課	H21～27	ボランティア団体、環境団体に対して人的協力及び情報提供を行う。
成田市	市民協働課	H21～27	NPO法人設立に関し情報提供を行う。
	公園緑地課	H21～27	坂田ヶ池総合公園の指定管理者を地元NPO法人「成田坂田ヶ池の友」に選定。
佐倉市	市民部自治人権推進課	H21～27	NPO法人設立に関し情報提供を行う。
八千代市	総務企画部総合企画課都市整備部土木建設課、都市整備部公園緑地課	H21～27	八千代市環境美化里親制度(アダプトプログラム) 希望する市民の皆さんに市の公園、道路、河川、空地などの公共スペースの清掃や美化活動をお願いする制度。 支援内容:美化用具の支給や貸与、傷害保険の加入。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21～27	環境保全等に関連するボランティア団体に補助金を交付して、活動に対する支援をする。 NPO法人設立に向けての情報提供を行う。
八街市	環境課	H21～27	ボランティア団体、環境団体に対して人的協力及び情報提供を行う。
四街道市	環境政策課市民活動推進室	H21～27	四街道市地域づくり活動助成事業実施要綱に基づき、市民団体に助成金を交付する。 限度額:内容により30万円または50万円 四街道市自然環境保全活動事業補助金交付要綱に基づき、自然環境保全活動等を行う市民団体に補助金を交付する。 補助額:協議により決定する。
印西市	市民活動推進課	H21～27	公益信託印西市まちづくりファンドの側面支援。 市と信託銀行との公益信託契約により、市民主体の公益活動に助成する制度。ファンドの運営は受託者である信託銀行が行ない、ファンドから直接市民活動団体への助成を行なう。
白井市	市民経済部市民参加推進課	H21～27	市民が育てるきれいなまちづくり(アダプトプログラム) 希望する市民の皆さんに市の公園、道路、河川、空地などの公共スペースの清掃や美化活動をお願いする制度。 支援内容:ゴミ袋の提供や保険の適用など。

主体名	担当部署	期間	対策内容
富里市	環境課	H21～27	富里市アダプトプログラム 一定区間の道路を自らの養子とみなし、市民や事業者からなる自発的なボランティアに、散乱ゴミの収集など清掃・美化活動を行ってもらう制度。 ゴミ袋や清掃用具の提供、傷害保険への加入などの支援を行う。
酒々井町	住民協働課	H21～27	公益活動団体に対して対象事業費の3分の2(限度額20万円)の補助を行なう(審査有り)。
印旛村	環境課	H21～27	ボランティア団体、環境団体に対して人的協力及び情報提供を行う。
本埜村	経済建設課	H21～27	ボランティア団体、環境団体に対して人的協力及び情報提供を行う。
栄町	環境課	H21～27	ボランティア団体、環境団体に対して人的協力及び情報提供を行う。
千葉県	NPO活動推進課	H21～27	平成21年度から23年度の3年間を計画期間とする千葉県NPO活動推進計画に基づき、県民主役の地域づくりが進むよう人材面、財政面、情報面等様々な角度からNPOの活動を支援するとともに、引き続きNPO活動の促進を図る。

V 意識啓発	79	印旛沼連携プログラムの推進・強化
L人と水の関わりの強化		
ク)市民活動の支援		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○					○	○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○								○	○	○	○					○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	印旛沼連携プログラムを活用して、印旛沼流域の美化活動等を実施します。
水利用者	印旛沼連携プログラムを活用して、印旛沼流域の美化活動等を実施します。
企業	印旛沼連携プログラムを活用して、印旛沼流域の美化活動等を実施します。
市町村	市民団体等から連携プログラム利用の要請があった場合は、支援します。
県	市民団体等から連携プログラム利用の要請があった場合は、支援します。
国・水資源機構	市民団体等から連携プログラム利用の要請があった場合は、支援します。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	印旛沼流域で活動している企業に対し、印旛沼連携プログラムに基づき、可能な限り支援していく。
千葉市	環境保全推進課	H21～27	要請により協力する。
船橋市	河川整備課	H21～27	要請により協力する。
成田市	環境計画課	H21～27	要請により協力する。
佐倉市	土木部 下水道課 経済環境部 環境保全課	H21～27	要請により協力する。
八千代市	都市整備部 土木建設課	H21～27	要請により協力する。
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	要請により協力する。
四街道市	環境経済部 環境政策課	H21～27	要請により協議する。
八街市	道路河川課 環境課	H21～27	要請により協力する。
印西市	都市建設部 土木管理課	H21～27	要請により協力する。
白井市	環境建設部 建設課	H21～27	要請により協力する。
富里市	環境課	H21～27	要請により協力する。
酒々井町	生活環境課	H21～27	要請により協力する。
印旛村	都市建設課 環境課	H21～27	要請により協力する。
本埜村	経済建設課	H21～27	要請により協力する。
栄町	環境課	H21～27	要請により協力する。
千葉県	河川環境課	H21～27	印旛沼流域で活動している市民団体に対し、印旛沼連携プログラムに基づき、可能な限り支援していく。

V 意識啓発	80	交流拠点・支援センターの設立
L人と水の関わりの強化		
ク)市民活動の支援		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○						○	○	○	○	◎	◎		○	○																○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民、市民団体は、交流拠点を活用しながら活動を進めます。
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	(今後役割の内容を検討していきます)
市町村	市民活動に関する情報収集・発信等の支援を行います。
県	市民活動に関する情報収集・発信等の支援を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	市民総務課	H21～27	千葉市市民活動センター 市民活動団体への交流の場の提供、事務的な活動の場の提供、市民活動に関する情報収集と情報発信の場の提供。
船橋市	自治振興課	H21～27	船橋市市民活動サポートセンター(船橋駅南口フェイスビル5階) 市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動(市民活動)を支援するために設置。市民活動に関する情報の提供、市民活動のための交流の場、及び、作業の場を提供。
佐倉市	市民部 自治人権推進課	H21～27	佐倉市市民公益活動サポートセンター 市民活動団体への交流の場の提供、事務的な活動の場の提供、市民活動に関する情報収集と情報発信の場の提供。
八千代市	総務企画部 総合企画課	H21～27	八千代市市民活動サポートセンター(八千代市ゆりのき台5-30-6) 市民活動団体への交流の場の提供、事務的な活動の場の提供、市民活動に関する情報収集と情報発信の場の提供。
鎌ヶ谷市	市民生活部 市民活動推進課	H21～27	市民活動推進センター 市民公益活動に関する情報提供及び作業スペース・交流スペース・相談スペースの提供を行う。
印西市	市民活動推進課	H21～27	印西市市民活動支援センター 市民や市民活動団体による自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動(市民活動)を支援するために設置。市民活動に関する情報の提供、市民活動のための交流の場および作業の場を提供。 所在地:印西市大森2646番地2
白井市	市民経済部 市民参加推進課	H21～27	白井市市民活動推進センター 所在地:白井市堀込1-2-2(白井駅前センター内) 市民活動団体への交流の場の提供、事務的な活動の場の提供、市民活動に関する情報収集と情報発信の場の提供。
栄町	住民活動推進課	H21～27	栄町住民活動支援センター 町民活動団体への交流の場の提供、事務的な活動の場の提供、町民活動に関する情報収集と情報発信の場の提供。
千葉県	河川環境課	H21～27	印旛沼サポートセンター(仮称)の設置に向けた検討を行う。

V 意識啓発	81	環境学習教材の作成
L人と水の関わりの強化		
ヤ)環境教育		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎		◎	◎	◎		○							○									○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	学校は、副読本などの環境学習教材を授業に積極的に使用します。
水利用者	副読本などの環境学習教材を作成、配付します。
企業	—
市町村	副読本などの環境学習教材を作成、配付します。
県	副読本などの環境学習教材を作成、配付します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	副読本などの環境学習教材を作成、配付します。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	環境保全部環境調整課	H21～27	千葉市環境教育教材 小学生用「ちばキッズエコ調査隊エコエコ大作戦」 中学生用「中学生のための環境学習ハンドブック」
船橋市	総合教育センター	H21～27	副読本「わたしたちの船橋」を作成し、市内の小学校に配布(3・4年生)。
成田市	教育指導課	H21～27	社会科副読本「わたしたちの成田市」において、印旛沼の紹介や環境保全・リサイクルについて取り上げていく。
佐倉市	教育委員会指導課	H21～27	副読本「わたしたちの佐倉市」を作成し、市内の小学校に配布(3・4年生)。
八千代市	教育委員会指導課	H21～27	社会科副読本「わたしたちの八千代」においてリサイクル、水の利用についてまとめる。改定後は、全面的に環境問題を取り上げる予定。 ※23年度までに全面改定予定。
鎌ヶ谷市	教育委員会教育指導課	H21～22	副読本「私たちの鎌ヶ谷」を小学校3年生に配布。環境保全の大切さを学ぶ。 H21～22は改訂作業を行う。
四街道市	教育部学校教育課	H21～27	副読本「わたしたちの四街道」において、印旛沼について取り上げている。
印西市	教育部学校教育課	H21～27	H20～21副読本「わたしたちの印西市」改訂作業 H22副読本「わたしたちの印西市」改訂版発行 H23～副読本「わたしたちの印西市」改訂及び増刷
白井市	教育部学校教育課	H21～27	H20副読本「わたしたちの白井市」改訂作業 H21～22副読本「わたしたちの白井市」改訂版発行(3.4年生) H22副読本「わたしたちの白井市」改訂作業 H23～副読本「わたしたちの白井市」改訂版発行(3.4年生)
富里市	教育委員会学校教育課	H21～27	社会科副読本「わたしたちの富里市」において、印旛沼の紹介や環境保全、リサイクルについて取り上げていく。
印旛村	教育総務課	H21～27	社会科副読本「わたしたちの印旛村」を作成し、村内の小学校に配布している。
千葉県	水質保全課	H21～27	環境副読本「印旛沼ってどんな沼」を作成し、水質環境保全についての意識啓発を図るため、流域小学校や関係機関(市町村、NPO等)に継続して配布を実施していく。 3,000部程度
	教育庁指導課	H21～27	環境教育教材や副読本の周知や配布に協力します。

V 意識啓発	82	学習会、講演会等の開催
L人と水の関わりの強化		
ヤ)環境教育		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎			◎	◎	◎		○		○					○			○		○				○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、学習会、講演会等に積極的に参加します。 市民団体は、学習会、講演会を開催します。
水利用者	—
企業	—
市町村	学習会、講演会を開催します。
県	学習会、講演会を開催します。
国・水資源機構	農林水産省は、学習会、講演会を開催します。
調査研究機関	学習会、講演会を開催します。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	自然観察会……年2回、流域住民を対象 「水辺の風景画」コンクール……年1回、流域内の小・中学生を対象 親と子で聞く「いんば沼と周辺の昔ばなし」……年1回、印旛沼流域の親子対象 印旛沼公開講座……年に1回、3～6テーマで開催 印旛沼フォーラム……隔年度に流域市町村と共催 印旛沼シンポジウム……H19年度に成田市で開催
印旛沼水質保全協議会		H21～27	環境保全の知識・技術を深めるため、講師を招いて講演の開催(毎年)及び印旛沼再生行動大会の共催。
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～27	21世紀土地改良区創造運動で「水・土・里・農」をキーワードとして各種学習会・講演会を主催又は後援。
千葉市	環境保全部環境調整課	H21～27	環境学習指導者養成講座の開催(年1回)。 エコ体験スクールの開催(各区年1回)。
船橋市	環境保全課	H21～27	学校・地域・公民館等からの要請により出前講座を実施。 その他、地域の自然度を調べるセミの抜け殻調査や三番瀬の生き物観察を実施。
成田市	環境計画課	H21～27	印旛沼クリーンハイキングの実施(毎年10月下旬)。 屋形船による印旛沼自然観察会の開催(毎年8月下旬)。 坂田ヶ池親子自然観察会の開催(毎年10月下旬)。 環境に関する講演会の開催(毎年7月下旬)。
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	印旛沼浄化推進運動 佐倉ふるさと広場を中心に、印旛沼の一斉清掃と水質浄化の啓発活動を実施する。 水辺観察会 水辺の生物や湧き水から印旛沼までの水の流れなどを観察する学習会を実施する。 環境学習講座 (財)印旛沼環境基金との共催により、印旛沼に関わる環境講座を行う。
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	「こども環境教室」の実施(2日/年) 子供を対象とした学習会。三番瀬の生き物観察、河川・湖沼の生き物観察、湧水のしくみの学習会など。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21～27	子ども環境学習会、一般向け環境学習会などの開催、各環境学習会への講師派遣。
印西市	市民経済部生活環境課	H21～27	市内の河川や谷津田などの観察会を年5回程度開催し、参加者へ生息環境の現状及び自然環境保全について普及啓発を行う。
白井市	環境建設部環境課	H21～27	環境についてフォーラムを開催。 環境学習会年5回/堆肥化講座年2回:市内環境団体と共催で開催。
本埜村	教育課	H21～27	「野鳥観察会」 印旛沼周辺の水辺等の野鳥などの観察会を年1回開催。
栄町	環境課	H21～27	行政出前講座による学習会の開催随時。

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	森林課	H21～27	里山フェスティバル 県民の間に、広く里山の保全、整備及び活用についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に里山の保全、整備及び活用に係る活動に参加する意欲を高めるため、里山フェスティバルを開催する。
	下水道課	H21～27	千葉県下水道公社により、小学校への「出張下水道教室」を実施する。
	水道局	H21～27	小学生の授業の一環として、印旛沼を水源とする柏井浄水場見学会を実施し、水源保全の大切さを伝える。
	北千葉道路建設事務所	H21～27	道路事業周辺地区と連携した「子ども会議」の開催(年4回程度開催予定)。
	環境研究センター	H21～27	環境学習施設の公開、環境研究センター公開講座の開催、エコマインド養成講座等環境学習会への講師派遣。
農林水産省	北総中央農業水利事業所	H21～22	<ul style="list-style-type: none"> ・調整水槽(12号)の近隣の小学校を対象に、年1回の学習会(施設見学会)を開催。 ・近隣の小学校を対象に、水田周辺における「田んぼの生き物調査」の実施(年1回)。 H23以降については、事業完了(H25)を見据えての継続的な実施について検討する。
市民団体 市町村 千葉県		H21～27	印旛沼わいわい会議の開催。

V 意識啓発	83	船上見学会の実施
L人と水の関わりの強化		
ヤ)環境教育		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○					○	◎	◎		◎	◎																			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民は、船上見学会に積極的に参加します。
水利用者	印旛沼環境基金は、屋形船による観察会を開催します。
企業	—
市町村	屋形船による観察会を開催、観察会への参加を推進します。
県	屋形船による観察会を開催、観察会への参加を推進します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	屋形船による印旛沼の観察会。 年1回、流域住民約180人を募集。
印旛沼水質保全協議会		H21～27	屋形船による印旛沼観察会。 (財団法人印旛沼環境基金との共催)
成田市	環境計画課	H21～27	屋形船による印旛沼自然観察会の開催(毎年8月下旬)。
鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課	H21～27	屋形船による印旛沼観察会(財団法人印旛沼環境基金主催)への参加推進。
本埜村	教育委員会	H21～27	子供会などを募り、親子で環境への意識を高める。
栄町	環境課	H21～27	屋形船による印旛沼観察会(財団法人印旛沼環境基金主催)への参加推進。

V 意識啓発	84	教師への支援体制の確立
L人と水の関わりの強化		
ヤ)環境教育		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○						○	◎	◎		◎	◎			○							○									○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	市民団体は、学校等への出前講座を実施します。
水利用者	土地改良区は、学校への情報提供等の支援を行います。
企業	—
市町村	出前講座の実施や、学校、教員に出前講師・協力団体の情報を提供します。
県	出前講座の実施や、学校、教員に出前講師・協力団体の情報を提供します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～27	地域学習の参考として、「印旛沼や農業」に関するデータ・情報提供を求められることがある。不定期であるがその都度支援する方向で調整している。
千葉市	学校教育部指導課	H21～27	環境調整課による環境学習モデル校事業への協力(候補校推薦)。 ごみ減量推進課による「ごみ分別スクール」事業への協力(市内小学校120校)。 環境局各課主催の各種コンクール等への協力(作品審査)。 環境学習の指導(資料提供、環境学習プログラムの紹介)。
船橋市	環境保全課	H21～27	学校・教師を対象として、要請による出前講座を実施。
成田市	学校教育部指導課	H21～27	環境学習の指導(資料提供、授業研究での指導)。
佐倉市	教育委員会指導課	H21～27	環境教育を行う際の講師やNPO等協力団体を紹介できるようデータ収集に努める。
八千代市	教育委員会指導課	H21～27	環境教育の教材の充実(資料提供、実践例等の紹介)。
鎌ヶ谷市	教育委員会教育指導課	H21～27	キッズISOプログラム14000の実施。
印西市	教育部学校教育課	H21～22	「学校支援ボランティアリストの作成」済み環境教育指導者の派遣実績現在のところなし。
白井市	教育部学校教育課	H21～22	特色ある学校づくり事業への支援(総合的な学習の時間)。 千葉県認定の自然観察指導員グループによる指導の実施。 EM菌の学習及びEM菌を活用したブル清掃や河川の浄化の実施。
栄町	環境課	H21～27	要望があれば支援する。
千葉県	北総教育事務所	H21～27	環境教育について指導・助言。
	水質保全課	H21～27	・環境学習の支援のための講師やNPO等協力団体を紹介する出前講座メニュー表の作成・更新。 ・環境学習の手引きによる事例紹介。 ・教員研修会の実施。

V 意識啓発	85	印旛沼イメージキャラクターの制定
L人と水の関わりの強化		
M)河川愛護意識の醸成		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
	○					○	○	○	○	○	◎	○	○								○								○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	(今後役割の内容を検討していきます)
水利用者	(今後役割の内容を検討していきます)
企業	(今後役割の内容を検討していきます)
市町村	(今後役割の内容を検討していきます)
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	(今後役割の内容を検討していきます)
調査研究機関	(今後役割の内容を検討していきます)

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

V 意識啓発	86	観光客の積極的な誘致
L人と水の関わりの強化		
ケ)観光客の誘致		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画								
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画
○						○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○						○								○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	市民団体は、イベント等を開催します。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、イベント等の開催や開催協力を行います。
企業	企業は、イベント等の開催や開催協力を行います。
市町村	イベントの開催や観光拠点の整備等を行います。
県	イベントの開催や観光拠点の整備等を行います。
国・水資源機構	
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
成田市	経済部観光プロモーション課	H21～27	・千葉県立印旛・手賀自然公園内に位置する甚兵衛公園を観光客の憩いの場として維持管理するとともに、花畑(春=菜の花・秋=コスモスの2期作)を設置して、シーズンを通じた観光名所として整備委託。 ・「NARITA花火大会in印旛沼」を毎年10月中旬に開催(観覧者50,000人)。
佐倉市	経済環境部商工観光課	H21～27	チューリップまつり、コスモスまつり、花火大会の開催。
八千代市	産業活力部農政課	H21～27	農業を中心とした地場産業の振興及び都市と農村の交流の場づくりを目的に、家族で半日過ごせるハーブティパークとして「やちよふれあい農業の郷(島田地区)」を整備する(時期未定)。
白井市	市民経済部商工振興課	H21～27	市ふるさとまつり、七福神まつり(しょうぶまつり、さくらまつりなどの共催)。 ※白井市商工会主催
本埜村	経済建設課産業係	H21～27	産業祭及び文化祭の共催を実施し、広報紙等での周知を図る。
栄町	産業課	H21～27	長門川周辺の桜を鑑賞しながらのウォーキングを実施(4月上旬)。
千葉県	河川環境課	H21～27	印旛沼流域情報マップの作成、配付。

V 意識啓発	87	イベントの開催
L人と水の関わりの強化		
ケ)観光客の誘致		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○						○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○				○									○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	イベントに積極的に参加します。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、イベント等の開催や開催協力を行います。
企業	企業は、イベント等の開催や開催協力を行います。
市町村	イベントを開催します。
県	イベントを開催します。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼漁業協同組合		H21～27	各種イベントに出店(佐倉チューリップまつり、コスモスまつり、酒々井朝市まつり、成田市産業祭、吉高大桜、房総のむら)。協力要請に応じて、市民や子どもたちを対象に稚魚放流等の体験学習を実施している。
印旛沼水質保全協議会		H21～27	印旛沼流域環境フェアの共催。
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～22	・21世紀土地改良区創造運動の展開から水土里の路ウォーキングを主催するほか他の組織等が行うイベントを支援する。
成田市	生涯スポーツ課	H21～27	成田POPラン大会(ハーフマラソンは、ニュータウンから印旛沼近くの田園を走るコースとなっている)毎年11月初旬開催参加者約5,000人
佐倉市	健康こども部 生涯スポーツ課	H21～27	佐倉カルチャーウォーク参加者2000人 佐倉朝日健康マラソン大会参加者,6000人
八千代市	産業活力部 産業政策課 教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課	H21～27	・「ど〜んと祭」毎年10月 ・「ふるさと親子祭」毎年8月 ・「ニューリバーロードレース」毎年12月第1日曜日 ・「源右衛門祭」毎年11月頃(八千代市商工会議所主催)
鎌ヶ谷市	市民生活部 商工振興課	H21～27	鎌ヶ谷市産業フェスティバル(市民体育館)年1回
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	環境フェスタ/年間来場者数約6,000人
白井市	教育部 生涯学習課 健康福祉部 健康課	H21～27	白井梨マラソン ふるさと魅力発見ウォーク
印旛村	産業振興課	H21～27	「印旛ふれあい秋まつり」毎年11月
本埜村	経済建設課 産業係	H21～27	産業祭及び文化祭の共催。
栄町	産業課	H21～27	産業祭り「いっさいがっさいフェスティバル」参加者約3,000人
水資源機構	総務課 管理課	H21～27	大和田機場施設内を開放し「さくら祭り」を主催し事業紹介・環境啓発を実施する。
市民団体 市町村 千葉県		H21～27	印旛沼わいわい会議の開催。

VI水害被害の軽減	89	治水に配慮した水位管理
M印旛沼の治水安全度の向上		
フ)印旛沼の治水容量の確保		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画												
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策				
○						○					◎		○																		○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	関係機関と協議して、適正な水位管理を検討します。 (対策No.61「環境に配慮した水位管理」と合わせて実施)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	適正な水位管理を検討する。

VI水害被害の軽減	90	長門川の堤防嵩上げ
M印旛沼の治水安全度の向上		
コ)利根川への放流量の増加		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画												
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策				
		○			○						◎		○																		○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

VI水害被害の軽減	91	印旛捷水路の掘削
M印旛沼の治水安全度の向上		
コ)利根川への放流量の増加		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画												
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策				
○		○				○					◎		○																		○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

VI水害被害の軽減	92	印旛排水機場の増設
M印旛沼の治水安全度の向上		
コ)利根川への放流量の増加		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画												
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策				
○		○				○					◎		○																		○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	(今後役割の内容を検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

VI水害被害の軽減	95	調整池の設置
O流域の流出抑制		
A)流域対策の推進		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○		○						◎	◎	◎		○		○															○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	開発事業者は、雨水貯留・浸透施設を設置します。
市町村	開発事業者に対して雨水貯留・浸透施設の設置指導を行います。
県	開発事業者に対して雨水貯留・浸透施設の設置指導を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉市	下水道維持課	H21～27	千葉市宅地開発指導要綱指導要領(宅地面積500m ² 以上)に基づき、事業者に貯留施設あるいは浸透施設を設置するよう、継続的に指導していく。
船橋市	河川整備課	H21～27	船橋市宅地開発指導要綱に基づき指導を行う。 指導面積:500m ² 以上
佐倉市	土木部 下水道課	H21～27	雨水貯留施設の設置の指導を行う。
八千代市	上下水道局 維持管理課	H21～27	「八千代市開発事業指導指針」に基づき、調整池の設置を指導していく。
鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川建設課	H21～27	要綱の名称:鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱 対策名 :開発行為における調整池の設置。 実施箇所 :市内 実施予定量:565～1,450m ³ /ha 実施方法 :宅地開発指導要綱に基づき指導。
四街道市	都市部都市 計画課	H21～27	開発行為指導要綱に基づき、雨水排水計画、調整池の設置等の指導を行う。
八街市	都市計画課	H21～27	八街市宅地開発指導要綱に基づき、1,000m ² 以上の開発行為を対象に指導を行い、完了検査時に設置確認する。
富里市	都市計画課	H21～27	富里市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議の中で指導。
酒々井町	まちづくり課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。 調節池の設置(中川)
印旛村	都市建設課	H21～27	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留施設計画策定の手引き」及び「開発許可制度の解説」を基準とし指導する。
栄町	建設課	H21～27	栄町宅地開発指導要綱に基づき、宅地開発事前協議の中で指導し、完了検査時に設置確認する。
千葉県	印旛農林振興センター 基盤整備部 地域整備課	H21～25	畑地帯総合整備事業北総中央I期地区 実施箇所:富里市 実施量:調節池N=6カ所 実施方法:洪水調節池を設置し、流出抑制を図る。
	千葉地域整備センター	H21～27	施策内容:調節池の設置 実施箇所:桑納川、石神川
	印旛地域整備センター 成田整備事務所	H21～27	県立高等学校校庭を利用した、浸透機能を持った貯留施設の設置(規模容量は測量等により決定)。

VI水害被害の軽減	96	水田畦畔高確保による貯留
〇流域の流出抑制		
ア)流域対策の推進		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画											
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策		
〇	〇						◎	◎			◎				〇															〇		〇

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民(農家)は、水田の畦畔の維持管理を行います。
水利用者	土地改良区は、畦畔高確保の啓発を行います。
企業	—
市町村	—
県	ほ場整備事業において畦畔の整備を行います。
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課・水土里調整課	H21～27	畦畔の整備及び管理について啓発。21世紀土地改良区創造運動でとりあげ「畦畔築立による洪水調整」など多面的機能のPRを図る。 *印旛沼地域の治水施設を再構築するには、多くの時間と多額な資金が必要と思われる。よって農の役割として「水田による洪水調整」、都市側では雨水浸透施設、調整池の整備が重要と考える。
千葉県	耕地課	H25～27	県営事業のほ場整備による畦畔の整備 実施箇所:八千代市(予定) 実施量:区画整理面積 未定 施策番号35「環境に配慮した農業用排水路の整備・管理」との整合を図る。(実施機関、実施箇所)
	印旛農林振興センター 基盤整備部 地域整備課	H22	経営体育成基盤整備事業平戸2期地区 実施年度:H17～H22 実施箇所:印西市、八千代市 実施量:A=58ha 実施方法:区画整理工事を実施し、畦畔高を確保する。

VI水害被害の軽減	97	沼・河川周辺排水機場の整備・改修
P内水排除		
サ)排水機場整備		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果				関連計画										
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策		
○	○			○	○			◎			◎		○		○															○		○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	土地改良区は、必要に応じて、排水機場の整備や維持管理を行います。
企業	—
市町村	—
県	排水機場の整備・改修を行います。
国・水資源機構	水資源機構は、必要に応じて排水機場の整備を行います。
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼土地改良区	水土里整備課	H21～27	国営干拓・印旛沼開発事業で造成された基幹的施設の整備・改修を国営流域水質保全機能増進事業及び維持管理補助事業により実施。※これら整備・改修は営農の変化、地域の開発(用水路線の変更)など考慮して行われるが、排水の計画はあくまで「農の計画諸元」であり都市的排水計画ではない。
千葉県	耕地課 印旛農林振興センター 基盤整備部 地域整備課	H21～27	<p>国営造成施設(排水機場)を千葉県が管理委託を受けて管理を実施。 実施箇所国営用排水機場(吉高機場、宗吾機場、甚兵衛機場、埜原機場) 実施方法国営事業によって設置された用排水機場を千葉県が管理委託を受けて管理している。必要な点検整備を行う。</p> <p>H12～22 実施箇所:成田市大竹地先 施策規模:大竹排水機場1箇所(10.5m³/s)導水路1,035m</p> <p>H23～27 実施箇所:成田市角川地先 施策規模:角川排水機場1箇所(3.5m³/s)導水路2,650m</p> <p>湛水防除事業印旛沼地区 実施箇所:成田市及び栄町 実施量:排水機場N=2カ所 実施方法:排水機場を設置し、受益地内の湛水被害を防止する。</p>
農林水産省	利根川水系土地改良調査管理事務所	H22～27	農業用揚排水機場の整備・改修 実施年度:H22年度～H27年度(事業はH33年度までを予定) 実施規模:3箇所 実施内容:流域内の農業用揚排水施設の再編整備を行う中で、農業用の揚水機能と排水機能を兼ね備えた機場を整備・改修。
水資源機構	管理課・電気通信課	H21～27	H20年度までに「印旛沼開発施設緊急改築事業」により、印旛機場、大和田機場の改築が完了。 H21年度以降必要に応じて施設の整備を実施する。

Ⅶ調査・研究	98	環境調査の実施
Q水循環の現状把握		
キ)環境調査の実施		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	すぐに実施	実施に向け検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○				○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○								○	○	○						○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、モニタリング調査に積極的に参加します。
水利用者	漁業協同組合は、県、市町村が実施する各種調査に協力します。
企業	企業は、モニタリング調査に積極的に参加します
市町村	水質調査、生物調査等各種調査を実施します。
県	水質調査、生物調査等各種調査を実施します。
国・水資源機構	水資源機構は、水質調査を実施します。
調査研究機関	水質調査、生物調査等各種調査を実施します。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
印旛沼環境基金		H21～27	印旛沼の水生植物分布調査……隔年度 印旛沼周辺の水路における魚介類生息調査……隔年度 印旛沼流入河川におけるマシジミ生息調査……隔年度
印旛沼漁業協同組合		H21～27	県の張り網漁獲調査への協力。 関係機関が実施する水質や動植物調査への協力。
印旛沼土地改良区	水土里調整課	H21～27	関東農政局ほか行政組織、研究機関、大学が行う「環境調査」に対し協力する。※水質・生物・外来種・水循環等多岐な項目に渡る。
千葉市	環境保全推進課	H21～27	鹿島川水質調査(H21～27年度)、生物調査(H21年度)
船橋市	環境保全課	H21～27	河川水質調査の実施。 地点:神崎川水系2地点、桑納川水系1地点 回数:月例調査を年6回、24時間調査を年2回
成田市	環境計画課	H24～26	動植物生息調査
	環境対策課	H21～27	河川水質調査を実施 印旛沼流域地点:江川1地点 調査回数:一般項目は年6回、健康項目は年2回
佐倉市	経済環境部環境保全課	H21～27	H21～西御門環境保全ゾーンにおける湧水、生物に関する自然環境調査。 H21～畔田沢流域の植物に関する自然環境調査。 環境基準適合状況調査(鹿島川、高崎川、手繰川) 公共用水域の底調査(29地点)
八千代市	安全環境部環境保全課	H21～27	○河川・排水路の水質調査 神崎川水域2地点、桑納川水域5地点、新川水域3地点、高野川水域2地点において、年6回実施。 ○河川水中の環境ホルモン調査 八千代市全域において、年1回、環境ホルモンの調査を行う。 ○河川水中のダイオキシン類調査 八千代市全域において、年1回ダイオキシン類の調査を行う。
鎌ヶ谷市	市民生活部環境課	H21～27	実施箇所:市内河川 実施方法:水質調査
四街道市	環境経済部環境政策課	H21～27	河川水質検査の実施。 実施箇所:鹿島川流域6箇所手繰川流域2箇所 実施内容:12回/年(毎月)実施
八街市	環境課	H21～27	河川水質検査を実施(4回/年)。 高崎川流域6箇所 鹿島川流域7箇所

主体名	担当部署	期間	対策内容
印西市	市民経済部 生活環境課	H21～27	河川の水質調査 実施箇所:印旛沼流入河川(神崎川、戸神川、師戸川)及び湧水。 実施内容:河川4回/年、湧水2回/年水質調査を実施している。 H15年度～H20年度に実施した生物モニタリング調査結果を掲載した環境マップを作成し、市民へ公開する。
白井市	環境課	H21～27	河川の水質調査を実施する。 印旛沼流入河川3箇所 自然環境調査を実施する。
富里市	環境課	H21～27	河川水質検査 実施箇所:高崎川4箇所、江川1箇所 調査回数:3回/年
酒々井町	生活環境課	H21～27	河川の水質調査を実施 地点:高崎川2地点、中川2地点、江川2地点、印旛沼中央排水路1地点 回数:年2回
印旛村	環境課	H21～27	印旛沼流入河川水質調査 実施箇所:流入河川より7地点 調査回数3回/年
本埜村	経済建設課 都市環境係	H21～27	印旛沼流入河川水質調査 実施箇所:流入河川15地点 調査回数1回/年
千葉県	水質保全課	H21～27	公共用水域の水質測定 実施箇所: (1)印旛沼内4地点(阿宗橋、上水道取水口下、一本松下、北印旛沼中央)・月2回(年間24回実施) (2)流入河川8地点(鹿島川(岩富橋年4回)、鹿島川(鹿島橋)、高崎川(竜灯橋)、手繰川(無名橋)、師戸川(師戸橋)、神崎川(神崎橋)、桑納川(桑納橋)、印旛沼放水路(八千代橋)・月1回(年間12回実施)
	河川環境課	H21～27	流入河川の水位・流量・水質調査 目標評価指標のモニタリング
	水道局	H21～27	水源水質検査 検査地点及び頻度:印旛沼内7地点1回/月 (舟戸大橋、沼中央部、取水口前、鹿島川出口、飯野台機場前、一本松機場前、捷水路南出口)
	印旛地域整備センター	H21	印旛沼において鳥類調査を実施。
	環境研究センター	H21～27	市民と協働で行う水環境調査。
水資源機構	管理課	H21～27	水質測定の実施 実施箇所:測定場所6カ所(利根川、豊年橋、酒直水門、鶴巻橋、舟戸大橋、村上橋) 実施規模:月1回(水温、pH、COD等)

Ⅶ調査・研究	99	研究の促進
R研究、技術開発の促進		
ユ)研究、技術開発の促進		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野						対策による効果				関連計画									
	実施に向け検討	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
○	○						○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体は、調査・研究に参加・協力します。
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、調査・研究に協力します。
企業	企業は、調査・研究に参加・協力します。
市町村	調査・研究に参加・協力します。
県	調査・研究に参加・協力します。
国・水資源機構	国土交通省は、印旛沼を調節池として活用した放水路の検討をします。
調査研究機関	印旛沼流域の水循環に関連する様々な調査・研究を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	河川環境課	H21～27	各研究機関等における水循環健全化に資する調査・研究の推進、データ・情報等の提供。
	環境研究センター	H21～27	閉鎖性水域の富栄養化に関する調査研究 —特に非特定汚染源対策について— (1) 県内河川の硝酸性窒素汚染に関する調査研究(H18～21年度) (2) 畑地、水田、市街地等の土地利用別流出汚濁負荷原単位の算定に関する研究(H20～22年度) (3) 大気中窒素化合物の影響調査(H20～24年度) (4) 水田による硝酸性窒素浄化調査(H17～21年度) (5) 小規模事業場の排出負荷削減に関する調査研究(H20～22年度) (6) 印旛沼・手賀沼に関する情報の整理と解析(H18～22年度) 水辺生態系に関する調査研究 (1) 画像解析処理によるプランクトンの分類および定量システムの開発(H19～22年度) (2) 湖沼及び海域の水質及びプランクトン優占種の長期変動とその要因に関する研究(H20～22年度)
	農林総合研究センター	H20～23	印旛沼流域水循環健全化会議が行う「農地系みためし行動」の一環として、下記研究を実施する。 「印旛沼流域における畑地からの硝酸態窒素による環境負荷の実態把握と負荷低減対策の評価」 (印旛沼の水質改善を進めるために、農地が沼に対して及ぼす環境負荷を評価し、現地における負荷低減対策の効果を明らかにする。)
	畜産総合研究センター	H21～27	家畜排せつ物の効果的処理技術の検討(～21年度) 家畜ふん堆肥の利用促進に関する研究(～23年度) 飼料作物における省力的施肥技術の検討(～23年度) 畜産部門においても環境負荷を十分に考慮した生産体系へシフトすることは必至で、従来の環境対策も新たに以下のような内容の研究が想定される。 ・家畜排せつ物の耕地還元利用が作物利用や土壌許容量との兼ね合いで大幅に制約されるため、 燃焼エネルギー利用等土地還元以外の処理方法の検討が急がれる。 従って、①家畜排せつ物の簡易燃焼技術の開発や減量化技術の検討 ②畜舎排水(尿污水)の高度浄化処理技術の検討等が予定される。 ・また、還元利用にあたっては、土壌条件や地下水や表層水への影響を十分に考慮した還元方法が必至となるため、関連する技術開発が急がれる。 例えば、①土壌、作物、作期に適した堆肥調整技術の開発 ②土壌の浄化能力を考慮した減肥栽培技術の検討等が予定される。
	水産総合研究センター内水面水産研究所	H21～27	印旛沼の魚介類資源動態調査(～H27) ・張網によって漁獲された漁獲物により、印旛沼の魚介類相を調査する。 河川と水田を結ぶ移動障害を解消する魚道構造の策定(H21～H25) ・用水路に設置された堰等で、簡易な魚道構造を研究する。 ヨシ・ガマなどの抽水植物帯の魚類再生産に関わる機能の解明(H22～H26) ・抽水植物帯の産卵場・稚仔魚保育場としての役割を調査する。
生物多様性センター(自然保護課生物多様性戦略推進室)	H21～27	生物多様性に関する連携大学との共同研究(H21～23) 印旛沼流域をモデルとして、生物多様性及び生態系サービスの評価に関する調査研究を行う。	

主体名	担当部署	期間	対策内容
千葉県	中央博物館	H21～27	<p>湖沼生態系の生物多様性に関する調査研究</p> <p>(1) 印旛沼・手賀沼の沖合の底生動物相の定量調査(平成21年度)</p> <p>(2) 印旛沼における水生昆虫類の基礎調査(平成22年度)</p> <p>印旛沼湖岸植生再生に関する調査研究</p> <p>(1) 埋土種子発芽/バット水槽撒きだし検証実験</p> <p>(2) 印旛沼起源水生植物の保護育成栽培実験</p> <p>(3) 印旛沼起源水生植物の標本・収蔵</p> <p>(4) 沈水植物食害生物による捕食影響実験</p> <p>(5) 印旛沼湖岸における各種事業実施地の現場調査</p> <p>水質改善技術検討会</p> <p>(1) 植生再生ワーキンググループへの参画</p> <p>(2) みためし行動「冬期湛水」における生物相調査</p> <p>(3) みためし行動「生態系」における水草探険隊への参画</p> <p>(4) みためし行動「市町村みためし」における水生生物調査への協力</p>
国土交通省	利根川下流河川事務所	H21～27	印旛沼を調節池として活用した放水路の検討。

VII調査・研究	100	新技術開発の促進
R研究、技術開発の促進		
ユ)研究、技術開発の促進		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果					関連計画							
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	県・国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	住民・市民団体・学校は、印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行い
水利用者	土地改良区・漁業協同組合は、印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行います。
企業	印旛沼に関係する事業者は、印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を
市町村	印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行います。
県	印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行います。
国・水資源機構	印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行います。
調査研究機関	印旛沼流域の水循環健全化に寄与する技術開発を行います。

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

Ⅷ経済的措置	101	取り組み財源確保のための仕組みの検討
S経済的措置		
メ)経済的措置		

緊急行動計画での有無	優先度		主たる実施地域				実施主体				関連する分野							対策による効果					関連計画							
	すぐに実施	今後検討	市街地・住宅地	農地・自然地	河川・水路	印旛沼	流域全体	住民・市民団体・学校	土地改良区・漁組	企業	市町村	国・水資源機構	調査研究機関	河川	環境	農林水産	下水道	上水	道路	都市	教育	水量	水質	生態系	親水	利水	治水	湖沼計画	整備計画	独自対策
	○					○					◎		○	○								○	○	○	○	○	○			○

実施主体	取り組みの内容
住民・市民団体・学校	—
水利用者	—
企業	—
市町村	—
県	(今後必要に応じて検討していきます)
国・水資源機構	—
調査研究機関	—

■行政(市町村・県・国)、水利用団体が実施する具体的な内容

主体名	担当部署	期間	対策内容

印旛沼・流域再生 恵みの沼をふたたび

印旛沼流域水循環健全化計画 第1期（2009～2015年）行動計画（案）

2010年3月 初版発行

印旛沼流域水循環健全化会議 事務局

千葉県

県土整備部 河川環境課

TEL：043-223-3155 FAX：043-221-1950

環境生活部 水質保全課

TEL：043-223-3818 FAX：043-222-5991

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

mail：inbanuma@mz.pref.chiba.lg.jp

URL：http://www.pref.chiba.lg.jp

協力 パシフィックコンサルタンツ株式会社

表紙写真：春の朝（印旛村吉高より見た印旛沼）

裏表紙写真：風に合わせてさえずるヨシキリ

（佐倉市土浮の沼辺）

内田儀久氏 撮影・提供



いんばぬまの情報もりだくさん！
WEB サイト「いんばぬま情報広場」
<http://inba-numa.com/>